

平成 29 年 第 2 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

平成29年第2回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 平成29年 6月14日(水)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 6月14日 午前10時02分

1. 閉 会 平成29年 6月14日 午後 4時16分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 北 里 勝 義 君

10番 時 松 昭 弘 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月14日から 6月19日までの6日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 6. 14)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

平成29年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、北里町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） おはようございます。平成29年第2回の小国町議会の定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆さま方、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。

この6月議会、お手元にありますように、議案といたしましては、条例改正関係、それから小国町総合整備計画の策定関係、そして一般会計の補正予算、また特別会計の補正予算関係、そして農業委員会の人事案件がそれぞれ提出をさせていただいております。

また、報告になりますけれども、繰越明許費関係でございます。あと発議となっております。

また、今議会も一般質問ありますので、いろいろな意見を賜りたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成29年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 北里勝義君

10番 時松昭弘君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る6月5日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月14日から6月19日までの6日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの6日間と決定いたしました。

本会議は、本日と15日、16日に開くこととし、もし会期を待たずに議了したときは、その

ときに閉会いたしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第30号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） おはようございます。議案集1ページをお願いいたします。朗読させていただきます。

議案第30号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里 耕 亮

お配りしております資料の右肩30が改正本文となります。説明資料といたしまして、まず、総務課資料（1）の議案の概要をお願いいたします。

1段目になります。提案理由でございます。

地方税法の一部改正に伴い、小国町税条例の一部についても、所要の改正が必要になり、改正を行うものでございます。

次に改正内容です。配付資料の税務課資料（1）、税条例の改正概要をお願いいたします。

また、資料（2）に新旧対照表が御用意してあります。

まず、固定資産税の課税標準の特例措置、わがまち特例の創設でございます。

今回の特例措置は、保育の受け皿措置の促進のための措置ということで、まず第61条の2、条の追加でございます。

児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置につきまして、条例で定める割合を地方税法を参酌して2分の1とするものでございます。

次に、附則第10条の2です。これも同様の特例措置の追加でございまして、企業主導型保育事業に供する固定資産税の課税標準の特例措置につきまして、条例で定める割合を地方税法を参酌して2分の1とするものでございます。適用は、平成30年度以後の固定資産税からとなっております。

次に、附則第5条です。個人町民税の所得割の非課税の範囲の規定でございしますが、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称変更する定義規定の整備でございます。

平成31年1月1日からの施行でございます。

以上が、本則による改正でございます。このほかに附則の第4条に、平成26年一部改正の一部改正がございます。自動車税の経過措置の規定で、税額等が変わるものではなく、引用する条

項第82条の符号の細分化の改正に伴う表と字句の整理でございます。

以上で、税条例改正の提案理由と改正内容の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第30号について質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第31号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） 議案集1ページをお願いいたします。中段でございます。

議案第31号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里 耕亮

それでは、提案理由と改正内容の説明をいたします。お配りしております資料の右肩31が改正本文となります。

説明資料といたしまして、総務課資料（1）の議案の概要と税務課資料（3）の新旧対照表を御用意をお願いいたします。

それでは、総務課資料（1）議案の概要の2段目でございます。提案理由でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、小国町税特別措置条例の一部を改正する

ものでございます。

改正内容は、税務課資料（3）の新旧対照表で説明いたします。

第1条中の過疎地域内における固定資産税課税免除の対象事業の改正でございます。「ソフトウェア業」を廃止し、「農林水産物等販売業」を追加するものでございます。追加される農林水産物等販売業とは、改正文に括弧内で明記をしておりますけれども、過疎地域内において生産された農林水産物、又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において、主に他の地域の者に販売することを目的とする事業となっております。

以上で、議案第31号の提案理由と改正内容の説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第31号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第32号 小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。それでは、議案集をお開きくださいませ。2ページでございます。

議案第32号 小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは、総務課資料（１）の概要版をお手元にお開きください。読ませていただきます。

農業集落排水処理施設の整備地域と未整備地域の汚水処理に係る経費の格差是正及び、農業集落排水事業が将来にわたり良質なサービスを安定的に提供できるよう、経営基盤の強化を図ることを目的として料金の額を引き上げるものでございます。

それから、説明資料としましては、建設課右肩に「資料１」と書いてあります新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思えます。

左側が改正案、右側が現行でございます。冒頭の第３条につきましては、条文の校正でございます。文字間にスペースを入れる等の校正だけでございます。

それから次の別表第１、区域の指定になりますけれども、３地区のうち、黒淵地区の農業集落排水施設処理の区域につきまして、現行では、大字黒淵字蓬莱地区というふうになっておりますところ、現在全地区で運営しておりますので、改正後は、大字黒淵全域と、なお上滴水、杉平、室原及び手水野を除くというふうに改正をするものでございます。

それから、次のページでございます。別表第３におきましては、条例の第１６条関係でございまして、使用料についての規定がございます。その別表でございます。今回の条例を提出させていただき主な目的でございまして、今回基本料金を現行「２千円」から「２千３００円」と、３００円アップと、世帯人員１人当たりの使用料につきまして、現行「５００円」を「７００円」、２００円アップというようなことで改正させていただきところでございます。

この理由につきましては、概要版で御説明しました。まず個人で設置されています合併処理浄化槽の年間の経費が約７万円ほどかかっているということで、こちらで試算しているところでございます。また一方で農業集落排水事業３地区の使用料との比較ということで、現在７万１００円ほど使用料がかかっていると。これは世帯人員によって、各戸違いますけれども、使用世帯数と世帯人員の基礎数値を基に平均的に２．６２というようなところが出ておりますので、こちらあたりを人頭数ですので、３人という整数丸めましたところでの年間の使用料というのが７万１００円というような試算でございます。それにおきましても、２万円ほどの格差があるということで、以前から議会のほうでも度々そうしたことが取りざたされていたところでございます。

今回、現在特別会計で集落排水事業を運用しておりますけれども、収支が合えば一番いいのですが、昨今ですと７千万円近くを一般財源から繰り入れしなければ経営が非常に難しくなっているという状況もございますので、そういう意味で格差是正と、それから一般財源の持ち出しの軽減というようなことで、今回提案させていただいているところでございます。

昨年１２月２１日に上下水道運営審議会、これは８人の委員さんで構成されておりますけれども、その中で御審議をいただき、今回の料金改定の提案をさせていただきことになったわけでございます。

皆さんの同意をいただいて、今回上程をさせていただきますけれども、前回の上程から10年経っております。改正から10年経っております。今回そのような10年を経て格差是正、それから財源の軽減というようなことで提案させていただいているところでございます。

私のほうからは以上でございます。どうぞ御審議方よろしくお願いたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第32号について質疑に入ります。

4番（高村祝次君） 今課長が一般財源から7千万円ぐらい持ち出しているということでしたけれども、修理代とかを上げる根拠、確かに私が以前上下水道委員をして、ちょうど黒淵が開始1年目の時だったと思います。その時も値上げをした経緯がございます。それから10年間やっていないということで、いかにも値段が非常に厳しい中に値上げをするということですが、やはり年間の修理代とか、そういう議員の皆さんもですが、黒淵、西里、田原、秋原地区の皆さんが内容がわかるように、もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

建設課長（佐藤彰治君） ちょっとお待ちください。

全体の処理費というのは、今は手元にはございません。申し訳ございません。ちょっと手持ち資料がございませんので、後ほど御報告させていただいてよろしいでしょうか。

4番（高村祝次君） 今課長は「7千万円」と言いましたけれども、これは償還金とか合わせてからの話だと思いますけれども、当初議員の方から集落排水は非常に厳しい状況で行われることになっていくのではないかと、そういうことで町全体でやるのかということでしたけれども、その当時、町長は町全部をやっていくという方向を出しました。ですから償還金というのを入れて7千万円という、一般の人が結構、おっというような声が聞こえてきます。しかし、それは町がやるということで、その金額を言ってもらくと、非常に今農業排水をやって、その集落はえらい何か優遇されているというような声が聞こえるのではないかと思います。しかし、それは町の政策の中で、やるということを決めたんですから、今現在この値上げにいたっては、やはり修理代とか、日頃のメンテがかかってくる費用の中から値上げをしていくということをはっきり示していかないと、ただ単に、これを値上げしますということでは、私はやはり、放送の中で聞かれた人がわからないというふうに思います。なんで値上げをするのかと、確かに合併浄化槽の方と集排の方は差額は確かにあります。

私も一般質問で、やはり上水道、下水道については町民一律であるべきということを言いましたけれども、やはり下水道については、そういう町の方針で当時議員の方が、もう農排水はやめて合併浄化槽にしたほうがいいのではないかとことを言われた議員もおりましたけれども、やはり一貫して町のほうは、それをやっていくということで、話が進んで合併浄化槽でやるということは言わなかったと。やはり難しい所は、確かに合併浄化槽でやらなければなりませんけれども、大半は集落排水でやっていくということでしたので、そこあたりを値上げする根拠というのをはっきり課長が示さないと、やはり審議会で話されたことは何だったのかと、そのとき私も

ちゃんと言った、知らなかった、聞かなかったではなくて、ちゃんと審議会に出席した人は、必ずそういう議事録をとって署名捺印をしてくださいということで、担当職員に言ったので、その後、担当職員が全員に署名捺印をもらって議事録として準備しております。

やはり、その時も話が出ましたけれども、合併浄化槽については県の補助金がないからという話でございましたけれども、そこに来た住民課長は、「いや、県がないなら町がこの事業はすべきですよ」と、あえて住民課長が言いましたけれども、私もそのとおりでと思います。このことについては、町民の格差がないようにするためには、値上げもしていかなければいけない、その根拠は何かということをはっきり課長は答弁できるように、もう少し勉強してもらいたいと思います。ここで、今この場ではわかりませんか、資料がありませんというようなことではなく、やはり課長である以上は会議も出席しておりましたので、ちゃんとその把握ぐらいわかって、何のために値上げをするのかということをはっきりつかんでもらいたいと、これは建設課長だけではありませんけれども、やはり値上げするときは、各課長は、ちゃんとその根拠は何であるかということをも十分把握して、この議会に出てもらいたいというふうに私は思います。

以上です。

建設課長（佐藤彰治君） 申し訳ございません。先ほどの7千万円近くの一般財源からの繰り入れとしておりますということで、ちょっと資料のほうが見つかりませんでしたけれども、現在、平成27年度の実績しか今現在ございませんけれども、田原地区、西里、それから黒淵3地区の使用料の決算ですけれども、2千100万円ほどいただいているところでございます。

それから、その中から今度は維持管理費ということで、施設の電気・水道料、そのほか保守点検、委託、それから清掃とか、通信費、修繕費等も含めまして、2千900万円ほど3千万円弱ですが、それほどの支出がございます。3地区合わせまして。結果的に、その差額が不足ということになるわけですが、現在、その差額が790万円ですが、800万円ほど生じてきているということでございます。すべてが7千万円のうちでございますので、維持管理費と使用料のバランスはマイナス800万円ほど生じてきていると。これは平成27年度の決算でございますけれども、今後、人口減とかということが考えられますので、そのあたりは、結局差額等が収入に対して支出が増えていくというようなことは、前もって考えられるということでございまして、当然、収入に対する支出は、どんどん開いていくというようなことは、ちょっと懸念されるところでございます。先ほどの御質問につきましては、すべてが7千万円ということでございまして、そのうち800万円ほどは施設の維持管理費等、先ほど申しましたところの不足が生じているということでございます。

以上です。

4番（高村祝次君） 800万円ぐらいが修理費などにかかっているということですが、やはりこれを値上げして大体幾らぐらいになっていくのか、そこあたりもはっきり、ただ単なる値

上げということではなくて、800万円修理代がかかっていると、そのうちの幾らぐらいと。

そして、やはり委員会、審議会の中でも話がありましたように、今後管理の戸数が高齢化して減ってくると、あるいは加入率が100%のところもあれば、70%のところもあるというようなことで、非常に経営が厳しいということではなかったかなと思います。ですから、やはり10年に1回行われた改正が、これはやはり執行部の責任ですよ。逐次1年に1回ぐらいやって状況を報告していけば、一遍にこんなに上げることもなかったんですけども、10年に一度やったと、審議会が行われなかったということがひとつの大幅な値上げになってきたと。やはり、こういうことは町民にわかりやすく、毎年ではなくても、変動がないときはいいのですけれども、大幅な変動が起こってくるというときには、やはり町民にわかりやすく説明することが一番大切ではないかなというふうに私は思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 今回の議案の値上げの部分でございますが、確かに最初の話をしていただきますと、私も議員時代に、この小国町として農業集落排水事業に取り組み、全町的に取り組むというような部分がありました。その折、高村議員も、その最初の段階の議会の中での発言等、少しされていたのを私も記憶しているのですが、それぞれ議員も、その方針について多少なりとも意見があった議員もおられたように記憶をしております。

私が町長を赴かせていただきまして、田原地域、それから西里地域、黒淵地域と進めていく中で、なかなか大変な事業費がかかると、そういう中で小国町の汚水処理計画という部分を策定する中で、やはりすべての農集排を町内隅々まで網羅をすると、小国町の将来的な財源というのも大変な部分になるのではないかなというような部分も専門家との協議もありました。そこで大きく方向転換をして、以前にもお話をさせていただきましたが、小国町は合併浄化槽を推進するという方向転換をさせていただきました。

そういう中で議員おっしゃるように、上下水道審議会が開かれていなかったことは反省する部分でもあります。その中で、今4番議員おっしゃいますように、今回の値上げの基本となる部分が今現在も予算が厳しい中で西里地域の最終的な処理場の機械設備、それから途中のポンプ、黒淵地域の処理場、それまでのポンプ、そういった部分をなかなか予算的なことがありまして、交換とかをちょっと抑えていた状況でありました。今回、値上げをするにあたって、課長及び担当者との協議をして、今回同意をいただければ、来年度の予算等に、非常にちょっと止まってもおかしくないような状況もある、そういう部分は早めに交換をさせていただくと。必要な部分についてはさせていただくと。通常どおりに運営をしている中で止まっては、その供用地域に御迷惑を掛けますので、そういう部分をさせていただきたいと、そのための料金の改定でございます。おそらく修繕費800万円でございますけれども、今回の料金改定においては、今回上げることで、後で計算しますが、500万円程度上げさせていただくという部分でありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、御意見がありました上下水道審議会は、委員長、副委員長も協議もありますけれども、年に1回は通例的にさせていただくようなことを執行部としても、今後も考えていきたいというふうに思っておりますので、御指摘を大変ありがたいというふうに受けとめさせながら答弁とさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

建設課長（佐藤彰治君） 先ほど800万円の差額というふうにお伝えしたと思います。修繕費が800万円ということではございませんで、3地区の修繕費等も含めました点検とか、あと電気代、そういった支出の分が2千900万円ほど支出されているということでございます。

それから、収入に対します差額、先ほどの2千900万円は支出でございまして、収入は2千100万円ほどでございますので、その差額が800万円ほど収支に不足が生じていると、そういう800万円でございます。以上、訂正させていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） 今回の改正でいかほど収入が増えるのかということでございます。

基本料金を300円、それから世帯1人当たり200円アップということで、それによります収入が2千600万円ほど試算がされております。現行の料金体系に比べますと、500万円ほど、532万9千円というような収入増というようなことになるということでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 国の法律を見てもとみると、農業集落排水法という法律はないのです。下水道法というのがありまして、当然污水处理ということですから、この上位法というのは下水道法にのっかってやるということだと思います。

そこで、そもそも何で小国町が農業集落排水を布設したのかという立場に立って考えたときに、下水道法は目的として三つあげています。都市の健全な発展がひとつ。第2に、公衆衛生の向上。第3が、公共用水機能水質の保全ということでありまして、ですから、やはり小国町というと筑後川の最上流域になりますので、やはりそういう大きな重要な川の最上流域にあって、その水質の保全をやっていく上で、やはりそういう污水处理率、人口の率を向上させていかなければならないと、そのためには町民の自己責任だけに任せておくのではなくて、やはり公として、そういう水質の保全向上のために取り組もうということで、この取り組みが始まったというふうに私は理解しておりますけれども、そういうことでよろしいですか。

町長（北里耕亮君） そういう部分で農業集落排水事業に取り組んだというふうに、私も理解しております。

5番（児玉智博君） では、ちょっとここで資料配付の許可をいただきたいのですか。

議長（渡邊誠次君） 資料の配付を求めます。

[資料配付]

5番（児玉智博君） では、資料を配付をしていただいているうちに、もうひとつお伺いしたいのですけれども、この上下水道の運営審議会が開かれまして、この料金改定がなされると。

先ほど提案理由の説明や高村議員の質問で明らかになったのは、その農業集落排水の整備された区域、すなわち田原、西里、黒淵ですけれども、それ以外の地域で戸別の個人設置型の合併処理浄化槽が維持管理のために必要な、大体5人槽で7万円という説明をこの間されていますけれども、その格差があると、その格差を是正しなければならない、これが第1。

もうひとつが、使用料収入に対する維持管理費等の差額がおよそ800万円あるから、それを縮小するために、経営基盤を安定させるためにやりましょうということで、お話があったと思うんですけれども、やはりそういう審議はされたんだと思います。

しかし、私、こういう町民からお金をもらうようなことについては、やはりもうちょっと総合的に検討が必要だと思うんですが、今言われたような格差是正、それと赤字縮小の問題以外についても、きちんとやはり審議はされているのでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 今回、昨年12月21日に開かれました上下水道運営審議会におきましては、先ほど議員がおっしゃられるようなテーマに沿って、資料をお出ししながら説明し、料金改定について、事務局から提案をさせていただいた経緯でございまして、その他にも、例えば、集落排水事業そのものが、前回、昨年でしたかお話ししましたとおり、小国町の下水道整備基本構想とかいうのが平成15年から策定され、平成25年には汚水処理構想というようなことで策定をされております。その中で当然存続か、停止かというような事業そのものも討議されておりますし、その中では、むすびとしましては、今後事業を展開していく中では、非常に更に経営が厳しくなっていくというようなことで、事業を断念し、個人設置型の合併処理浄化槽を推進啓発していくというようなことで御報告をさせていただいたかと思っております。

それにつきましても、当然補助金等の対応をしていくということで、実は昨年、現在、国が3分の1、それから県が3分の1、町が3分の1というような、それぞれ等分の負担で個人設置型の浄化槽については補助金を交付しているところでございまして、実は、昨年県のほうでは新築住宅の申請については、補助金を出せないというようなこともございましたので、ただ、そうなりますと、個人負担が3分の2必要になってきます、新築の場合は。ですので、そういった対応も町のほうで財源的に、申請は変わらず補助を受けられるように一般財源等を組み入れまして、県が支出できない分の3分の1については対応するとか、そうしたことも含めまして、審議会の中では事業そのものを、それからその対応とか、今後の対応とか、そうしたものも審議会の中で話されているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 私は、以前の審議会での審議のことは聞いていないわけで、今回料金改定ということを審議したのは今回ですよ。ですから、その料金改定のための判断の材料として、ど

んなものを審議会に出したんですかということで聞いたわけですが、では具体的に聞きます。やはり、公共サービスなんかは、よく町長が言われるのが、「周辺の自治体との整合性、バランスも考えなければならない」というふうに言われています。ですから、やはり私は農業集落排水の利用料だって、やはり公共サービスですから、この利用料金は周辺自治体とのバランスがとられなければ、それこそ私は現行不一致だと思います。ですから、やはり周辺自治体の利用料の状況なんていうのは、きちんと説明されたんですか。

建設課長（佐藤彰治君） 今回の利用料等の周辺の自治体の資料等については、説明はしておりません。

5番（児玉智博君） それでは、配付資料を御覧ください。1枚目、御覧いただきますと、それぞれ市町村名が上からずらっと書いてあって、人口、それと処理人口と、汚水処理人口の普及率、その隣が下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミブラというふうになっております。それで、県内では23の市町村が農業集落排水施設を整備しております。2ページ目を御覧いただきますと、3ページ以降は公共下水道の使用料ということで、県で資料が出ていたんですが、農業集落排水施設はありませんでしたので、私がホームページなどから拾い上げてつくりました。この中で、南阿蘇、あさぎり町は不掲載のため不明というふうになっておりますが、今朝、電話で確認しました。南阿蘇村の場合は、基本使用料が2千円、人員割が500円、小国町と同じ状況だったんですね。

話は前後しますが、利用料金というと、農業集落排水は基本的には小国町のように基本料金があって、それで人員割で、世帯人員が増えるごとに、その分プラスされていくやり方と、それと熊本市のような重量使用料ということで、公共下水などが多いと思いますけれども、水道水を使った規模に応じて高くなるというやり方、大体この二つやり方でなっております。

あさぎり町は、基本料金が1千200円、8トンまで1千200円で固定です。超過料金ということで、1トン、1立米増えるごとに150円ずつプラスしていくというようなやり方がなされております。

それと、この表にちょっと漏れております宇土市は、基本料金が2千780円で、これも8トンまでは固定で、8トンを超える分は、8トンから30トンまでが1トンごとに135円のプラス、30トンから50トンに関しては、1トンごとに150円のプラス、50トンから100トンまでは160円、100トン以上は1トンごとに180円というふうになります。

合志市も8トンまでは700円の基本料金で、8トンを超える分については、1トンごとに120円プラスというふうになります。

それで、この表の一番左を見ていただきたいのですが、4人世帯で20立米、月に使ったとしてということで、大体一般家庭20立米ぐらいですから、それで掲載しているわけなんです、それに換算すると、小国町の使用料というと、結構というか、今4千円ですけれども、これ改定

した5千円超すような状況になってしまうわけですよ。5千円超すところなんていうと、ちょっと今の現状では五木村しかないわけで、これはあまりにもやはり高すぎるのではないかと思います。

お隣の南小国町を見てみますと、3千780円、現状よりも安いわけです。今さっき課長が、「大体3人世帯で換算しました」というふうに言いましたので、3人に直して見ますと、八代市で4千129円、その下、玉名市が3千285円、人員が減るだけですので、皆さん御自分で計算していただければいいのですけれども、例えば、南小国だったら3千460円というふうになります。現状だと4人世帯、小国町の場合は3千500円なんですけど、今度の改定案を見てみると4千400円になります。現状で4千円超すようなところは、小国町以外では八代市と五木村しかない、これは極めて高いと思います。これに書き忘れました南阿蘇であれば3千500円、あさぎり町では3千円、宇土市の場合は2千780円、合志市の場合は2千240円というふうになりますので、これは平均すると、大体どのぐらいですかね、3千200円程度が県内の下水道の使用料、農業集落排水の使用料だと思います。

一番最後の5ページを見ていただきますと、公共下水道の平均が出ていますけれども、3千163円が熊本県内の公共下水道の平均ということになっています。

つまり、大体3千円前半ぐらいが、公共下水道の利用料の平均だと私は言えると思うんです。やはり、現状でも決して安くはない。値上げなんてすれば、それこそものすごい高い下水道使用料になってしまうと思うんですが、これは考え直すべきではないですか。

町長（北里耕亮君） 農業集落排水の部分については、各町村で、それぞれ供用するエリアとか、そういう部分がおそらく違うのではないかなというふうに思います。

当初、やはり整備するのにかなりの部分もありますし、基本的に特別会計でありますので、先ほど4番議員が最初に御質問された部分の収支で執行部から説明をさせていただきました。本当に料金の改定というのは、執行部としても供用されているエリアの方には御負担をいただくものでありまして、大変厳しい状況の中で御負担をいただくという部分の認識はありますけれども、そういう財政的なというか、収支の部分、それでも完全に超してないというか、少し足りない部分はありますけれども、一遍にすべて上げられないという部分もありますものですから、今回は、こういう改定を提案させていただきました。

コストカットといいましょうか、収支の部分でありますので、できるだけという部分もありますけれども、これはインフラでありまして、修繕もしない、維持管理も保守もしないというわけにもいきませんので、かかる部分がかかるということで、どうしても必要なものというふうに理解をしております、今回提案をさせていただく経緯になっております。ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） だって、そんなかかるコストをどんどんどんどん添加していったら、それは

もう青天井で膨れ上がるしかなくなるではないですか。

さっき、町長も公衆衛生の向上とか、公共用水域の水質の保全のためというのは、お認めになったではないですか。だったら、私は、これはある程度の持ち出し、これは致し方のないことだというふうに思いますよ。それで実際に地域間の格差があるんだとすれば、やはりそれは高いほうへ高いほうへやるのではなくて、やはりそれは低いほうに合わせるために、さっきちょっと議論もありましたけれども、県が、そういう補助をやめたとしても、町が行うとか、それとか維持管理費用も町が補助をしていくことを検討するとか、そういうふうにするべきだと私は思います。

次に伺いたいのが、高いという合併処理浄化槽の維持管理費用の問題です。

全員協議会でも指摘をしましたが、やはり実際7万円5人槽でかかるとおっしゃるけれども、聞いてみると、「いや、そんなにうちはかからない」と、「7万円ではちょっと高すぎる」という声があるわけです。いったい、この7万円という維持管理費用は、どこから持ってきたものなんですか。

建設課長（佐藤彰治君） 浄化槽法によりますと、11条、7条関係で個人設置型の浄化槽については、個人で当然管理していきなさいということがございます。その中に、法定検査とか、そういったものも謳ってございます。そうしたものも含めまして、シミュレーションの今回算定としまして、5人槽、7人槽におきまして維持管理費は月1回の管理、それから浄化槽の清掃費、はたまた法定検査費用とか、そうしたものがございます。個人設置型の法定費用の中にはですね。この中にも、月1回の維持管理とありますけれども、法律では謳ってございますが、実際には月1回に引き抜きをしたり、そういったことをされているのかという実態の話でございますけれども、そうしたものを割愛すれば当然7万円とかいう費用はかからないと思います。ただ、シミュレーションする上で、こちらの公共としてはマックスといいますか、月1回しなさいというところを定めている以上は、そういう部分を加味しつつ、マックスでの費用が7万円程度かかるということで、比較するために算定をさせていただいたところでございます。

ですので、例えば、任意である部分については、それぞれ個人の方が検査をするのかしないのか、しなければ、当然その分の費用というのは、年間7万円もかからないわけでございまして、そうした意味でシミュレーションのために格差是正の比較対象が必要でございますので、そういった意味で算出されたのが7万円という費用でございます。

ですので、今回先ほど町長も申しましたとおり、すべて差額が2万円ほど概算ありますけれども、それを一気に解消するというのは、当然個人負担も、それに見合う負担となりますと、当然負担ができない。ましてや、つなぎ込みがまだ接続の方もございます。そうした中で、より厳しくなってくると、料金をアップするということはですね。

そういうこともありますので、いくつかのシミュレーションの中で、今回300円、200円というのは妥当ではなかろうかという判断をいただいたということでございます。

ですので、内訳としましては、そういう費用で、そういう趣旨で算定されたものが7万円というようにございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前10時58分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

5番（児玉智博君） つまり、要するに法律で定められた検査、あるいは汲み取り、それらをすべてマックスにやった場合、最大限かかるのが7万円という説明でした。

しかし、それは格差是正というのであれば、せめてやはり平均値ではかるべきだと思います。実際、小国町内で合併処理場浄化槽を利用している方たちが、その維持管理のために支払っている費用、これは把握されているんですか。把握してないのであれば、やはりせめて聞き取り調査とか、アンケート、あるいはそういう事業者の人たちに大体どれぐらいだろかというような、そういう調査を行って、その実態をつかむべきだと思いますが、そういう調査はなさるつもりはありますか。

建設課長（佐藤彰治君） そうしたことも内部の、今回上程するにあたり話は協議の題材としてやっております。しかし、なかなか実質的に、それぞれ個人の方が、いくら年間支払っているのかという調査をするというのは、多分データとしては集まらない、そういったアンケートをしても収集率等も、なかなか回答が集まらないのではないかと、結局いくら払っているかという個人的な事情がございまして、定められている抜き取り、引き抜きであるとか、そういうものを逆に個人の負担としては割愛すれば軽減になるわけですけれども、そういったものをあからさまに、報告していただけるのかという、ちょっと疑問もございましたので、アンケートとか、個人調査というのは、ちょっと不可能であるし、仮に出ても数が少ないでしょうし、その中の記載についても、はたまたどうなのかと実際の金額を入れていただけるのかというようなこともございましたので、これについては、実際をいたしておりません。

5番（児玉智博君） 極めて判断材料、審議会や議会に、格差がある格差があるというふうに提出しているわけですが、極めて不正確だし、実態に即していない、恣意的なものだと思います。やはり、そういうのを料金改定の理由に並べるべきではありませんよ。本当にそれで格差が解消されるのか。もしかしたら、そういうことを理由にあげて料金改定なんか続けていけば、実態は農業集落排水を利用している人たちのほうが、負担が、ある時点では重くなっているかもしれないではないですか。

やはり、そういうのを理由にあげるのであれば、やはりしっかり事実に基づいた、調査に基づいたものを判断材料としてあげるべきだというふうに申し上げたいと思います。

それで、審議会の中でも話が出たということですが、料金を引き上げるにあたり、やはり小国町が水道料金なんかで適用しているような、軽減措置、これはやるべきではないかというような議論があったと思います。やはり、私はそれはやるべきだと思いますよ。仮に、これ4人世帯であれば、年間の引き上げ幅、これは1万2千300円、これは1万円を実に超えるわけです。これは大変な負担増だと思います。特に年金世帯なんかはですね。あるいは、ひとり親世帯とか、低所得者世帯、なぜ、そういう指摘が去年の12月に審議会を開いたと言われますけれども、検討したんですか。した上で、そんなことは必要ないという判断をされたのか、それともそもそも検討してないのか、お答えください。

建設課長（佐藤彰治君） まず前段のお話ですけれども、7万円というのは、先ほどから御説明しているとおりのございまして、実際維持管理費の7万円の内訳の中で1万9千円ほど維持管理費ということで、月1回点検をしていただくというのが年間1万9千円ほどということで、こちらは算定しております。ですので7万円、それをされない方は、これは任意になってまいりますので、されない方は当然2万円ほどの金額が7万円から減額されると、ですから実態としては、多分5万円程度から5万5千円程度の費用が平均です。こういった形でかかってくるのではなかろうかということで、今回の改定に合わせますと、ほぼ並みになるのではなかろうかというところの考えはございます。

それから、後段のほうですけれども、委員の中からそうしたお話も伺っておりますし、現在上水道の料金については、高齢者減免措置とかいうような対応をしておりますので、世帯とすれば、上水道を減免適用されている世帯の方が、この3地区に13世代ほどございます。ですので、必ずしも上水道減免世帯が下水道減免世帯ではございませんけれども、ひとつの減免世帯の目安として13世帯ほどあるという調べはしております。

ですので、今後下水道についても、あわせて減免をするのかどうかというのは、内部でも検討も必要かと思っておりますし、上下水道運営審議会も年に1回開催しようということで思っておりますので、そんな中で、また提案させていただいて、今後そういった形で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） では、最後にお聞きします。やはり、配付資料にありますとおり、小国町の汚水処理人口普及率というのは、63.5%です。この63.5%というのは、山間地にして、私は、これは頑張っているほうだと思います。これが何でこうなっているかといえば、やはりこの農業集落排水を3地区に布設しているから、この数字までなっているんだということが言えるというふうに思います。なぜなら、産山とか高森、下のほうを見ていただきますと、個人任せですよ、合併処理浄化槽。そういうところが、やはり4割前後というところを見ても、やはり効果があるというふうに思うんですが、しかし、一方で一番下の県計を見ていただきますと、83.7%、

8割台です。やはり、小国町も、この63.5%をもっともっと上に上げていくという努力こそすべきだと思います。

そういう中で、やはりこういう料金改定になると、先ほどから議論になっているように、集落排水の整備区域の中でも7割と、そういう低い水準のところがあるわけですが、やはりそこは町としても加入してもらうように努力をしていかないといけないと思うんですが、しかし、ここで今料金を上げてしまえば、そのことに逆行することになると思います。その点、いかがお考えか、最後に伺いたいと思います。

町長（北里耕亮君） 5番議員がおっしゃったような、下水道法の当初の狙いといいたいまいしょうか、目的といいたいまいしょうか、それは私も認識しているという答弁をさせていただきまして、それは今ももちろん変わっておりません。特に水質の部分については、御意見がありましたように、筑後川の最上流地域でありますし、水質を維持していくきれいな水をとというのは、上流地域の使命であるとも思っております。その部分の観点から、小国町も、こういう山間地であるけれども、農集排に取り組んでと、ただ財源的な、いろんな検討の中から少し方向転換をしている状況であります。

そういう中で、今御意見がありましたように、かん養促進というふうに、それはずっと継続して行政としては、それぞれの地域の未加入の方に、いろんな角度から働きかけをさせていただいております。

また、この普及率、下水の全体の農集排及び浄化槽の普及率で、この部分をさらに県計の8割方ありますけれども、一足飛びにはならないと思いますけれども、できるだけ町といたしましても、これに近づけるように今後努力をしていかなければというふうにも思っております。

そのためにも、合併浄化槽の推進を小国町中心部がなかなか密集しておりますので、普及が少ないやに把握はしておりますけれども、そういったところを今後いかにして政策的に推進していくかというのを引き続き検討してまいりたいと思います。

議員がおっしゃいましたように、加入や普及率を上げるというのと、この料金改定は逆行するではないかという部分はありますが、農業集落排水事業は事業として、やはり特別会計で成り立たせなければならないという、基本的な考えは行政として、どうしても持たなければいけません。ただ、完全にプラスマイナスゼロ、収支バランスを整えるには相当改定しなければいけないので、それは町民の理解が一足飛びにはいただけないと、段階的に今回10年ぶりではありますけれども、させていただきたいという部分については、ぜひ議会の皆さま方も御理解をいただきたい部分ではあります。

4番議員から、繰り返しになりますけれども、この審議会にも、また議会にも、こういう状況のある程度定期的にお知らせをさせていただいて、今後将来の小国町の汚水処理の部分をどうしていくかというのをまた話題にさせていただきたいというふうに思っておりますので、今回は、

ぜひ、この改定について同意をいただきますように、お願いを申し上げたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。同僚議員からいろいろな意見が出ていますけれども、実際、3箇所の処理場は、ほとんどが油でまみれているような状況だと思います。そういう中で、やはり1年1年、今10年経過して、今こうなのだというのではなく、やはり1年1年の中で整備点検をし、その状況を把握した中で予算を組み立てていくと、そういうことをやっていかないと、最終的には、今、小国町が農集の中の処理、それから補修をやっていく。しかしながら、最終処分は阿蘇広域にいくわけです。最終処分は、そこにあります片田の最終処分場で処分をし、安全的な水を筑後川に流していくと。ただ、そこにもまた経費が入ってくるということであれば、やはり毎月毎月、点検業者あるいは機器業者に、やはり瑕疵期間を1年ほどは与えて保全をしていくことが、やはり必要かなというふうに思います。

それから、合併浄化槽についての議論がありますけれども、合併浄化槽は5人槽であれば、その家の平米数に換算していけるようにというのが法律だと思います。ですから、家はかなり大きくても、住んでいる人が2人とか3人とかいうようなことが、今の小国町の現状ではなかろうかなと。だから、そこに非常に格差みたいなものが出るというふうに思います。そこらへんも町として、今後どのように捉えていくかということは、県・国あたりに要請をしてやっていくべきかと、そのように思います。

以上です。

建設課長（佐藤彰治君） 議員おっしゃるとおりでございまして、最終的には最終処分経費というのが集排事業も抜き取った汚泥の処理であるとか、そうしたものが必要になってきます。

ですので、今お示ししております料金改定につきましても、おっしゃるとおり、今後黒淵地区、3地区のうち最終的に整備され供用開始されたのが、黒淵地区でございまして、それから12年、供用開始から経過しております。ですので、田原とか西里については、それ以上の経過をしておるわけでもございまして、当然機械類でございまして、施設の浄化装置がですね、ですので、ポンプ類等も含めまして、もうかなり劣化してきているということでもございます。

当然、毎年毎年の供用開始以降の町の管理施設ですので、維持管理ということで、施設の修繕とか、そうしたものは逐次行ってきておりますけれども、そのものが10年以上経ちますと取り替えしなければならないという経費も考えられるわけでもございまして、まさに今年の予算で機能診断ということで、全施設の機能を一度診断させていただきたいということで、その結果に基づきまして、計画的に施設の更新も図っていくと。

そうなりますと、今度は支出のほうが、年度ごとに、今とは別に更新費用がかかったりというようなことで、あながち先ほど言いましたような料金改定で得る益そのものがすべて一般財源からなくなるというわけではございません。ですので、その年の支出、機械の更新があれば機械の

更新費用が更にかかる支出が出ていくわけですので、そうしたものは、今回の改定ですべて解消できるというようなことではございませんので、いずれにしても、そういうふうなことで支出のほうを抑えつつ、なおかつ、そういった個人設置型浄化槽との格差を少しでも縮小するといえますか、というようなためにお願いするものでございますので、ぜひとも御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第32号、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

反対する第一の理由は、現在生活に欠かせないものの値段の値上げが立て続けに行われている中で、町の判断で価格を決定できるものの値上げを行うべきではないからであります。

例えば、値上げが常態化しつつある電気料金は、6月も原油や液化天然ガスなどの価格上昇を受けて値上げが続いており、その結果、この6月も5カ月連続して大手10社すべてで値上げとなりました。

資源エネルギー庁の調査によると、6月第1週のガソリンの全国平均価格は1リットル131.7円となり、1年前の122.5円から、1リットル当たり9円上昇しています。

総務省が毎月発表する小売物価統計調査動向編によると、平成17年4月のマグロ、アジ、イカの100グラム当たりの価格は、それぞれ405円、115円、155円となり、平成16年4月の390円、89円、111円から値上げしています。特に記録的な不漁に見舞われているイカに関しては、1年前の水準と比較すると40%もの値上げ、魚類のほか、野菜もキャベツが1キロ当たり210円から244円、白菜が296円から375円と、1年前と比較して高価水準となっています。

これだけ生活必需品の値段が上がっているときに、例えば、4人世帯では、年間1万3千200円の引き上げとなれば、厳しい町民の暮らしに追いつけをかけることになるのは、火を見るよりも明らかです。

第2の理由は、未整備地域と汚水処理経費との価格是正として持ち出された5人槽で、年間約7万円とする合併処理浄化槽の維持管理費用が町内の実態に沿うものなのか、極めて疑問だからです。私の指摘に対して、建設課長は、汚泥処理費用など、最大でかかれば7万円と、法定点検の数を減らすことで、費用は当然下がるという旨の答弁を行っております。

確かに浄化槽管理は、個人と民間業者の契約であるため、通常行政が個々の状況を把握してい

るものではありません。しかし、それを理由に農業集落排水の使用料を上げるというのであれば、アンケートや業者への聞き取りなど、もっと丁寧な調査を行うべきではないでしょうか。

執行部が言う「月7万円」という数字は、論に値しないと云わなければなりません。

第3の理由は、県内の他の自治体の農業集落排水や公共下水と比べても、既に小国町の値段は高く設定されているからです。3人世帯で月に20立米の水道を利用した場合の値段としての現在の小国町を含む平均は、農業集落排水では、月額3千210円、公共下水は3千163円です。小国町は、現行でも3千500円と平均を上回っています。改定すれば、月4千400円となりますが、農業集落排水で4千円を超す自治体は、八代市と五木村しかありません。

北里町長は、公共サービスなどを論ずる際、周辺とのバランス、整合性と言われます。これは現行不一致としか言いようがありません。

反対する第4の理由は、汚水処理率を高めるべきときに、この流れに逆行するものだからです。赤字に合わせて値上げを続ければ、区域内も人口減少が進む中、青天井で上げ続けなければならなくなりかねません。そうなれば未加入世帯の加入が更に消極的になるでしょう。そもそも、なぜ農業集落排水を整備したかという立場に立つべきであります。筑後川最上流域の小国町で、生活排水を処理しないまま川に流すような状況を早急になくそうということから、そのためには、個人の責任だけに任せるのではなく、予算はかかるが町が下水を整理して、町民は低負担で排水処理ができるようにと始めた事業のはずであります。

小国町の汚水処理人口は、約60%程度です。山間部にしては、決して低くはないかもしれませんが、県全体の約80%には、まだまだ追いついていません。環境モデル都市の小国町がとるべき施策は、この数字をいかに上げるということのはずであります。農業集落排水利用料の値上げは、これを遠ざけることにすらなりかねないということを指摘しまして討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第33号 小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集の2ページ下段でございます。お聞きくださいませ。

議案第33号 小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、先ほどの総務課資料（1）、あわせまして建設課資料の（2）によって御説明をさせていただきますと思います。

まず、総務課資料（1）の概要版でございます。先に、32号のほうで御説明した内容と同じでございます。いわゆる集落排水処理施設の未整備地区と汚水処理に係る経費の格差是正。それから、将来にわたる良質なサービスを安定的に提供できるよう、経営基盤の強化を図ることを目的とするという目的は同じでございます。

この条例につきましては、先の農業集落排水事業本体のほうの地形的に整備できない所、例えば、手水野、杉ノ平地区とか、そういった地区につきましては、小規模の処理施設を設けて、小世帯の処理をする。あるいは、それでも対応できない地形の所につきましては、戸別の浄化槽を市町村型で設置をするということで、いずれにしましても農業集落排水事業で整備をしました同じ施設でございます。

それでは、建設課資料（2）の新旧対照表で御説明をします。これにつきましても、先ほどの農業集落排水事業の料金改定でございます。同じく基本料金を300円アップの2千300円と、それから現行の世帯別の料金を200円アップの「500円」から「700円」というようなことで、説明につきましては、先ほど32号で御説明した内容と変わりませんので割愛させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第33号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 1問だけ、先ほどの続きになるんですが、先ほどの私の質疑に対して、町長が、汚水処理人口率の向上のために、宮原中心部がやはり集中しているから、そこで合併処理浄化槽を普及できるように努めていきたいと答弁されました。

それで一方では、こういう地域の部分については、要するに一般会計からの繰り入れ、いわゆる公費からの事業に対する助成というふうに考えられると思うんですけども、これを減らして個人負担を増やしておきながら、その一方で、やはり私はそういう合併処理浄化槽を普及させて

いくためには、やはり手厚い公費の個人への補助、これなしにはやはり進まないと思います。皆さんお得意の「おぐチャン」で、いろんな啓発のようなビデオを撮っていくら流そうが、やはり先立つものがなければ、町民の人たちも設置しようというふうにはならないと思いますし、ですから、私は一方で個人負担を増やししながら、一方では今まで以上に補助をするということが、果たして本当にそれが、やろうと思えばできることですけれども、本当にそうなるのかと、やはりこういう負担を増やすなら、個人設置型の浄化槽に対する補助もしにくくなるのではないかというふうに思うわけですが、このへんはどのようにお考えですか。

町長（北里耕亮君） 先ほど中心部が、なかなかこういうふうに住宅密集地でありますし、合併浄化槽という槽を埋設しなければいけません。その埋設するスペースが、なかなか住宅が密集していると、そのスペースの確保が難しいというのを私も聞いたことがありますし、実際町民のある方から、なかなか難しいですね、ということも以前聞いたことがあります、それは一般論でありまして、それを解消するために何か町が補助金を出すというのを決定しているわけでは、まだございません。思いとしては普及をさせなければ、先ほどから言う8割、8割という目標を決めてるわけではありませんが、やはり少しでも多く、汚水処理の計画に基づきながら、汚水処理の状況を改善していきたいという思いはあります。

その際、何か新しい補助金を中心部にだけ強要するというのは、これもいささか今までの、大字の合併浄化槽をするときに、町は何もしなくて中心部だけというのは、それもまた、なかなか難しい部分がありますので、このあたりは政策として議会とも相談をさせていただきながら、これは仮定の話でございますが、宮原中心部は4、5軒とか、10軒とか20軒とかを中規模ぐらいの浄化槽というスペースをどこかに確保してというような構想も必要ではないかなと思います、このあたりの部分は、まだ今、何も手元に分析もない私の思いだけでありますので、責任ある発言にならないので、これはひとつの思いということであります。

ですので、議会、上下水道審議会とも相談させていただきながら、今後の中心部の課題について、また助言などいただければと思っております。

このことと料金改定と相反するという部分は、ちょっと思っていないので、今回のその部分は、ぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。今の町長の発言の中で、まず町は立地条件からいけば、いわゆる下水道、コミプラしかないかなと。今、皆さんが御存じのように、平野屋跡地とか、そういうところに今おっしゃった数軒の集まったものを汚水をまずはそこで処理をするとか、そういう点を落としてやっていくことも必要かなと。

ただし、必要なのは、この下水道というのは、すごくお金がかかります。個人の負担金もすごいですよね。だから、これは南小国町さんを見れば、聞けばわかりますけれども、配管はそこまで

きているけれども、そこにつないでないというのが非常に多い世帯があります。

そういう状況も踏まえて、やはり町もそういうことを考えて、政策的にも補助金あたりも、しっかりと捉えてやっていくべきかなというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 通常の生活をされている中で、例えば、工事をするとなれば、いろいろな通常の生活にも支障をきたす部分がありますし、将来的に計画を立てながら、先ほど言う、ちょっと一大構想みたいになってしまいますので、しっかり議会とも相談をさせていただきながら、また町民の意見なども聞かせていただきながら、また、今まで浄化槽の県の補助金を利用しながら、各大字でされている、そういう方々との格差がないように、それも考えなければいけません、今後の課題と捉えまして考えていきたいと、御意見のひとつとして捉えさせていただきたいというふうに思います。

この部分について改定ということでもありますけれども、ぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第33号、小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号と同じ理由で反対いたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第34号 小国町総合整備計画の策定について」を議題いたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集3ページをお開き願いたいと思います。上段でございます。

議案第34号 小国町総合整備計画の策定について

別紙のとおり小国町総合整備計画を策定したので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、右肩に議案第34号と書いた小国町総合整備計画（案）をお開き願いたいと思います。

今回、総合計画の策定に伴いましては、平成24年から平成28年までの辺地総合整備計画が終了いたしましたので、新たに平成29年度から平成33年度5カ年の計画を策定するものでございます。

今回策定地区につきましては、名原辺地、岳の湯辺地、明里辺地、田原辺地の4地区の策定でございます。

前回、全員協議会で御説明申し上げましたとおり、今回の策定の4地区につきまして、それぞれ計画書を示しております。1ページからが、まず名原辺地でございます。それぞれ辺地の概要と辺地に関する名称、字名を明記しております。

また、中心地の字、地番と（3）で辺地度の点数ということで、これはそれぞれ辺地度の点数ということで、100点以上の要件ということで、辺地の要件になっております。名原地区でいきますと、153点で、100点以上ということで、辺地の点数を明記しております。

2番目で公共施設の整備を必要とする事ということで、それぞれの地区につきましての代用等を明記して必要とする整備計画を明記しております。

3番目に、公共施設等の整備計画ということで、平成29年から平成33年、5カ年間の整備目標としたところを、それぞれ、名原であれば町道ということで事業費、財源内訳というふうに明記しております。

それぞれ内訳等をその中に、前回の全員協議会で説明いたしましたように、地区の距離の算定方法、また事業のそれぞれの路線名、事業計画等を明記しております。また位置図と、辺地の人口等を明記したことと、最後に固定資産の証明というふうな形で整備しております。

9ページからが岳の湯辺地でございます。17ページが明里辺地でございます。25ページからは田原辺地ということで、今回4地区の辺地計画を策定いたして、平成29年度から平成33年までの辺地計画を策定しておりますので、どうか御審議方よろしく願います。

議長（渡邊誠次君） これより議案第34号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 要するに、より財政的に有利に、今回のこの計画を見ると、町道整備などを行うために、この総合整備計画をつくるわけですが、いわゆる辺地に該当するような地域という

のは、ここ以外に町内にどこがありますか。

総務課長（松岡勝也君） 前回、平成28年までの計画でございますと、北河内地区ということで計画をあげておりました。今回、4地区に1地区あげておりませんが、この計画の中では5カ年の中で、こういった該当する地区、又は整備する地区で、辺地地区の該当要件となっておりますのは、先ほども申しました辺地の要件です。地区の中心地から学校であるとか、病院とか、そういった所までの距離等を算定した点数が100点以上になることということが、まず謳われております。

それとまた、中心地から5平方キロ以内の人口が50名以上というふうな要件ということが大きい要件になっておりますので、そういった事業等を過疎債のほうがいいのか、辺地債がいいかというところで、そういったところの要件を満たす場合は、計画を新たに變更で追加するというようなこととなりますので、今のところどこ地区が新たに、辺地に該当するかということまでは、ちょっと分析しておりませんが、中心地から考えてみても、また地区の要件からしても、この二つをまずクリアすることですので、通常の場合かなり中心地から遠い所の地域になると、大体100点以上はクリアすると思いますが、あと5平方キロの人口が50名以上というところが、まず大きい要件でクリアすれば、大半の集落の整備等に辺地計画には十分入ってくる可能性は高いというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 辺地が、どこがあるかなという、どこが該当するかなというふうに考えて、それぞれ検討した中で、今回この4地区が出てきたわけではないのですか。

総務課長（松岡勝也君） 既に総合整備計画、上位に全体計画がありまして、過疎計画もございませう。そういった中で、今現在5カ年間で、ある程度整備が計画で謳われているところから抜粋して、今回5カ年の中では、この4地区が該当するというところで選んでおりますので、総合計画、過疎計画の變更で新たに、いろんな町道改良、農道、林道改良舗装が出てきたときには、こちらの中で新たに地区を追加して、辺地計画の見直し、變更、承認をいただいて、辺地の起債を使うという流れになってくるわけでございます。

5番（児玉智博君） では、その辺地債は、使えるのは道路以外の公共施設を整備する際にも使えると私は思うのですが、やはり辺地とか中心地から遠い所の問題といえば、やはり道路インフラというのもとても大事なものですよね。救急車とか消防自動車が何かあったときに入れないうちは、本当困りますから。同時に、やはり去年の熊本地震の時に言われたのが、「指定避難所までが本当に遠いんだ」と、具体的に聞いたところ、1例を挙げると芹原、鯛の田、その辺の鯛の田の集会場に、西里地域は放送で言われたのは、小学校まで行ってくれというような放送があって、皆さんは、そんな所に行けないから、やはり今度何かあったときは近くに駆け込みたいから、鯛の田の集会場がいいんだと、そういう避難場とかをつくる時は想定してないから柱も少ないし、そんな太い材を使っているわけではないので、耐震化してほしいという意見をお聞きするわけで

す。それは、そこだけではないと思います。

やはり、そういうところで避難所の整備とか、いろいろ防災計画とかとの整合性も必要だと思うのですが、今後は先にまず、ここは辺地に該当しないだろうかというような検討をして、やはりそういうところについては、避難所とか、そういうものにも役立てていったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今御質問ありましたように、今後、御承知のとおり平成29年度は、復興まちづくり計画ということで、町民の皆さんに最低でも6箇所、大字一つ以上は、地域を回って説明しながら、こういった今言われました指定避難所の問題、道路の問題、いろいろかなり今回の熊本地震におきましては、いろんな問題が出てくるかと思っております。そういったところは、その中に一応いろんな計画を盛り込みまして、また、今言われましたように、辺地計画が先か道路計画が先かということで、辺地計画になりそうな所を逆に選んで、そこに計画を盛り込むという形も考えられないことはないと思っております。

ですから、まずはメニューをたくさん出していただいて、その中で可能性があるやつから辺地のエリアを設定していくという考え方も十分できると思いますので、そういったところも今後耐震、いろんな復興計画をつくる上でも、そういった考えで進めていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。この辺地、総合計画の中におきまして、特定財源と一般財源という形が、全部が2分の1になっていますが、これはちょっとお尋ねをしたいと思いますが、この辺地債と過疎債のからみということは、そこあたりはどういうふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今回辺地計画の財源内訳は、すべて50%になっているということで、あくまでも、まだ確定ではございませんので、確かにこの中では過疎計画に入っている部分もあります。

また、総合計画ももちろん入っております。ある程度見通しとして、町道改良であれば社会交付金事業とか、そういったのも、ある程度見通しがついている部分もあります。ですが、確定ではございませんので、一応財源の内訳としては50%という形で、すべて整理しているというところがございますので、実質は補助金が確定したときには、その補助率で、補助残に対して、辺地債を適用するというようなことになります。

10番（時松昭弘君） これは2分の1というような説明がありましたけれども、これは将来的には、どういふふうになるかわからないというような説明でありました。

本来ならば、辺地債あたりを適用するとしたときには、辺地債の場合は8割が、辺地債の該当枠になると思います。このままでいきますと、2分の1になりますから、一般財源の持ち出しが

多くなる。辺地債を適用したときには、これが8割ですから、一般財源が2割でいいというからみもありますので、ここあたりが、その残について、一般財源を持ち出すとかいう形になるうかと思いますが、そういったことをしっかり中身を実行するにあたっては、そういった、どれが一番有利な財源なのか、特定財源、これも計画どおりで2分の1という形で進めていくのではなくして、そういったことを再度実行するにあたっては検討していただきたいというふうに思います。

総務課長（松岡勝也君） 今現在、今回の辺地総合整備計画では、特定財源50%ということで、今、明記しております。

今、議員がおっしゃるとおり、辺地の場合は充当が100%の交付税措置が80%ということですので、実際補助が確定いたしましたら、その補助残に対しての辺地債を活用するということになりますので、実際、それぞれの路線の整備計画等におきましては、補助の確立した補助残等で、辺地債を活用していくというふうに、今現在も進めておりますけれども、そういったふうに執行していきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号、小国町総合整備計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時より再開をいたします。

（午前11時59分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第35号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第35号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成29年度小国町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度小国町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千981万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億241万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、2ページでございます。歳入歳出予算補正ということで、2ページのほうが歳入になっております。

今回、歳入の款の区分でございます。国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債、これを歳入として充てております。4千981万9千円ということでございます。

次、3ページでございます。

款の区分です。議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費となっております。補正の主なものは、この歳入の款の区分でございます。

全協のほうでも詳しく説明いたしましたので、その次のページから、また詳しく説明いたします。5ページでございます。

第2表、債務負担行為補正でございます。今回追加ということで、事項といたしまして、公用車リース料ということで、建設課が軽のワゴンを債務負担により、リースするものでございます。これは公用車が故障によるものでございます。

次、無線通信システムリース料ということで、これはFM放送の車両及び鈴ヶ岳中継局の送受信機の故障によりまして、今回リースにより機械を入れるものでございます。

公用車リースにつきましては、平成29年度から平成34年度ということで、限度額は135万円ということでございます。平成29年度が18万円、平成30年度から33年度で、各年度ごと27万円、平成34年度が9万円ということでございます。

無線通信リース料につきましては、平成29年度から平成34年度ということで、限度額が480万円、平成29年度が64万円、平成30年度から平成33年度が毎年96万円、平成34年度が32万円という債務負担でございます。

次、6ページでございます。

第3表の地方債の補正でございます。これは追加でございます。

起債の目的といたしましては、地方創生拠点整備事業ということで、これは後でも出てきますけれども、薬味野菜の拡充に伴います測量設計委託に伴います一般補償の施設の整備事業債ということで、限度額310万円ということで、補正をさせていただくものでございます。

次、公立社会教育施設災害復旧事業ということで、これは一般単独災害復旧事業でございます。570万円ということで、これは小国ドームの災害復旧に伴います一般単独災害復旧事業債でございます。追加いたしまして、地方債が4億2千750万円ということになります。

それでは、歳出のほうから補正の説明をさせていただきたいと思えます。

ページが10ページでございます。まず、議会費でございます。

減額の221万4千円ということで、報酬費174万9千円、これは議員の皆さまの5%の削減ということで、この分の減額でございます。あわせて、その下の職員手当等も同じでございます。100分の5の減額分によるマイナスでございます。

次、総務費、総務管理費の一般管理費でございます。給料、職員手当、共済費でございます。これは4月の人事異動及び新規採用に伴います減額が主なものでございます。また、給料につきましては、町長の100分の50の削減ということで、この分がマイナスとなっております。

そのほか、職員手当等も共済費の率の見直し等も含めまして、減額が大半となっております。

次、一般管理費の中で委託料とあります。これは人事評価システム導入委託料ということで、157万円、これは平成28年度から人事評価システムを導入しておりまして、平成29年度から評価に伴いますシステムを導入して管理していくためのシステム導入でございます。

次、中ほど、財産管理費でございます。委託料としまして、不動産鑑定委託料ということで35万円あげております。これは、旧蓬萊小学校の教職員住宅の売却に伴います不動産鑑定委託でございます。

次、企画費でございます。167万7千円、地方創生推進交付金阿蘇地域広域連携事業負担金ということで、阿蘇の7市町村の広域連携によります雇用創出、または移住定住対策に伴います

負担金でございます。

次、8番目の地籍調査費でございます。これは人件費が主な減額でございます。

次、11ページでございます。防災情報施設費ということで、先ほど債務負担にございましたけれども、64万円、無線通信リース料ということで、64万円でございます。FM関係の機器のリースでございます。

次、15の環境モデル都市推進費でございます。報償費、そのほかずっとでございます。これは地方創生に伴います関連の講師謝礼、費用弁償でございまして、主なものとしましては、委託料でございます。環境番組作成業務委託料130万1千円。啓発事業コーディネート委託料259万8千円ということで、これは環境モデル都市の関連で、環境番組作成、これはケーブルテレビ、小国チャンネルを使ったり、またFMを使って低炭素社会に向けた番組作成をするものでございます。

また、その下のコーディネートは、町民、また国民に対しての啓発、低炭素社会の啓発を行うためのコーディネート料というものでございます。

次、税務費でございます。徴税費、これも職員異動に伴います増でございます。

次、総務費の戸籍住民登録費でございます。これも職員異動に伴います増でございます。

次、中ほど監査委員費、これは通勤手当でございます。

次は、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。これにつきましても、職員の異動、新規採用に伴うものでございます。

次、老人福祉費、これも人事異動に伴うものでございます。

次、13ページでございます。保育園費でございます。人件費につきましては、新規採用等により増減でございます。15の工事請負費、これは北里保育園の空調設備に伴います天井の張り工事及びクーラー設置の工事でございます。90万円でございます。

次、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。これも職員の異動に伴いますものでございます。また、臨時雇用につきましては、産休に伴います臨時職員の費用でございます。

次、農業費でございます。農業委員会費、これは会長1人、委員6名、職務代理者1名、農地利用最適化推進委員の6名の分の報酬費でございます。

次、14ページにつきましては、人事異動関係の賃金等でございます。また、賃金の臨時雇用につきましては、これも産休に伴います職員の賃金でございます。

次、農業総務費でございます。これも職員の異動に伴います減額等でございます。

次、農業振興費でございます。これは負担金補助及び交付金ということで、攻めの園芸生産対策事業補助金ということで、712万8千円、これはほうれん草ハウスの導入補助ということで、補助を行うものでございます。

循環型農業推進費700万円、これは地方創生拠点整備事業の測量設計委託料ということで、

薬味野菜の拡大に伴います測量設計委託業務でございます。

次、林業費、林業振興費でございます。320万円ということで、これは特用林産物施設化推進事業補助金ということで、これは椎茸乾燥施設の導入に伴います補助金でございます。

次、商工費でございます。商工費につきましては、商工総務費、これも人事異動に伴うものでございます。

観光費の主なものとしまして、22の補償補てん及び賠償金ということで、立木補償ということで、これは鍋ヶ滝の第3駐車場整備に伴います立木補償でございます。

次、土木管理費、土木総務費ということで、これも職員の手当関係は人事異動に伴うものでございます。

それと道路橋りょう費ということで、土木費の道路維持費ということで31万円、不動産鑑定ということで、これは殿町火災に伴います道路買収に伴います不動産鑑定費でございます。

次、消防費でございます。災害対策費ということで、委託料37万円、これは河川水位の監視の点検の委託料でございます。その下の備品購入ということで、これは河川の水位計の老朽化と故障によりまして、備品購入してカメラを導入して災害時の監視用というふうにするものでございます。

次、教育総務費、教育事務局費でございます。これも人事異動に伴います減額でございます。

次、中学校費でございます。学校管理費でございます。これは中学校の渡り廊下に伴います滑り止めのシート貼り工事120万円でございます。

次、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費でございます。40万円これは単独農業用施設災害復旧費、小災害の復旧の補助金でございます。2件で40万円ということでございます。

次、17ページでございます。災害復旧費のその他公共施設災害復旧費ということで、公立社会教育施設災害復旧費1千700万円、工事請負費でございます。これは、熊本地震によります小国ドームの被災した部分の災害復旧でございます。国が3分の2の補助ということで、残りにつきましては、一般単独災害復旧事業債を充当するように考えております。

それでは戻りまして、歳入のほうを御説明させていただきます。9ページからでございます。

まず、地方創生交付金ということで、これは地方創生拠点整備交付金の補助でございます。これは先ほどから申しました薬味野菜関係の測量設計委託費関係の2分の1補助の交付金でございます。その下、地方創生に伴います推進交付金79万9千円。

その下、災害復旧費国庫補助金ということで、これは小国ドームの被災復旧事業費に伴います国庫補助金でございます。1千146万3千円でございます。

次でございます。県支出金、県補助金でございます。農林水産業費の県補助金です。農業費補助金、これは攻めの園芸生産対策事業補助金、ほうれん草ハウス導入に伴う補助金でございます。573万3千円。その下の林業費補助金ということで、特用林産物施設化推進事業補助金という

ことで、椎茸乾燥施設の補助金でございます。240万円でございます。

次、繰越金ということで、今回前年度からの繰越金を1千213万1千円を充当しております。

次、雑入ということで、地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金ということで、これは環境省の補助金でございます、499万3千円となっております。

次、町債でございます。農林水産業費ということで、地方創生拠点整備事業の起債でございます。これは薬味野菜の測量設計委託の補助残の分をこの起債で充当を考えております。

次、災害復旧費、一般単独災害復旧事業債ということで、これは小国ドームの被災復旧に伴います公立社会教育施設災害復旧事業の起債でございます。570万円ということで、これは充当100%の交付税が85.5%となっております。

以上、概略でございますが、歳入歳出の補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第35号について、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番（高村祝次君） 14ページの攻めの園芸生産対策事業補助と、その下に特用林産の施設推進事業補助金とありましたが、これは何名の方がされて、1件当たり幾らの助成をされるのか。

産業課長（澁谷洋典君） まず、攻めの園芸生産対策事業補助金でございますが、これはほうれん草ハウスの規模拡大に伴いますハウス導入に対する補助金でございます。これは事業実施主体といたしましては、ほうれん草ハウス施設組合という任意組合をつくりまして、その組合が事業を行います。参加農家数といたしましては、小国町が2件、南小国町が2件の4戸の農家が規模拡大を行うということで、任意組合をつくりまして、この事業を行います。

それから、特用林産物施設化推進事業補助金でございますけれども、こちらも3戸以上の任意組合が組織して、共同の椎茸乾燥施設をやるということでございますけれども、二つの生産組合を組織いたしまして、乾燥施設を導入いたします。1生産組合が3戸ずつですから6戸です。全部で事業参加者は6戸の農家の方で導入機械といたしましては、乾燥機を4台導入いたします。

以上概略です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 特用林産につきましては、6軒で4台ということは、乾燥機を1箇所を集めてするのか、数がちょっと、1台ずつなら計算がわかりますけれども、6人の中で4台ですので、名ばかりの組織なのか、実際活動するのか、そこあたりは、どう執行部としては捉えておりますか。同じ所に4台据えるのか、1箇所に2台ずつ据えるのか。

産業課長（澁谷洋典君） これは単県の事業でございます、一応3戸以上の林業者の組織する団体が事業主体となることができます。一応3軒の方でひとつの任意組織をつくって、実際に導入されるのは、その中の2軒の方が導入するというので、それでこの事業には適用となりますので、この事業を使わせていただいております。

ですから、3軒の中の2人の方が乾燥機を1台ずつ導入するのを3軒で組織される任意組合が事業主体となってやるということで、理解していただいていると思います。

5番（児玉智博君） それでは、10ページの財産管理費の委託料について、説明ありましたが、旧蓬萊小学校の教職員住宅の売却を前提とした不動産鑑定だということでした。この住宅を売却に至る経緯を御説明願います。

総務課長（松岡勝也君） 今回、売却に至る経緯と致しまして、御承知の議員もいらっしゃるかもしれませんが、黒淵の古屋集落からちょっと入りましたところに、旧蓬萊小学校の教職員住宅がありまして、老朽化をかなりしておりまして、地域の方からもどうかしないといけないということもあって、数年前解体をいたして、今、平地になっております。そういうことで、遊休資産として放置しておくことも管理上問題があるということで、少しずつ公有資産につきましては、売却できるところから進めていこうという考えのもとに、今回不動産鑑定をした上で、広く周知した上で売却したいなと思っております。

ちなみに面積が356平米ということで、道路も町道からきちんと付いておりまして、日当たりも良いし、周りには個人の畑がずっとありまして、立地的には静かでいい所かなというように思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） まだ相手は決まっていないから、とりあえず売却価格を決定して、広報して、入札するのかわかりませんが、そういう経過で売るということでした。

それで、蓬萊小学校の教職員住宅については、今現在、休園している蓬萊保育園の周りにも3戸あったかと思えます。ここは現在、現況としては社会福祉協議会が、グループホームにして使っているわけですが、ここは今、所有権はどうなっていますか。

議長（渡邊誠次君） では、暫時休憩をいたします。

（午後1時27分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時31分）

総務課長（松岡勝也君） 蓬萊保育園のちょっと上にあります昔の教職員住宅ですけれども、今現在年度はちょっと明確ではないのですが、社会福祉協議会のほうに建物だけは無償譲渡しているということで、土地は小国町名義でまだ残っているということでございます。

5番（児玉智博君） 無償譲渡ということでしたけれど、それはちゃんと不動産鑑定をして、価値がないから、だから、ただでやったという話ですか。

総務課長（松岡勝也君） その経緯等については、今即答はできかねますけれども、それについては調べて、本日は内容等について明確にお答えできませんので、再度次回でも説明させていただくということで御了承願いたいと思います。

5番（児玉智博君） やはり無償譲渡となると、あくまで町民の税金ですよ。今、国のほうで大問題になっている公有財産の処分はどうなのだという、本当大問題になって、まだ解決していませんけれども、それと同じ話だと思いますので、やはりそういうところ、こっちの部分ではちゃんとやるのに、相手先が決まっているところは、そういう手順が踏まれたかどうかは、まだわからないからこれ以上言いませんけれども、この問題については、本議案とは直接の関わりがありませんので、ちゃんとじっくり必要な時間を調べて、いつまでも調べ中ですというのも困りますけれども、ちゃんとわかるまで徹底的に調べて議会に報告をしていただきたいと思います。

土地部分については、まだ町の所有のままということでしたので、併せてそちらもちゃんと鑑定をして、土地の評価額を出して、ちゃんと適切に賃貸料を取っているのかも併せて、しかるべき時に答えていただきたいと思います。よろしいですか。

町長（北里耕亮君） 蓬莱保育園の上にありますその場所については、確か記憶をしておりますと、小国学園がサポート悠愛になると、法人化する時に、ちょうど深瀬の小国学園の上物の施設を無償譲渡しました。土地は小国町のままです。

これは、また正確に調べてからお答えしたいと思いますけれども、そういう経緯との部分がありました。御意見のとおり、私がこういう虫食いかい言葉はいけません、町の中にたくさん町有地と他団体が使っている上物いろいろあります。たまたま今回古屋のこの部分は、周辺住民の方が、「あそこは町は売らないんですか」というような問い合わせもあったやに少し聞いております。当初の3月議会の時に、私が施政方針の中で今言うような、「小国町の中にはたくさん町有地があり、そして、他団体が使っているところもあると、そこを整理しながら売却をしていいところは検討させていただきたい」のような部分を発言させていただきました。ぜひ、このあたりの部分については、実は本日行政報告の中でも触れようと思っておりましたサポート悠愛の土地が小国町町有地であります。もう数年経ちますし、その法人の運営も安定しておりますので、この際、これは相手方との交渉になりますけれども、土地の部分を町有地から相手先にと。なかなか小国町も財源的に常時厳しい部分もありますので、遊休資産を売却して財源化するという考えもあると思いますので、このあたりのところは議会の皆さま方と相談させていただきながら進めていきたいというふうに思います。

そして、今5番議員が言われた部分について、少し調べをさせていただいて、いずれかのときに答えさせていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 次の質問ですが、16ページの災害復旧費です。単独農業用施設小災害復旧事業補助金で40万円というふうになっておりますが、これは何の災害の時の災害復旧の工事になりますか。

建設課長（佐藤彰治君） 通常、災害復旧の中で農業施設だとか被災をこうむることがございます。特に今の時期ですけれども、梅雨期になりますと河川の水が増水し、頭首工あたりの取り入れ口、

そこらあたりが水がひいた後、砂だまりになって飲み口のほうの水がいかないというような状況も一昨年からしばしばあり、そういった水路の世話人さん方々から、人力でやるにはあまりにもちょっと量が多すぎるというようなこと等の意見がございまして、確か3年前に創設された事業でございまして、かかった費用の当然地元の管理者によって撤去していただくわけですが、それに対する補助という形で、当然そこは人力では大変なので重機を1台と、オペレーター1人、その他に材料費があれば材料費というような中で、その分の経費について一部補償をさせていただくというような内容のもので、施設は壊れていないが、維持管理上人力ではちょっと不可能というような部分について、特に災害復旧事業は農災の場合が40万円という縛りがございまして、それにかからない、つまり40万円以下程度の費用の分について、そうした作業について一部補助をするというような内容のものでございます。

当初から、昨年の災害から40万円ほど補正予算で計上させていただいておりますけれども、さらに要望者が、予算不足のために要望者が増えたがために予算がちょっと不足したというようなことで、今回お願いしているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 去年の大雨とか、そういう部分でできたやつですね。だから、今年の分に備えてとかではなくて、実際に起きている災害に対して計上されているということですか。

建設課長（佐藤彰治君） 去年の災害ということではなくて、事業そのものは3年から4年ぐらい、この事業は実施しております。

先ほど申しましたように、梅雨期を迎えた後に、そうした閉塞があるとか、梅雨に限らず大雨で閉塞してしまうとかいうようなところがございまして、そういった部分に対する補助と、機械使用料、それから材料費とか限定された中での費用ということで、かかった費用の2分の1補助をさせていただいて、上限20万円という中で、今回40万円計上させて頂き、2件分の要望者の予算不足による今回の補正というようなことでございます。

5番（児玉智博君） わかりました。それで、これは小災害復旧だけれども、農業用施設に限られる。今言われたように用水路ですよ。ただ、小災害復旧で、今まさに言われたように40万円はかからないから、基本的に現行制度では自力でやるしかないという工事は、農業用施設に限らず、農地でも特にかなり去年あたり起こっているというふうに思います。これを農地にも広げる考えはございませんか。

建設課長（佐藤彰治君） 当初創設時は、そうした水路の飲み口、水路ですね、災害復旧事業にかからない部分の小災害というような位置づけでスタートしたわけですが、一部の40万円以下の農地等もケースによっては補助してもいいのかなというふうに考えてはおります。

ただ、やはり昨今、去年の災害ですと、復興基金であるとか、そうした民間対策の事業等もありますので、できればそういったものを御利用いただいて、こちらのほうは当初の趣旨どおり施

設の崩土除去というようなことで、あるいは施設の40万円にかからない小修繕費、そうしたものを対象に考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 考えてもいいかなと、私は前向きに答えてくれたなと思いますが、やはり私の地域というか、近所でも高齢化で田んぼをつくるのをやめていく農家たち、跡取りもないからということで、かなりあるのです。そういう中で、やはり39万円でもですよ、自力で、ちょっと畦畔が崩れてしまったりとか、そうした場合に40万円出して、またあと何年自分たちは田んぼをつくれるだろうとかいうことに直面してしまえば、これを機に耕作放棄になっていってしまったりすると思うのです。実際そういう事例があります。

ですから、やはりそういうところをしっかりと補助をしていくことも、耕作放棄というか、遊休地を増やさないとにもつながるといふふうに思いますので、ぜひ農家の方たちの意見もお聞きいただいて、やっていただきたいと思います。終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 11番です。5番議員と、なかなか意見がかぶるところはないのですが、10ページの今言っていた不動産鑑定のコミسیون料と、殿町のも出ていましたけれども、委託料は、しなければならぬとは思いますが、こんなにかかるものなのか、他の町村もやはり鑑定士を全部入れて売買をしているのか。そういうところまでは、わかっていませんか。

でないと、大体の路線価格がわかっていると思うのですが、売り主と買い主が大体その場でやれば、うちは町が売りますから、町のほうが判断して議会にかけて売りますので、総合的な判断材料としては、鑑定士の方の判断があると思うのですが、これだけの金額がかかれば、小さな土地を売っても、いつも31万円、35万円とかかかっていたら大変なことになると思うのですが、その点はどうなのでしょう。

総務課長（松岡勝也君） 今回、住宅ということで、鑑定を入れるのですが、以前も宅地で黒淵の周辺道路に隣接する完全な宅地を不動産鑑定をしたことがあります。それから、もう大分時間が経っております。ということで、時間の流れと路線価というのも一応参考にはなりますが、その路線価でイコール、そのまま買取提案価格にしていこうというのが非常に時間の経過と、以前とった不動産鑑定の価格等を使っていくということも考えられますが、今後のことも考えて、宅地というところで不動産鑑定を入れて、今後にも使えるということも含めまして、鑑定を入れたところでございまして、もちろんそういったところも含んで、この売却する場合も価格の中には若干考慮はする必要もあるかなというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。17ページの災害復旧費で、公立社会教育施設災害復旧工事、小国ドームの災害復旧ということで、1千700万円、単独債で500万円ということで、約1千400万円ほどの国の補助があるということですが、ちょっと私の勉強不足ですけ

れども、まだちょっと、その災害があった箇所がわかりません。そこを教えてください。

それと、もうひとつ、10ページの一般管理費の中で、人事評価システム導入委託料とございますが、この人事評価システムをどのような業者に、どのような内容でやっているか、あまり詳しくは必要ございませんので、同僚議員の一般質問でありますから簡潔に説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長(横井 誠君) 17ページの公共社会教育施設災害復旧費の件につきまして、被災の状況でよろしいでしょうか。

小国ドームは、基本的にコンクリートの壁によって構造体ができておりまして、その分が大きいくいと2面、ガラスの面でできているのが、大きいくいと2面ございますけれども、コンクリート壁でできている面につきまして、去年の地震によりまして、ひび割れが、大きさでいいますと、0.3ミリから1.1ミリ程度のひび割れでございますけれども、遠くからの目視では、ほとんどわからないようなひび割れでございますけれども、近くによりますと、その数がかかなり内面、外面、それと通路がドームの両側にございますけれども、その通路の壁も同じくコンクリート壁でできておりますけれども、構造的なひび割れでなくて、表面的なひび割れが、そういうふうにな数多くございますので、そのひび割れを復旧するという工事内容でございます。

総務課長(松岡勝也君) 御質問のありました10ページの人事評価システム導入委託料でございます。

先ほど概略説明いたしましたけれども、概略的には先ほど言いましたように、平成28年、昨年度から人事評価が導入されまして、昨年度は地震もあったということで、なかなか試行と実施を一緒に進めたような人事評価でございました。そういう中で、人事評価の入力、いろいろな年間の目標とか、いろいろな今後どういうふうに個人個人が目標を立てて、どうやって進めていくかという、いろんな入力のシートがございます。そのシートを今、各個人に職員のほうにデータで送って、それを入力して返していただいて、総務課で集計して、最終的には町長のほうに確認していただくと、そういうところを今は、データといいますか。ほとんどそれぞれのやり取りですけれども、これを結局管理していく上では、どうしても基本のソフトと職員が入力していく計画をする場合のソフトというのを二つ入れまして管理していくと、それで評価していくということになりますので、そういった概略的には、そういうソフトを導入するというので、うちの場合が電算システムが、鹿児島県の町村会になっております。そういうことで、一応鹿児島県の町村会のシステムを使った人事評価システムということを導入する計画でございます。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、平成29年度小国町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第9、「議案第36号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長(木下勇児君) 議案集の4ページをお願いいたします。

議案第36号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里 耕 亮

です。

補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。

平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成29年度小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億901万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里 耕 亮

それでは、4ページをお願いいたします。4ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。まず、下の段の歳出のほうから説明させていただきます。

4の諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1の保険料還付金で、節が償還金利子及び割

引料の保険料還付金といたしまして、14万円の補正をお願いするものです。

これは、後期高齢者医療制度が発足して以来、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの設定の誤りがあり、一部の被保険者について保険料均等割の部分の軽減判定が誤って行われており、正しい計算方法で納付すべき金額を算出し、納めていただいた保険料が過大となっている被保険者に対して加算金を含めて、その額を還付するものです。

上段の歳入につきましては、今の歳出費用の財源ということで、保険料還付金として後期高齢者医療連合会より全額交付されることとなっております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第36号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） この14万円は、何名の方に還付されるものなのか。

それともう1点が、ちょっとが過少に徴収していた方、逆のパターンの方は小国町にはいらっしやらないのか伺います。

福祉課長（木下勇児君） 今回システムの誤りで、はっきりお返し、いわゆる還付しなくてはならない方が6名おられました。その方たちの金額が、今回の補正の額に近い、端数が少し出ております。

それと、今の還付については、制度発足以来ということで、平成20年から対象になる方を再計算して該当する方が6名おられたという形です。徴収につきましては、1名の方が、その判定が逆に軽減しすぎていたということで、1名の方が対象になって、こちらについても納めていただいております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。２時１０分から再開をいたします。

（午後１時５７分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後２時１０分）

議長（渡邊誠次君） 日程第１０、同意第４号から日程第１７、同意第１１号までは、小国町農業委員会の委員の任命についてです。関連がありますので一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは、同意第４号から同意第１１号まで関連がありますので、一括して説明させていただきまして、そして、御質問を受けたいと思います。

採決は別と、それぞれというふうに向っておりますので、そうさせていただきたいと思います。

では、議案集をお願いいたします。

同意第４号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

平成２９年６月１４日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記といたしまして

住 所 小国町大字宮原２４８５番地

氏 名 安武 聖

生年月日 昭和２５年１１月１３日

提案理由としまして、小国町農業委員会の委員の任期満了（平成２９年７月１９日）に伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるためでございます。

補足の説明といたしまして、安武聖さんについて、現在６６歳でございます。

また、今現在の農業委員でありまして、今回２期目となります。

認定農業者でもあります。推薦団体といたしましては、地域からという部分もありまして、宮原の振興会からの推薦となっております。

農業経営は、水稻、アスパラを生業、安武さんの後継者も共に行っております。

農業に見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方だと思っております。

次のページをお開きください。

同意第５号 小国町農業委員会の委員の任命について

省略させていただきます。

記といたしまして

住 所 小国町大字上田 3 9 3 3 番地

氏 名 松岡 克明

生年月日 昭和 2 7 年 1 0 月 3 1 日

提案理由も一緒でございますので、省かさせていただきます。

補足の説明といたしまして、年齢が 6 4 歳でございます。同じく現職の農業委員で、今回は 2 期目となります。推薦の団体、地域としまして、上田協議会に相談を申し上げております。上田 3 部、4 部、5 部の地域の営農改善組合の組合長でもあります。地元の農事組合法人設立に尽力中でありまして、仕事は主に水稲と、会社員の兼業農家ではあります。農業に見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方だと思います。

次に、同意第 6 号 小国町農業委員会の委員の任命について

記といたしまして

住 所 小国町大字北里 2 1 7 5 番地 1

氏 名 佐藤 博義

生年月日 昭和 2 0 年 5 月 1 1 日

提案理由は一緒でございますので、省かさせていただきます。

佐藤さんですが、年齢が 7 2 歳でございます。株式会社井関に 3 6 年間勤務をされまして、今御退職でございますが、その当時、全国レベルの表彰を数多く受賞されております。農業機械の販売者として 5 年連続で、かなりの額の販売実績がありまして、農業の相談者としても、そういう経歴をお持ちであります。

昨年 6 月に会社を辞めまして、現在は、水稲を中心とする農林業を行っていただいております。推薦団体は、地域でございますが、北里協議会でございます。また、北里協議会から推薦委員会という組織をつくっていただいて、その場で推薦という形でもございます。

地域に非常に詳しく、農業に見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方であると思います。

次に、8 ページをお願いいたします。

同意第 7 号 小国町農業委員会の委員の任命について

記といたしまして

住 所 小国町大字西里 2 8 1 5 番地

氏 名 穴井 千年

生年月日 昭和 2 8 年 1 2 月 2 6 日

提案理由、一緒でございますので、省かさせていただきます。

穴井さんでございますが、現在 6 3 歳でございます。5 年以上の認定農業者でありまして、西里一部小組合からの推薦でございます。農業経営は、主に水稲、ほうれん草、肉用牛であります。

地域のリーダー的存在でありまして、農業に見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方であります。

同意第8号 小国町農業委員会の委員の任命について

記といたしまして

住 所 小国町大字西里575番地

氏 名 佐藤 仲子

生年月日 昭和33年6月18日

でございます。

提案理由は、同じく一緒でございますので省かさせていただきます。

佐藤さんでございますが、現在58歳であります。現職の農業委員でありまして、今回が2期目となります。5年以上の認定農業者でありまして、積極的な女性の任用も制度的に兼ねている部分でもあるかと思えます。

経営は、主に大根でありまして、平成25年度には県の野菜振興大会において部会が秀賞を受賞されております。それと水稻を経営されております。農業に見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方であります。

次、お願いいたします。10ページでございます。

同意第9号 小国町農業委員会の委員の任命について

記といたしまして

住 所 小国町大字下城1028番地2

氏 名 宮崎 博美

生年月日 昭和24年2月10日

提案理由は、省かさせていただきます。

宮崎さんでございますが、年齢が68歳、現職の農業委員で、今回が2期目となります。認定農業者で、平成28年度、県の農業コンクールにおいて、経営体部門優良賞を受賞されております。農業経営は水稻とほうれん草でございます。過去には部会長も経験されております。農業に見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方であります。

次、お願いいたします。

同意第10号 小国町農業委員会の委員の任命について

記といたしまして

住 所 小国町大字黒淵3507番地1

氏 名 石松 雄平

生年月日 昭和30年9月25日

提案理由は、省かさせていただきます。

石松さんは、61歳でございます。認定農業者であり、JA職員として長年勤められ、営農指導部署の経験もあり、営農の指導的な立場の方であります。

現在は、JAを退職し、水稲、ほうれん草が主な経営体となっております。農業に見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方であります。

次、お願いいたします。

同意第11号 小国町農業委員会の委員の任命について

記といたしまして

住 所 小国町大字黒淵574番地8

氏 名 梅木 美代

生年月日 昭和27年2月26日

でございます。

提案理由は、省かさせていただきます。

梅木さんでございますが、現在65歳であります。中立の任命が法律で位置づけられております。具体的には、農業分野以外の方の意見を反映させるために利害関係を有しないものとして、農業に従事していない方として、今回、黒淵協議会推薦により推薦でございます。

長年婦人会の役員を勤められております。あと鍋ヶ滝直売所の会計責任者でもあり、地域に根ざした方でございます。積極的な女性の任用も制度的に兼ねておりますので、お願いをしたいというふうに思っております。

以上8名の議案説明をさせていただきました。なお、全体的な説明でございますが、6月7日において、農業委員の選考会をしております。この分については、また質問の中で、もしございましたらお受けしたいというふうに思いますが、結果としては、どういうことをしたかといいますと、選考委員会の運営要綱を設置しておりますので、その説明と審査を行う上での評価基準説明、意見交換、選考委員会の意思決定というレジュメ、式次第でございました。

結論といたしましては、すべて賛同といたしましょうか、これで決定ということでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、同意第4号から同意第11号についての質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

10番（時松昭弘君） 10番、時松昭弘です。ただいま町長のほうから同意につきまして、個人個人の名前を読み上げまして説明がありました。その中に認定農業者という方が、今回何人かおられますけれども、この農業委員会の新しい農業委員会法の中には、認定農業者の基準が確かあると思いますが、この基準は小国町の全体の中ではクリアをしているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

農業委員会事務局長（村上弘雄君） お答えいたします。法上の原則論というのがございまして、

農業委員会の中の定員の過半数を認定農業者で締めるというのがありました。そこがクリアできない場合は準ずるものということで、公募が6月5日までございましたけれども、最終的には認定農業者の要件をクリアした方が、先ほど個別に説明がありましたが、5名ということになりましたので、過半数をクリアできたということで今回の提案になっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松崎俊一君） 8番です。同意の第10号の石松さん、町の代表監査委員か何かをされていて、町の予算関係や決算関係に絡んできたときに問題はないのでしょうか。

農業委員会事務局長（村上弘雄君） お答えします。兼業の禁止というところになるとと思いますが、今回の農業委員会法の改正によりまして、個別になれない方というのが謳ってございます。その部分について、固定資産評価員と教育委員をいうことで、今回の代表監査委員については確認をとっておりますが、大丈夫でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私が関係条例の審議の際などで懸念を示しておりました。小国町外の方が住所要件がなくなりましたので、いろんな営利の意図を持って農業委員になる可能性があるということをおっしゃっていましたが、幸い全員町内の方たちでありました。

そこで、町長の基本的な認識として、そういう農業委員は、やはり町内在住の人で構成するのが望ましいというふうに考えて、こういう提案をされているのか、それとも、たまたまこうなったのかということをお聞かせください。

町長（北里耕亮君） 中山間地の農業という部分を考えるにあたっては、やはり地域に根ざした、そして地域の要件を環境や形状、そういうものがある程度詳しい人がよろしいのではと思いつつ、地域団体に相談をさせて決めさせていただきました。

ただ、今回はこれの考えであります。議員の中からは、「もう少し農業を専門的に行う、そして、後継者などがいる方を考えるべきではないか」という御意見があったのも、また事実であります。そういった部分についても、今後については、また3年後ですから、その時、私がという部分かどうかわかりませんが、決めるにあたっての早い段階からの検討というのは、今後必要ではないかなという思いはしております。

ただ、私も今言いましたように、地域に根ざしたという部分については、地域の意見を聞いたということには、そんなに間違った手順ではなかったかなとは思いますが、ここは考え方の違いかなとも思っております。

ですので、地域というのは町内ということでもありますので、町外の方が委員さんになって、そういう許可関係で農地の集積であったり、耕作放棄地対策であったりというのが果たしてできるかということ、少しちょっとそれはですね、これは個人的な意見でありますけれども、どうかなと

いうふうには思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 確認しておきたいと思います。

要するに、議員の中からは、そういう後継者がいる方がいいといったような御意見も出たと、今おっしゃいました。それで、それぞれ年齢も御紹介いただきましたが、一番若い方で58歳、私は、むしろ農業後継者の人がなって、やはり若い意見を農業に取り入れてもよかったのではないかなというふうに思いますが、そういうところは、あまり積極的に探しはしなかったのでしょうか。

町長（北里耕亮君） 今回の法改正の中での明確な法の決まりではないのですが、努力義務的な考えの中で、やはり女性を積極的に登用をなさないと。

それから、青年農業者、若い方をという部分は話題には上がっておりました。地域と相談する中でも、事前に私も、そういう方も中には居てもいいのではないかという思いはありましたが、現実問題、そういう若い方は今現在現役で非常に日々農業に精励され、一生懸命されておられて、農業委員会というのが月に1回、許可関係の審議が、ほぼ必ずあります。その他の活動も数日あるわけですが、なかなか、居たほうが理想ではあったのですけれども、ちょっと今回は残念ながら、そういう推薦というのがなかった部分でありました。

4番（高村祝次君） 8名の方が任命しておりますけれども、私は、やはり今回の法改正で国の求める農業委員会というのが変わったというふうに認識しております。新しくなられる方が、新しい農業委員会に向けての認識ができていけるのかなというふうに、ちょっと疑問に思うわけですが、そこあたりの任命にあたって、意見や今後の農業委員会の仕事について、意見を交わして任命されたのかお伺いいたします。前回から農業委員だから1期だから農業委員をもう1期とかいうスタンスで決められた点もあるのではなからうかなというふうに思っています。

本日も、遊休農地については課税と、1.8%課税するというか、そういう記事も農業委員会にあったし、ましては推進委員においては、出来高払というようなことで、今までの農業委員と随分中身が変わった活動をやっていたかなければいけないと、その中で、その家の周辺あたりが農業委員になったけれども、耕作放棄地があったり、遊休農地があったりということでは、私は仕事はできないのではなからうかと。

今、5番議員が言いましたけれども、私も、やはり今後の小国町の農業をやっていく上には、新しい人という考えがあって、新しい人にも今回、委員の条例改正があるから考えてみないかという話をしましたところが、やはりそういう人は、忙しいけれども農業委員会をやってみたいというような声も聞きました。

ですから、やはり今まで農業委員をやっていたから、もう1回農業委員会という認識では、私は小国の農業は変わらないと申しておきます。

やはり私が言うのは、高齢者になって本当に田んぼを作れないという方がどんどん増えてくると、地域で農業をやっていないでも、集落営農をやる指導者であるのか、ただ自分だけで農業委員になったことで満足されて、活動もできないということでは意味がないというふうに思っております。ですから、そこあたりの認識を本人から聞き取りをやったのかをお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） まず現職の方については、十分今回の法律の改正で、仕組みが変わった部分について、今後一番何をやっていかなければいけないかというのを随分議論を、議論というか、そういう意見交換をしました。ですので、許可関係だけではなくて、いろいろな業務がまた、増えてくるといふ認識は持っていただいているものと思います。

新しい方については、すべてにわたって熟知して推薦をされているわけではありませんので、議決の同意をいただいてからが正式でありますので、そういった部分で同意をいただいて、お認めいただければ、今後、しっかり事前の学習会といいたしでしょうか。最初の部分について、一番先に何をやらなければいけないか、どういう課題があるか、それをしっかり熟知していただいて、業務に赴いていただきたいというふうに思っております。

農業委員会事務局長（村上弘雄君） 昨年度の法改正が明らかになってから、総会の議案処理の後に、その都度今後の改正後の農業委員会の業務、それから最適化推進委員の業務について、現職の方とは十分なキャッチボールはできたかなと思っております。

ただ、その部分においても国の制度が、なかなか現場における段階において、まだ不明な部分もございましたので、県の農業会議、それから国の資料に基づいて、今でも新しい資料をもらいながら随時研修をしている最中でございます。

それから、推薦していただいた方についての意識づけというのは、正式に承認をいただいてから、また、事務局も国と県の資料だけではなくて、総会等の中で資質の向上に努めていきたいというふうに思っています。

ただ、推薦の段階で、それぞれ地域の方の代表等の方からの推薦をいただいているところがほとんどでございますので、その段階でどういった業務をやるのかというのは、かなり問い合わせは、事務的にはあっておりますので、最低限の説明はした上での地域からの推薦という経過はございます。

以上です。

4番（高村祝次君） そういうことであるなら、黒淵につきましては、石松雄平君があがっておりますけれども、以前は違う人ということで、協議会が推薦したということではないかなと。しかし、教育界の役員が、果たして新しい農業委員会の制度がわかっておって推薦したかなと、非常に疑問視するところです。何で変えなければいけなかったのか。そこあたり、私は最初から黒淵は、石松雄平君だと、農協でも指導してきて、本人も他の仕事をしないで小国町の農業のことをしっかりやって、農家を指導していきたいという意気込みでございましたので、やはり彼は適人

というような思いがしておりました。

ところが出てきたのは、全然違う人が出てきて、その人は何をしていますかというようなお尋ねもしたわけでございます。だから、協議会が推薦したから、その人が私は適人ではないというふうに思っております。

やはり、そこあたりも協議会の役員の方々が、しっかり制度が変わったという認識のもとで選出をしたならいいのですけれども、何もわからないで選んだということになりますと、本人は、なってこれは大変だということが初めてわかってくると。なってからでは遅いわけです。やはり小国の将来の農業を考えると、やはり後継者がしっかり農業を小国に残ってやってよかったなど、年をとるにつれて、それを感じるような町にならなければならない。しかし、一步誤れば農振地除外をして、観光に走ったり、工場に走ったり、それが成功すればいいのですけれども、成功しないでいつの間にか、よそから来た会社がいなくなったり、その地は荒れ放題になってくるとということが非常に懸念されます。

ですから、やはり重要な改選の時期という、私は認識をしております。ですから、本日一人ずつやりますけれども、8人おりますけれども、私は定員は6という頭がありますので、何人かは頭からバツにしなければいけないというような認識をしております。

やはり、なってからでは何でも遅いわけです。指名を受けて名があがったら、その人にしっかり農業委員の役割というのをわかってもらわないと、私は小国の農業は発展しないというふうに思っています。だから、前回も私言いましたように、今現在、田んぼとか農地を借りている、ちゃんと借地料を何百万円も何十万円も払っている人たちがやって、またそれを拡大させると。する人がいないから、今やっている人もまた規模拡大をしてやってもらおうと、これは、農業は国が目指すところはそこですよ。法人をつくる、個人の経営の方々が法人をつくったり、個人経営でもまとめてくださいよというのが国の政策だと私は認識しております。

ですから、今回は町長が、また次の機会をというような話もございましたけれども、やはり今回が私は一番大事な時期ではないかなというふうに思っております。そこあたりは、私と町長の考えの違いというか、この農業委員制度が変わる時の最初の出発点から違っていたということで、非常に私は残念に思いますし、数はある程度減らしてきたということで、私はあくまでも人数ではなくて、中身であるということを改めて意見を言わせていただきます。

以上です。

町長（北里耕亮君） 人事案件でありますので、執行部といたしましては、今提案をさせていただいているこの方々を私の立場としては、自信を持って提案をさせていただいている段階でございます。推薦であったり、選考であったりという段階においては、今議会に対して事前の説明が少なかつたのではないのかという御意見も以前にいただきました。それも把握をさせていただいておりますし、規模拡大、後継者、いろいろな御意見を今回新たな仕組みかえの時に、議員の皆さ

ま方からもいただきました。これが最初でございますが、次にという部分も発言もさせていただきますので、それでぜひ御了解をいただき、今回は、この8名の名前の方々に、ぜひ御了承、御理解をいただきたいというふうに思っておりますので、どうかお願いを申し上げたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第4号から順に採決をとります。採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、今回の農業委員人事案件は、多くの協議を行って今日に至ったと思います。このような重要案件に対し、無記名投票は、私としてはどうも納得いきませんので、慣例だからといって、無記名投票には反対で、採決方法を記名投票、もしくは起立、挙手という方法で求めます。

議長（渡邊誠次君） ただいま、9番、熊谷博行君が採決の方法についての提案がございました。

よって、ここでお諮りをいたしたいと思います。

9番、熊谷博行君の御提案どおり、挙手又は記名投票、又は起立による採決方法に賛同する方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（渡邊誠次君） 挙手少数でございます。

賛同者少数のため、慣例による採決方法は、小国町議会会議規則第82条の第1項の規定及び第83条により無記名投票をもって行いたいと思います。

では、最初の無記名投票は、同意第4号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11人でございます。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番 北里勝義君、及び9番 熊谷博行君を指名いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) よって、立会人に3番 北里勝義君、及び9番 熊谷博行君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載を願います。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票を願います。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番 北里勝義君、及び9番 熊谷博行君に立ち会いを願います。

(開票)

議長(渡邊誠次君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 10票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) では、2回目の無記名投票は、同意第5号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま出席議員は11人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番 高村祝次君、及び8番 松崎俊一君を指名いたしたいと思ます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) よって、立会人に4番 高村祝次君、及び8番 松崎俊一君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載をお願いします。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番 高村祝次君、及び8番 松崎俊一君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) では、3回目の無記名投票は、同意第6号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番 児玉智博君、及び7番 穴見まち子君を指名いたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) よって、立会人に5番 児玉智博君、及び7番 穴見まち子君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載を願います。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票を願います。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番 児玉智博君、及び7番 穴見まち子君に立ち会いを願います。

(開票)

議長(渡邊誠次君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

有効投票 11 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 7 票

反対 4 票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（渡邊誠次君） では、4 回目の無記名投票は、同意第 7 号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は 11 人であります。

お諮りいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定より、立会人に 1 番 穴井帝史君、及び 6 番 時松唯一君を指名いたしたいと思ます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） よって、立会人に 1 番 穴井帝史君、及び 6 番 時松唯一君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載をお願いします。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(配付漏れなし)

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1 番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番 穴井帝史君、及び6 番 時松唯一君に立ち会いを願います。

（開 票）

議長（渡邊誠次君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

有効投票 1 1 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 1 0 票

反対 1 票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（渡邊誠次君） では、5 回目の無記名投票は、同意第 8 号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は 1 1 人でございます。

お諮りいたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定より、立会人に 2 番 大塚英博君、及び 1 1 番 松本明雄君を指名いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） よって、立会人に 2 番 大塚英博君、及び 1 1 番 松本明雄君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載を願います。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番 大塚英博君、及び11番 松本明雄君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長（渡邊誠次君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（渡邊誠次君） では、6回目の無記名投票は、同意第9号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番 北里勝義君、及び10番 時松昭弘君を指名いたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） よって、立会人に3番 北里勝義君、及び10番 時松昭弘君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載を願います。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票を願います。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番 北里勝義君、及び10番 時松昭弘君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) では、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 6票

反対 5票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) では、7回目の無記名投票は、同意第10号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番 高村祝次君、及び9番 熊谷博行君を指名いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) よって、立会人に4番 高村祝次君、及び9番 熊谷博行君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載をお願いします。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番 高村祝次君、及び9番 熊谷博行君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) では、最後8回目の無記名投票は、同意第11号、小国町農業委員会の委員の任命についてです。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番 児玉智博君、及び8番 松崎俊一君を指名いたしたいと思ます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) よって、立会人に5番 児玉智博君、及び8番 松崎俊一君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載を願います。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

(投票箱確認)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願い致します。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番 児玉智博君、及び8番 松崎俊一君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9 票

反対 2 票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。3時30分から再開をいたします。

(午後3時17分)

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時30分)

議長（渡邊誠次君） 日程第18、「報告第1号 平成28年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。

総務課長（松岡勝也君） 議案第13ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号 平成28年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

平成29年6月14日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、繰越明許計算書の横版の左のほうに「報告第1号」と書いた表を御覧になっていただきたいと思います。

今回、平成28年度からの繰り越しの計算書でございます。左のほうから款項、事業名、金額、翌年度繰越金と財源内訳というふうに書かれております。

上のほうから款のほうで、総務費、総務管理費といたしまして、庁舎施設災害復旧事業ということで、今回繰り越しが1億1千82万9千円ということで、繰り越しさせていただきます。

内訳としましては、地方債が1億1千50万円、一般財源32万9千円ということで、今回庁舎関連の施設の災害復旧ということで、開発センター関係の解体工事、また庁舎の空調設備工事、その他設計費等でございます。

次、地籍調査事業4千458万円ということで、国県支出金が3千300万円、一般財源が1千158万円ということで、これは地籍調査に伴います追加分の割り当てに伴います繰り越しでございます。

次、社会保障税番号制度事業でございます。59万7千円ということで、国県支出金59万7千円でございます。これは交付金ということで、税率のほうへ交付するもので事業が年度内に終わりませんので、繰り越すということでございます。

次、農林水産業費、農業費ということで、団体営土地改良事業ということで、1千550万円、国県支出金が1千50万円、地方債が390万円、その他70万5千円、一般財源が39万5千円ということで、これは上田の大原水路の整備に伴います繰り越しでございます。

次、商工費でございます。観光施設災害復旧事業ということで、260万円、財源としまして、その他が130万円、一般財源が130万円、これは木魂館の道路下の災害復旧でございます。

次、土木費、土木管理費の中の耐震改修促進事業ということで、399万6千円、国県支出金が199万8千円ということで、一般財源が199万8千円、これは耐震改修に伴います計画書作成の分の繰り越しでございます。

次、道路橋りょう費、道路維持事業ということで、375万3千円、一般財源が375万3千円ということでございます。これは道路の維持ということで、黒淵本村線、中尾線側溝の流末工事関係の繰り越しでございます。

次、町道新設改良事業ということで、5千36万9千円ということで、国県支出金が2千917万2千円、地方債が1千570万円、一般財源が549万7千円でございます。これは町道のはげの湯線及び町道小原田寺尾野線の繰り越しでございます。

次、消防費でございます。被災者住宅補修支援助成事業90万円、一般財源90万円ということで、これは熊本地震によります被災された住宅の補修に対します補助金、上限10万円で補助をいたした分の繰り越しでございます。9件でございます。

次、10の災害復旧費でございます。農林水産業施設災害復旧費ということで、農地災害復旧事業が1千270万円、国県支出金が760万円、その他が175万円、一般財源が335万円ということでございます。農地災害復旧4件分でございます。

次、農業用施設災害復旧事業ということで、1千70万円、内訳が国県支出金が790万円、その他が12万5千円、一般財源が267万5千円ということで、農業施設災害復旧の3件分ということで、繰り越しでございます。

次、公共土木施設災害復旧費ということで、公共土木施設災害復旧事業の中の繰り越しでございます。3億8千205万2千円、国県支出金が2億4千304万2千円、地方債が1億2千130万円、一般財源が1千771万円ということで、公共土木の全体78件分のうち、68件の繰り越しでございます。

その他公共施設災害復旧費ということで、公共社会教育施設災害復旧事業の繰り越しが183万6千円、地方債が180万円、一般財源が3万6千円ということで、これは小国ドームの災害復旧の設計委託の分でございます。

次、地域情報基盤施設災害復旧事業の繰り越しでございます。繰り越しが280万円、地方債が280万円でございます。これは光ファイバーの熊本地震によります災害復旧の分の繰り越しでございます。

金額といたしまして、13億4千813万8千円のうち、6億4千321万2千円を平成28年から平成29年度へ繰り越しするものでございます。

平成29年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） 日程第19、「発議第3号 議会活性化推進特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

10番（時松昭弘君） 10番、時松昭弘です。

発議第3号 議会活性化推進特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出します。

小国町議会議長 渡邊誠次様

平成29年6月5日提出

小国町議会議員 時松昭弘

提出理由といたしまして、議会の役割は一般に公開と討議を前提とし、政治的争点集約的機能、討議による政策の決定、二元代表制のもとで首長と公的意思の作成及び執行機関に対する監視機能である。本来議会が持つ役割を発揮するために、また、議会がより活性化することを目的に特別委員会を設置するものです。

議員の皆さま方の御賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ただいま提出者でございます時松昭弘議員より説明がありました。

これより発議3号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

時松昭弘議員より提出された発議第3号、議会活性化推進特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

本件は、11人の委員をもって構成する議会活性化推進特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、時松昭弘議員から提出された発議第3号、議会活性化推進特別委員会設置に関する決議については、可決されました。

11人の委員をもって構成する議会活性化推進特別委員会を設置することに決定いたしました。お諮りいたします。

ただいま設置されました議会活性化推進特別委員会の委員の選任につきまして、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

1番 穴井帝史君、2番 大塚英博君、3番 北里勝義君、4番 高村祝次君、5番 児玉智博君、6番 時松唯一君、7番 穴見まち子君、8番 松崎俊一君、9番 熊谷博行君、10番 時松昭弘君、11番 松本明雄君。

以上のとおり、議会活性化推進特別委員会委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま報告をいたしましたとおり、11名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を議会活性化推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選をすることになっております。

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩をいたします。3時45分から再開をいたします。

(午後3時41分)

議長(渡邊誠次君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時43分)

議長（渡邊誠次君） 休憩中に正副委員長が決定したと思われまますので、委員長より正副委員長の報告をお願いいたします。

10番（時松昭弘君） 報告いたします。協議の結果、委員長に私、時松昭弘です。副委員長、北里勝義さんを指名致したいと思ひます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 続きまして、日程第20、「発議第4号 ゆうステーション周辺整備特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

11番（松本明雄君） 11番、松本明雄です。

発議第4号 ゆうステーション周辺整備特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

小国町議会議長 渡邊誠次様

平成29年6月8日提出

小国町議会議員 松本明雄

です。

提出理由といたしまして、今回の補正予算に地方創生拠点整備事業測量設計委託料が計上され、今後はゆうステーションの周辺整備が始まります。

議会としても、執行部と共に議論を深め、より良い周辺整備ができることを目的にゆうステーション周辺整備特別委員会を設置するものです。

議員の皆さま方の御賛同をいただきますよう、お願いいたします。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ただいま提出者である松本明雄議員より説明がございました。

これより発議4号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

松本明雄議員より提出された発議第4号、ゆうステーション周辺整備特別委員会設置に関する

決議を採決いたします。

本件は、11人の委員をもって構成するゆうステーション周辺整備特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、松本明雄議員から提出された発議第4号、ゆうステーション周辺整備特別委員会設置に関する決議については、可決されました。

11人の委員をもって構成するゆうステーション周辺整備特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されましたゆうステーション周辺整備特別委員会の委員の選任につきまして、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

1番 穴井帝史君、2番 大塚英博君、3番 北里勝義君、4番 高村祝次君、5番 児玉智博君、6番 時松唯一君、7番 穴見まち子君、8番 松崎俊一君、9番 熊谷博行君、10番 時松昭弘君、11番 松本明雄君。

以上のとおり、ゆうステーション周辺整備特別委員会委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま報告をいたしましたとおり、11名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君をゆうステーション周辺整備特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選をすることになっております。

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩をいたします。3時55分から再開をいたします。

(午後3時47分)

議長(渡邊誠次君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時52分)

議長（渡邊誠次君） 休憩中に正副委員長が決定したと思われしますので、委員長より正副委員長の報告をお願いいたします。

11番（松本明雄君） 委員長は、11番、松本明雄がいたします。副委員長は、総務のほうから4番の高村祝次さんに決まりました。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、日程第21、「請願第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

この請願第1号の取り扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員会の付託を省略し、ただちに審議をいたします。

それでは、事務局長より請願書の朗読を願います。

続いて、紹介議員より請願の説明を求めます。

議会事務局長（小田宣義君） それでは、朗読させていただきます。

請願第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書

小国町議会議長様

請願者は、熊本市東区健軍2丁目10-11

熊本県建築労働組合阿蘇支部

執行委員長 猪瀧美知男

紹介議員は、児玉智博議員です。

請願の趣旨（請願事項）

- 1、被災者生活再建支援制度の増額を国に働きかけてください。
- 2、一部損壊・半壊以上の住宅再建の支援策を強めてください。

請願の理由

2016年4月14日と16日に震度7が2回、熊本県を襲った熊本地震で多くの犠牲者と住宅損壊やライフラインへの甚大な被害が出ました。被災地では、長期間に及ぶ避難所生活を余儀なくされ、住まいを失った人たちは当分の間仮設住宅での生活となっています。

地震発生から1年が経過しました。ライフラインなど復旧は大きく前進している中で、住まいを失った人たちにとって一日も早い住宅再建が求められます。しかし、全壊を認定された家屋への支援金は300万円、半壊で57万円、一部損壊では0円と、この金額では住宅再建に対して

踏み切れない状況です。そのため、支援制度の枠組みを広げることは、今後の大規模災害発生時にも重要なものになります。

被災地では、一部損壊の住宅にも全国から寄せられた義援金をたよりに、自治体ごとに見舞金が配布されているものの、最高で10万円となっており修理をためらっている状況です。熊建労がとり組んだ仮設住宅に住む被災者300人からアンケートを実施しましたが、そのほとんどが一日も早い復旧を望む声が圧倒的でした。住宅再建に向けて支援制度の増額を国に働きかける国への意見書決議などの採択をお願いします。

また、貴議会におかれましても、熊本地震被災者への住宅支援策を強めていただきますようお願いします。

平成29年5月19日事務局受付

以上です。

議長（渡邊誠次君） 続きまして、紹介議員より説明を求めます。

5番（児玉智博君） まず、この熊建労という組織ですが、大工さんであったり左官、設備、電気関係の人たちが加入する労働組合ということで、個人事業主の人たちが多く。実際、小国町あるいは南小国町の業者も加入しているのが、この阿蘇支部ということです。

実際にこの請願書自体は、書記の方が訪ねて来られて、紹介議員をとということでしたので、紹介議員になっております。

熊本県内のすべての市町村議会に請願書、あるいは陳情書を同じ文面です。

南小国町は、昨日本会議が開かれて、これは意見書、請願か可決をされたというふうにおるところです。

中身が被災者生活再建支援金の増額をということですが、補足説明として、この法律に基づく支援金が、基本的に全壊、あるいは大規模半壊に出されます。世帯構成員が複数いる場合は、全壊の場合が基礎支援金が100万円で、新たに建て替えであったり、住宅の購入をする場合に加算支援金が200万円、補修を行う場合は100万円、あるいは家を借りる場合は、借家に住む場合は50万円の加算金があるということです。

すなわち、全壊の認定を受けて家を建て直す、あるいは購入する場合は最大300万円ということで、これが単身世帯の場合は、基礎支援金が37万5千円で、家を建てれば150万円ですが、借家に住む場合は同じく37万5千円ということになっておりますので、なかなか300万円受け取るというのも、家を建て替えようと、新たに購入しようというふうに踏み切らなければ300万円が受け取れないという状況ですので、やはりここに書いてあるとおり、なかなかまだ以前仮設住宅に住んでいて、先の見通しを立てることができていない人もありますので、そういう人たちが復旧・復興に向かっていくためには、やはりこの増額が熊本地震に限らず、今後同様に大規模災害が発生した場合も必要だということだと思います。

又は、この一部損壊、これもここに書いてあるとおり、大体今度の震災で被災した人の8割方が一部損壊の認定なのですが、この人たちについては、今のところ国の公的な支援制度はありません。実際、屋根の修繕などをするのに何百万かかったというような人たちもおりますので、小国町にいたらわかりませんが、被害が多かった自治体は、いまだにブルーシートが屋根に掛かっている家、だいぶ少なくなりましたが、まだ残されておりますので、そういうところにも必要だと思いますし、また、小国町も一部損壊の認定を受けているのが大体130棟以上あります。そういう町民の人たちも国の支援制度は、全く受けられていないと。

最近、国民の人が寄附をした義援金の配分というのは、100万円以上の修理費がかかった人については、10万円配分されるようになりましたが、しかし、それではなかなかまだ不十分だというふうに思いますので、そういう意味で、特に大工さんたちですから、そういう人たちの苦勞というのは肌で感じている方たちですので、そういう人たちがアンケートも行い、それに基づいて請願運動をやろうということで、県内全市町村規模で取り組まれているということでもあります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより請願第1号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、請願第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書に賛成の立場から討論を行います。

熊本地震の発生から、今日で1年2カ月となりましたが、被災者の生活再建は、まだまだ道半ばです。昨年の地震では、県内18万9千700棟の住宅が被災しました。このうちの8割が一部損壊の認定を受けています。

被災住宅の大多数を占める一部損壊ですが、国の公費による支援は、被災者の切実な声にもかかわらず、いまだ実現していません。

小国町では、町の独自救済策として、上限10万円で修理費を助成しています。これは、国の制度のすき間を埋めるという意味においても画期的だったと思います。

しかし、そもそも金銭的な余裕がなければ、家の修繕は実施できるものではありません。このため小国町内には132棟あったはずの一部損壊ですが、実際に町の修理費の助成が決定した世帯は、半数以下の59棟にとどまっています。

小国町など、県内6市町村の独自支援を伝えた去年10月15日付けの毎日新聞には、独自救

済策は公的支援より小規模にとどまることなどから、各自治体から国や県のさらなる支援を求める声が出ていると書かれています。

兵庫県立大の室崎益輝防災教育研究センター長は、「現行制度は、住宅修理に多額の費用を要しても一部損壊とされると、全額自己負担になる欠陥がある。一部と半壊の損壊程度の差がわかりづらい場合もある」と指摘しているとおり、一部損壊への全壊、半壊に準じた公費支援なくして復興なしであると思います。

応急仮設住宅、みなし仮設住宅などで、避難生活を送る人が4万8千人弱います。自宅再建を望みながら費用の壁にぶつかる人、仮設を出た後の行き場のない人たちが大勢います。現在の生活再建支援金だけでは、なかなかこういう人たちを救済することはできません。やはり住宅再建支援金の引き上げが熊本地震の復旧・復興にとっても重要ですし、今後の大規模災害に備える上でもここを国は実現する必要があるというふうに思います。

一日も早く、生活と生業の再建、地域の復興が図られることを願い討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第22、「議員派遣の件について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元配付資料のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、議員を派遣するものでございます。資料のとおり、議員派遣の件を御覧ください。

議長（渡邊誠次君） 日程第23、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元配付資料のとおり小国町議会会議規則第122条の規定により、3月議会以降、今日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので、御報告をいたします。

資料、議員派遣報告を御覧ください。

議長（渡邊誠次君） 日程第24、「行政報告」。

執行部より報告事項等がございましたら、お願いをいたします。

町長（北里耕亮君） 行政報告をさせていただきます。総務課関係でございますけれども、平成28年の熊本地震の復興基金の事業の周知と補正予算についてでございます。

6月の広報と一緒に復興基金事業のお知らせを行います。回覧で6月10日付けで、「平成28

年熊本地震の復興基金事業について」という部分で回させていただいております。

内容といたしましては、被災宅地復旧支援事業であったり、住宅耐震化支援事業、農家の自力復旧支援事業、私道復旧事業、地域コミュニティ施設など再建支援事業、自治公民館再建支援事業、消防団詰所など再建支援事業というふうに回覧を回させていただいております。

こういった部分で見ていただきながら、とりまとめ一定の申請がまとまり次第、臨時議会、又は定例議会で補正予算を上程したいというふうに思っております。

議会の皆さま方も、地域に根ざしたというか、地域から申し出があるときには、途中の段階でもかまいませんので、施行部のほうの御相談していただければというふうに思っております。

初めてのことでありますので、どの程度これが、このあたりは県と相談という部分もあるかと思えますけれども、そういう部分でありますので、お知らせを致したいと思います。

次に、今日の本会議のときにも、町有地の話題がございました。サポート悠愛及び老人ホーム悠和の里でございますが、町名義の土地について、当初の私の施政方針でもありましたように、他団体が使っていて、もう運営も安定しておりますし、町名義の土地を一定の財源確保のために売却を検討いたしております。

面積も3筆ありまして2万1千というかなりの広い面積でありますものですから、議会の皆さま方にも相談をしながら進めていきたいというふうに思っています。

過去の小国町役場の現在の庁舎であります。そちらは以前農協の所有物でありました。そして、切原のライスセンターがありますが、そちらが実は町の所有でありました。私が議員時代に交換ということの検討をいたした時に、その時は議会運営委員会で相談をしながらというのをされていたような記憶をしております。だからというのではないのですけれども、また議運の皆さま方か、もしくは議員の何か、総務委員会か、そういう部分で御相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、今ここで、そういう考えがあるということだけ御認識をいただきたいというふうに思っております。

次に、政策課関係でございますが、重要文化的景観についてであります。世界遺産関係でありますけれども、文化庁に一時申し出をしておりました阿蘇の草原景観という部分のくくりで、その選定がされる見通しであります。正式には6月16日の文化審議会、文化財分科会の審議、議決を経て文部科学大臣に答申をされる予定でございます。この部分について、少しちょっと長くなりますが、お話をさせていただきたいと思っております。

阿蘇の7市町村が協働して文化庁に阿蘇の景観を文化的景観として登録申し出を行っております。このたび、一時申し出をしておりました阿蘇の草原景観が選定される見通しです。正式には6月16日の先ほど話しました文化審議会、文化財分科会の審議、議決を経て文部科学大臣に答申される予定です。これは阿蘇の世界文化遺産登録推進事業の一環として行われているものであります。

各市町村とも地権者の同意をいただきながら、代表的な草原景観を重要文化的景観として選定

の申し出を行っていますが、小国町は涌蓋山麓の草原景観といたしまして、流湿原を申し出ていました。これには理由がありまして、今現在、草原景観というふうに維持をされているエリア、それぞれ牧野組合さんがありますけれども、今後将来、そこを基本的には維持していくというのが大前提ではありますけれども、遠い将来もしかすると、その草原が何らかの形で組織体が変わるなりして、いろいろな別の使い道もある可能性も秘めておりますので、小国町は流湿原の周辺の部分、このあたりをまず、ずっとずっと将来も維持していこうという考えで一応申し出をしております。

どういう規制があるかは、ちょっとわかりませんが、流湿原の部分は維持していきたいというふうに思って、申請を出しておりました。今後、2次申請、3次申請ということで、森林景観というくくりでも話題があるかと思っておりますけれども、現在のところは流れというところで御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、情報課からでありますけれども、本日ゆうステーション周辺整備特別委員会が立ち上がりましたが、大分交通のバスの車庫について、議会の皆さま方に、その考え方、処分の方針について、発言をさせていただきたいというふうに思っております。

バス車庫だけではなくて、ゆうステーションの管理棟、野菜販売場がありまして、構造といたしましては、木造、トタンの2階建てであります。こちらのほうは、なかなか公売といっても木造で、それを取り壊してといっても難しいかと思っておりますが、車庫については、大分交通の車庫でありますけれども、鉄骨造平屋であります。解体をして、そのあと利用価値がおそらくあるのではないかなというふうな思いがありますので、これを購買を執行部のほうで考えております。以前、教育委員会関係でプレハブを公売をさせていただいて、そうすると取り壊しの費用とか、そういう部分はかかりませんので、その公売の方向で考えてしたいと思っておりますが、こういった部分にも意見があればおっしゃっていただきたいというふうに思いますが、方針としては、その方向で考えたいと思っております。

電動レンタルの自転車の倉庫もありますけれども、こちら木造でありますので、こちらのほうは取り壊しかなというふうに思っております。

スケジュール的には、6月末に用地検討委員会、これは各課長で組織されるものですが、その検討をさせていただいた後、お知らせ、公告周知をして、7月に入りまして中旬ぐらいに入札などができればいいなというふうに考えております。

そういうところでございます。

執行部からは以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後4時16分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3 番）

署名議員（10 番）

第 2 日

平成29年第2回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

- 1. 招集年月日 平成28年 6月15日(木)
- 1. 招集の場所 小国町隣保館
- 1. 開 会 平成28年 6月15日 午前10時00分
- 1. 閉 会 平成28年 6月15日 午後 4時14分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

.

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 6. 15)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

昨日の本会議、そのあとの各特別委員会、大変遅くまでお疲れさまでございました。

本日は、6月定例本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問1日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、まず、児玉智博議員、次に、松崎俊一議員、順に、高村祝次議員、熊谷博行議員、北里勝義議員、大塚英博議員となっております。よろしくお願いいたします。

それではまず、5番、児玉智博議員、登壇を願います。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

本題に入る前に1問。4月にオープンしたけやき広場の遊具公園は、放課後や休日に子どもたちや親子連れで賑わっています。子育て中の親御さんの意見に基づき、現在の場所につくられたわけですが、本当によかったなというふうに思っています。計画段階で議会の委員会審議の中でも懸念を指摘し、執行部も対策を取るとしていた公園前公衆トイレや、駐車場の間を走る町道の安全対策は、現在は通行する車両への飛び出し注意を促す看板、遊ぶ児童や保護者向けには飛び出さないようにと呼びかける看板が公園内の東屋に設置をされています。しかし、重大なことにこの問題について公園はできたものの、なかなか交通安全対策が取られないことから、私が4月25日と26日に、それぞれ公園を管理する福祉課と道路を管理する建設課に委員会で答弁した安全対策についての検討はどうなっていますかと問い合わせをしたときに、どちらの部署でも全く検討もしていませんと回答があったわけです。それで議事録もお見せして、こういうふうに答えているでしょうと指摘をしたら、慌てて翌日には道路脇に仮の看板を設置してもらって、先月末までにはきちんとしたものを取りつけていただいたわけですが、私、この一連のてん末で言いたいのは、町長自身、安全対策を行政の努めと言って委員会で約束をしていたわけです。本来であれば、真っ先に担当者に指示を出すべきです。なぜそれをしないのか。あまりにいい加減な気持ちで、議会に臨んでいるのではないか。その表れだと思いますが、町長、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 御覧のとおり遊具公園ができて、子どもたちが遊ぶ姿が目に見えまして、非常に良かったかなと、御意見のとおりだろうと思います。議会でも話題にいたしましたように、安全対策の意見は伺っておりました。少し時間は遅れましたけれども、安全対策をするという部分は考えの中にもありました。その部分が少し遅れたのは申し訳ないと思っておりますけれども、

時間が少し遅くなったというのは確かにあると思います。形といたしまして、どういう形が一番安全対策が取れるかという部分の検討もしている中での、少しスピードが遅くなったという部分は認めざるを得ませんので、そこは申し訳なかったと思っております。

5番（児玉智博君） どういう形での安全対策というのではなくて、そもそも対策の検討すらしていませんという、担当者の回答とちょっと食い違う部分なのですが。これですね、何も私たち議員の中から指摘をされて、危険を執行部が認識したという話ではないのです。議事録を読んでいただければわかりますが、あの町道は車が結構速度を出して走る道だと説明の段階で道路管理をする佐藤建設課長が提案理由の中から話しているのですよ。ですから、看板を立ててもらって、それがよかったのですけれども、そのほかにも道路環境の整備、ちょうど水道管敷設替工事に合わせて公安委員会とも協議をして行くと、そういうことも聞いておりますので、これはぜひしっかりと実行していただきたいということを申し上げまして、本題に入っていきたいと思っております。

まず3月の一般質問の続きですが、前回私は被災者支援住宅で大家族向けの住宅を準備する必要性を訴えました。松岡総務課長は、実際に現在準備している住宅が手狭なために入居を諦めた被災世帯が存在したことを認めた上で、今後の復興計画並びに災害のいろんな見直し等も踏まえて、大規模なそれに備えた場合の住宅を準備するのが事前に必要か、それも含めて検討する必要があるかというふうに考えていると答弁をされました。それでこの質問後、残念なことに再び住宅火災が発生してしまいまして、一度に2世帯が住まいを失うという事態になってしまいました。しかし、今回は被災者支援住宅が1部屋しか空いておらず、足りないという状況になってしまったわけです。

そこで伺いたいのが、昨年来の火災で被災した方々、諸事情により町の準備する被災者支援住宅に入居できなかった方たちを含め、もちろん入居されている方もなのですが、現在の状況、これはきちんと把握できているでしょうか。これですね、やはり熊本地震で応急仮設住宅、県が準備する住宅に諸事情で入れなくて民間の住宅を借り上げるという「みなし仮設」、ここに入っている人たちの状況の把握が自治体がなかなかできないと。難しいということで、問題になって、そういう孤独死なんかも発生しておりますので、きちんとその状況をつかまれているかお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 今回、被災者住宅ということで御質問ですが、今回の熊本地震とまたそのあと殿町火災、また杉ノ平の火災と続いた。そういったところで、熊本地震によります実際の入居者におきましては実際1世帯が入居いたしまして、本年度の3月で退去したというところがあります。その後、殿町火災におきまして、入居をされている方が今現在が2世帯、2名でございます。実際入る希望の方は4名、4世帯、4件おりましたけれども、実際まだ親族のところに入っている方がおりまして、実際は殿町火災につきましては2世帯の2名と、杉ノ平火災につきましては1世帯2名ということで、現状からしますと、帯田住宅が3世帯の4名が今現在入居さ

れていると。下城小学校の旧教職員住宅におきましては、1世帯の2名が入居しているという状況でございまして、そのほか被災に遭われて子どもさんのところとか、民間のアパート、また熊本、その他福岡とかそういったところに行かれた方もいらっしゃいます。入居されている方が見回りとかそういったところまでは、修繕とかそういったところでは、ちょこちょこ伺って様子見たりとかしておりましたけれども、また役場のほうにもいろんな問い合わせで来られたりしまして、いろいろやり取りはしております、帯田に入っている方におきましては、いろいろ状況等は把握いたしているところでございます。

5番（児玉智博君） 最後、帯田については把握していると言われましたが、それ以外の人たちについての定期的な訪問とか、そういうところまではしていないということですか。

総務課長（松岡勝也君） 申し訳ございません。実際、入居されておりますのが、帯田が殿町と杉ノ平で3世帯で4名。下城小学校のほうで1世帯で2名ということで、下城小学校のほうにも定期的ということではございませんが、伺って様子を聞いたりしていろいろ相談事を聞いているところはしております。そのほか福岡や東京、熊本市内に行っている方については、連絡はその後した方もいらっしゃいますが、すべての方に電話連絡で取ったわけではございませんが、何名かは連絡を取ったことはございます。

5番（児玉智博君） わかりました。そういう中で、いろんな要望がないかとかいうこともきちんと把握をしていただいて、応えるべき部分については最大限応えていただけるように、そうしていただきたいというふうに思います。それで前回指摘しましたような大家族、あるいは被災支援住宅など、町が準備できる住宅が確保できない場合などに、やむを得ず民間の住宅を借り上げた場合も家賃が発生してしまいますから、一定期間は家賃を補助していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。実際、熊本地震などにおいては、これは都道府県の制度になりますけれども、さっきちょっと言いました「みなし仮設」という制度がありまして、自らの資力をもっては住宅を確保できない人などには、2年間家賃を公費で負担するようになっております。これは前回も述べたように、例え1件の火災や自然災害であったとしても、たったひとつしかない住まいを失う痛みや苦労は大災害と同じだというふうに思います。ここはやはり今後にも備えて町として制度を準備すべきだと思いますが、見解を伺います。

総務課長（松岡勝也君） 今回大家族の方が火災で、町のほうの住宅が空いていないかということで問い合わせがございました。御質問のとおり。しかし、今持っている住宅については、ちょっと被災住宅としては入居が狭いということで、実際民間のですね、入居をした結果となりました。こうした場合、その民間の住宅を補助する制度をつくってはどうかという御質問と思っております。先ほどありましたように、みなし仮設住宅という制度で、今回熊本地震ではかなりの方が入居しているという状況は把握しております。そういった中で、小国町でそれをみなし仮設住宅という形に類似する補助制度をつくったらどうかということでございます。みなし仮設住宅におき

ましては、基本的には全壊、又は大規模半壊等の住宅の場合とか、また自ら資金を持って住宅を確保することが困難な方という場合ということで限られた状況の中で、みなし仮設の基準が定められておりますので、今現在の状況で、そういった前回こうした形で町としてすぐこの制度をつくるかということ、まだ慎重に考えていく必要があるかと思っております。

5番（児玉智博君） まさに今、帯田住宅に入られている人にして、それ以外に自分で民間の借家に入っている方も何でかと。それは家が現状では全焼しているから、家がなくなっているから移られているわけですよ。全壊と条件は全く同じ話じゃないですか。限られた状況って、そういう限られた状況ですよ、火災だって。慎重に考えるということでしたが、それは何ですか、何か限られた状況とその事実ですよ。家がないという事実。何ら変わらないと思うのですが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 町営住宅が空いていた場合は、そういった大家族の方も入居できるのですが、時間とそういった空きがあるまで、今の現在としては空きがあるまでちょっと待っていただくということもひとつの選択と。また民間の住宅の斡旋とか、そういったところは考えられるという状況で、また結局生活が自ら資金をもって住宅確保が困難というところの確認等も必要かなと思っております。ですからすべての資金関係、そういった完全に消失した全焼も大規模半壊と全壊と同じというふうに思いますけれども、そういったすべてがやはりクリアできないといえますか、そういうときにはやはり慎重にそこも考えてしていく必要があると思います。前提はやはり町営住宅、空き家住宅等の斡旋、またそれでも非常に難しいような状況であれば、考える必要があると思いますけれども、やはりそこは慎重に考えていくべきかなと。全くそういった資金能力とか、すべてがない場合を排除するかということではありませんで、やはり慎重にそこは考えてすべきかなと思っております。

5番（児玉智博君） では、直近の杉ノ平の火災。これは2世帯が消失してしまっていて、そのときは被災支援住宅がひとつしかなかったという状況ですね。こうした場合、二人とも被災支援住宅で良くて、そのどちらか一方は入れないような状況と。実際そういう状況が生まれているわけですね。今後だから被災支援住宅というのは、1年間は無料で町は提供しているわけです。こうした場合、空いてなくて入れない場合ですよ、そうした場合は民間住宅の斡旋をされるとおっしゃった。空き家なんかをですね。そうした場合は、でもそれは民間ですから、当然その家賃は必要になるわけですが、そうした場合はじゃあ補助をするということ。じゃないと不公平になりますから、それでよろしいですか。

総務課長（松岡勝也君） 今おっしゃったように公営住宅、お試し住宅等もありますが、民間住宅、それを斡旋して、なおかつ入居して同じ確かに空いている場合と空いていない場合で、不公平あってはならないと思います。しかし、今の段階では、そうした場合の家賃とかをどうするかというところは設けておりませんので、そういったところも慎重に、そこも考えていかないと不公平

が出ないようにしていく必要はあるかと思っておりますけれども、今現在、帯田が6世帯の入居が可能な部分と下城小学校の旧職員と、そのほか今お試し住宅等で使っている部分はあります。そういったところが空けば、もうちょっと余裕は出てくると思うのですが、大規模な災害等が発生した場合は、やはりそういったところも考えていく必要はあるかなと思っております。

5番（児玉智博君） 大規模な災害ではなくて、不幸にして火事なんかを立て続けに発生して、実際に足りない状況が既に起こったわけではないですか。しかもそういう空いていないときぐらい民間アパートに入っても家賃補助を行うぐらい、ちょっと言ってくださいよ。でないと、そういうタイミングの問題で行政は公平であるべきなのに、不公平が生じるということになってしまいますよ。ですから、やっぱりこれはぜひ検討していただきたいと、そういうふうに思います。

限られていますので次にいきますが、前回住まいを失えば家財道具も失うことになるため、被災した方に貸し出すための家電製品を準備すべきではないかと指摘をしました。冷蔵庫や洗濯機、ガスコンロ、エアコン、テレビなど、その日からの煮炊きすらままならなくなるわけでありまして。北里町長は新しい御意見は御意見として踏まえ、今後どういうふうに行政がそれを寄り添うために考えられるかというのはまた考えていきたいと思っていると、つれない感じでしたけれども、お答えになりました。今回、町長が被災した方のところに出向いて「何が必要か」と聞かれて、「一時避難している集会所には布団がない」とそういうふうに伝えられると、すぐに手配をして木魂館のものを貸し出してくれたと、被災された方も、その地域の方たちも大変喜んでいらっしゃいました。そういうふうに被災者に寄り添われて既に対応されているわけですから、ぜひここはさらにこれを進めて、家電も必要な方にはすぐに貸し出せるような、そういう体制を整えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 火災が続いております、私も火災に遭われた御家族の方や地域の方とお話をすると、大変お困りであるというのは肌で感じております。御意見のように布団の部分も感じではおりますけれども、この場合は斡旋というか御紹介をさせていただいた部分が、その日が本当に困ったという部分がありまして、そういう布団を所有する団体を紹介をさせていただいたという部分ではございますけれども、家電を一定の部分をそろえるにあたっては、当然予算もかかりますし、持つと保管をしなければならなかったり、じゃあいろいろな種類のものをと相当考えなければいけませんので、当面はそういう所有して貸し出しができる他団体をまた御紹介させていただいたり、又は殿町の火災のときに社会福祉協議会がとられたようなそういう活動、そういう部分を当面は考えていきたいというか、そういう方向でいきたいと思っております。家電を保持すると維持管理とか、それは経年劣化で老朽化したりしますので、そういう部分を考えて長期的な部分も考えなければいけませんので、少し今現在は先ほど言った答弁のように考えたいと思っております。

5番（児玉智博君） やはり予算がかかる話ではあるのですが、本当、今まさに言われたよ

うに布団だけではなくて、家電にしろ、さっきから言っているような住む場所、これもその日から困る話ですよ。ですから、さっき住宅の話ではそこが空けばとかいうようなこともおっしゃいましたけれども、空いていない場合だってあるし、この家電だってやはりその日からないと困るものばかりですから、本当に他団体との協力やそういう社協がやったような寄附の呼び掛け、そういうことを言うのであれば、やはり災害が起こる前からいつ発生してもいいように備えていくことが必要だと思いますので、それをじゃあどういうふうに確保していくかというようなことは具体的に検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 先ほど言いましたように、非常にその日からお困りという部分は共通の認識であります。ですので、火災に遭われた、火災だけではなくて災害ですが、半壊であったり半焼であったりが基準でいうと5万円、全焼であったり全壊が10万円という決まりがございますので、当面すぐの生活費であったり、必要なものがあられるであろうという思いから、その日にできるだけ行くように。お見舞いも兼ねてお見舞金という形で、災害見舞金ということでお渡しをさせていただきます。そういう中から、必要なものを購入していただくという部分で考えております。

5番（児玉智博君） やはり10万円で住む場所を確保して、そしていろいろそろえるのが果たしてそれで今の世の中でできるのかというような気がします。やはりこの問題、引き続き取り上げていきたいというふうに思いますが、ぜひ本真に考えていただきたいなど申し上げまして、次の質問に入ります。

小学校部活動の社会体育移行について質問をいたします。熊本県は小学校の部活動を平成31年度までに社会体育に移行するとしております。熊本県の教育委員会にその理由を尋ねたところ、教職員の負担軽減というのはもちろんだが、児童がスポーツを行いやすい環境を整えるためだという説明がありました。これは基本的にこの移行後の受け皿となるのが、総合型の地域スポーツクラブとなっておりますので、つまりこれは中学校区単位でひとつのスポーツクラブというのがつくられるわけですから、だから小学校の児童数の減少なんかで、チームスポーツの選手編成がちょっと困難になった場合なんかには、幾つかの小学校があれば、そこを集めて野球やサッカーも1チームつくることができるように。そうすればやっぱりそういう大人数が必要なようなスポーツもできるようになるからということなのだろうと思います。つまり既に小国町というのは、小学校の統廃合をしてしまっていますから、そもそも小国中学校区には小国小学校しかないわけですので、あまり小国町でのそれをしたからというメリットというのはあるのだろうかというような気がちょっと私しているわけですが、3月議会の熊谷議員の質問に麻生教育長は、「来年平成30年度に一部の部活動の移行を実施する」と答弁をされました。県の定める平成31年度を1年前倒ししての実施であり、放送を見た保護者の中からは「本当に大丈夫なのか」と不安の声も聞かれます。そこでまず確認したいのですが、そもそも社会体育移行後の小学生のクラブ活

動は、どのような理念、方針の下行われるのでしょうか。熊本県教育委員会の運動部活動の手引きには、小学校における運動部活動の意義とする文章の中で、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりする活動である。また児童が夢中になって活動する中で、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、児童の心身の健全な発達を促進し、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。さらに好ましい人間関係や社会性を育成するなど、豊かでたくましい人間力を育てる活動でもあるとされています。また学校における指導方針及び基本計画では、指導方針は各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮するとして、児童が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく児童の主体性を尊重した運営に努めることや、競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、児童の多様なスポーツニーズに応え、一人ひとりが楽しめるような指導に努める。また保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携・協力して活動を進めることなどが記されています。これらは非常に大事であり、社会体育に移行してからも当然に引き継がれるべきだと考えますが、いかがですか。

教育長（麻生廣文君） それでは2点からお答えいたします。まず1点目でございますが、スポーツは人類が生み出した本当に世界共通の文化だと思っております。生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、大変不可欠なものであります。特に心身の成長過程にあります青少年期、この期におきまして体力を向上させるとともに、他者を尊重したりあるいは協同したりする精神だとか、あるいは公正さ、規律そういった態度、あるいは自分の心に打ち勝つ克己心などを培いながら、実践的な思考やそれから判断力を育てていく。そのような人格の形成に大変大きな影響を及ぼすと思っております。そうしたように生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものというふうに考えております。そこで議員からもありましたけれども、小国町教育委員会といたしましては、県の社会体育への移行の提言もございますので、これから大きく変化する小国町の社会情勢の中で、地域の教育力を積極的に活用した社会体育への移行やあるいは社会体育との連携、こうしたことをしっかり図りながら、児童にとって安心で、あるいは安定したスポーツ環境を確保したいと考えております。そのために先ほど議員からもありましたように、いろんな課題がございます。それから大きな目標もございますので、今検討委員会を立ち上げ、小国では何が課題となるのか。どんなことができるのか、そうしたことを地域や学校の実態を踏まえながら、協議を進めていきたいと思っております。

次に2点目になりますが、現在の小学校における運動部活動の指針につきましては、現在小国小学校の部活動の目的は大きく3点からなっております。ひとつはスポーツに親しみながら、技術・体力の向上ややり遂げる心、力、その増強を図る。あるいはスポーツを愛好する子どもを育てるといったことです。二つは自主的な取り組みを大切にしていくなかで、運動に主体的に参加し、

自他を認め合いながら力を合わせて、みんなで伸びていこうとする子どもを育てる。三つは生涯体育を見越した児童スポーツ文化活動の適正化を目指すとなっております。まとめますと、運動・スポーツを通して、青少年の健全育成を目指したものとと言えます。そのための活動方針として、幾つか学校でも示しておりますけれども、楽しさに触れさせるとか、あるいは無理のない活動に心掛けるとか、一部の選手育成のみの活動にならないなど、そうしたことが示されておりますので、いずれも児童の心身の健全育成に係ることであるというふうに認識しております。小国の子どもの健全育成、保護者や地域の、あるいは町民の願いであると思っております。こうしたことを踏まえて、これまで学校教育で進めてまいりました部活動の良さや成果、あるいは課題を踏まえて、検定員の皆さま方と基本的に引き続き続けられそうなもの、あるいは変えねばならないもの。そういったことを明らかにしながら、児童の健全育成を目指したいと思っております。以上です。

5番（児玉智博君） ぜひ、引き継ぐべきところはきちんと引き継いでいていただきたいと思えます。それで具体的に聞いていきたいと思えます。保護者の皆さんが心配されているのは、社会体育移行後、参加できない児童が出てきはしないかということです。そこで一番懸念されているのが送迎がどうなるかということです。学校の部活ではなくなりますから、授業それから帰りの会が終わったならば、子どもたちは下校しなければならないと。社会体育のクラブには自宅に一旦帰ったあと、その場所までまた再び出掛けるということだと思えます。この場合の送迎は一体誰が責任を持つのでしょうか。また部活動の時間は現在週3回、放課後の4時半から6時頃だと思えますが、これはどのようになるのでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま御質問にございました児童・生徒の送迎手段についてでございますけれども、現在今御質問の中にありましてとおり、平日につきましてはスクールバスか徒歩ということで行っていると思えます。そのスクールバスの件についてでございますけれども、平成21年度に小学校が統合したときから運行してございますけれども、スクールバス運行に係る国からの支援としまして、補助金を5年間にわたりいただいております。現在では国からの補助金はございませんが、交付税としまして国からの支援を受けている状態でございます。質問の中にもございましたとおり、学校教育として運行しているスクールバスを社会体育へ移行したあとに利用することは難しくなることも考えておかなければならないと思っております。現段階では利用できない場合を想定しながら、検討委員会の中においても検討を重ねているところでございますが、もしスクールバスが利用できないという場合におきましては、保護者による送迎が中心になるのではないかと考えております。ただスクールバス利用の件につきましては、今後交付税の交付要件等を十分確認しながら、またほかの自治体の動向も参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

時間についてでございます。質問にございましたとおり、現在下校時からスクールバスが6時

に出発しますので、6時前ぐらいの5時50分ぐらいまで実際の活動は行っていると思います。検討委員会の中でも指導者が来れる時間や帰宅する時間、いろんなことを考えますと、できれば今の時間帯に近い時間帯のほうが負担は軽くなるのではないかなといった意見もございまして、ただ今いろんな意見を集約してございまして、まだ確定したものはございませぬので、この点についても今後検討委員会の中で協議の内容の中に入れていきたいと考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 来年3月からやるわけでしょう。一部を移行する。9カ月しかないのに、まだそういう送迎がどうなるかと、そういうところもまだ確定していない。活動時間もまだ確定しないと。何か大丈夫かなというような気にますますちょっと不安になるわけですが、ちょっと進めていきたいと思ひます。子どもにスポーツをさせる場合に、保護者の皆さんがやっぱり心配されるのが、費用がどうなるのかというような問題だと思ひます。現在の部費の値段は、年間1千円から2千円ということであります。年間に1千円から2千円ですので、非常にやはり誰でも参加できるような、そういう負担の設定になっているというふうに思ひます。これがやはり謝礼であったりとか、そういう形に名称は変わるのかもしれませんが、実際どのぐらいの負担になるように設定されるのでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま御質問にありました部費や費用負担の件についてでございますけれども、現在の部活動は参加者からの入部金等と町からの補助金によって運営されていまして。今後も学校施設を活用すること等により保護者への負担を増やさないように考慮していかなければならないと考えてございまして、指導者への謝礼等が発生した場合、負担が変わってくることも考えられると思ひております。小国町には社会体育のクラブとして幾つかと、あと総合型地域スポーツクラブもございまして、そちらのほうの月謝や入会金、そういったものも一応資料としては調べてはおりまして、そういったところも参考になるのではないかと考えているところでございまして。

5番（児玉智博君） それは重大だと思ひますよ。やはり県が何て言っているか、その社会体育移行を。たくさんの児童がスポーツをできる環境を整えるようにというふうに言っているのですよ。そういう社会クラブなんかのかかる費用をちょっとそこを基準にしまえば、それは年間1千円や2千円では済まないではないですか。ぐっと保護者の家計負担が増えることになりますよ。それはたくさんの児童がスポーツを体験できるようにという、そういう教育委員会が言っている目的からもこれはずれることになると思ひますが、やはり私は現在の年間1千円、2千円という、ここを基準に考えるべきだと思ひますが、いかがですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 現在、課題はかなりたくさんあると思ひますけれども、まだそういったどういった種目にするのかとか、指導者はどうするのかとか、まだ具体的に決まっていなところもございまして、一体運営費がいくらかかるのかとか、そういうのも全然今の段階ではまだわかってございませぬので、先ほど言いましたように、学校施設を利用するか、あ

とは場所の町有施設であれば、そういったところの協力も考えていかなければなりませんので、まだ今の段階でどの程度という数字はちょっと申し上げられませんが、なるべく負担のほうが少ないというふうには考えておりますので、そういう点でございます。

5番（児玉智博君） 今、担い手なんかはどうなるのですかって聞こうと思ったら、先に応えられましたよ。まだ決まってないと。やはりそういう中で、県は平成31年までって言っているのにわざわざそれを前倒して、あと9カ月しかないのに一部を移行を実施するって。そういう何か計画ありきのやり方はやめたほうがいいですよ。私は来年からの一部移行を実施というのは、やめるべきだというふうに思います。それで取りあえず何か幾つかをやってみて、そこで課題を見つけてやっていこうというふうに前回言っていましたけれども、そんな子どもの小学校4年生から5年生、6年生の1年間というのは、一生のうちに一度しかないですよ。そういう貴重な子どもの人生を実験みたいに扱うようなやり方、これはやめるべきだと思います。やはり31年までじっくりと検討して煮詰まった段階での移行をやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 実際、ほかの自治体とかを見てみますと、完全に移行が済んでいるという自治体はほんのわずかでございまして、ほとんどの自治体が現在検討委員会において検討しているところがほとんどでございまして、全国的に熊本以外の県がこういった体制でないということもございまして、熊本県下で同じようなスタートラインに立って、各自治体ごとに受け皿となる組織がある・ない、いろんな状態もございまして、統一的な動きはできないところもあるかとは思いますが、県からもほかの自治体の事例とかもその都度いただいておりますので、30年度におきましてひとつのパターンとしてこういう状況でやってみて、31年からの移行がスムーズにいくように、また悪いところは修正していくとか、そういった段階でなかなか何カ月、1年とかできれいになるものではないかもしれませんが、熊本県としましては、この検討委員会につきましては31年度以降も続けていこうという考えでございまして、31年度がばたっと切れるというわけではなくて、その後も悪いところは改善しながらしていく必要があると思っております。

5番（児玉智博君） 31年以降も検討できるのに、では何で30年から移行するのかということで、私も疑問ですよ。これを御覧になった方は、ますます不安になるのではないかと思います。それでやはり受皿づくりや担い手の確保は、これは検討委員会で話すと言っているけれども、やはりそこは行政が責任を持たなければ進まない話ですよ。送迎の問題もそうですけれども、保護者の方に協力をいただいて、一旦下校しなくてもその部活まで見てもらえる、そういう保護者の方に協力いただけないとか、あるいは地域の中にそういう担える条件がある人はいないか。教職員OBなど、経験のある方で協力してくれる人はいないとか、学校の部活は離れるけれども、でも先生方にも可能な限り協力していただくことはできないかなど、あらゆる可能性を探って、

やはりそれらの調整役を行政が果たさなければうまくいかない話なのではないだろうかと思えます。何よりも誰も無理をするようなことがないようにしないと、長続きしない話ですよ。やはり部活動の重要性というのは前回も指摘をされておりましたが、小国町の場合、小学校の統廃合でスクールバス通学が始まって、体力の低下に結びついているという問題が確かにあるわけです。そういう中で小学校の部活動というのは、児童の運動の機会を確保する貴重なものとなっています。また放課後の過ごし方という点においても非常に重要です。4年生ともなれば、学童保育を利用する児童は少数になると思います。例えば、共働きなどで家に帰っても家族はいない。宿題が終わったら、その後は家族が帰ってくるまで一人でゲームなどをして過ごすというようなことになるかもしれません。ですから送迎の問題や、謝礼がネックになってクラブに参加できないような、そういう児童を生むようなことがあってはならないと思います。こうした一つひとつの課題を潰していった上で社会体育に移行するというのは、これは絶対条件だと思います。議論が全く煮詰まっていない中で、30年度から移行という期限ありきのやり方は、これはやめるべきだということを重ねて申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

資料の配付もいたしておりますので、御覧いただければと思います。下巢のビニール処理業者について質問をいたします。黒淵の下巢地域は、熊本県が昭和59年から平成4年にかけて53.9ヘクタールを開墾、造成した畑地で、現在9戸の農家が耕作をしています。また小国町の誘致企業も農業参入しております。現在この下巢の農業団地に隣接する場所に、廃ビニールの処理業者が工場を創業しています。資料を1枚めくっていただいて2枚目の裏側になりますが、工場を運営している会社の法人登記簿をつけております。仮にここでは〇社と呼びたいと思います。設立が平成25年、工場の場所に登記をされています。役員名を見てもらうとわかりますが、日本人はいません。外資の企業であります。配付はしておりませんが、土地・建物の不動産登記簿を見てみますと、この前年に競売により同社関係者が取得していることがわかります。この会社、工場を稼働する前、平成26年2月19日には住民説明会を開いていますが、農業用の廃ビニールを集めて、洗浄・粉碎・圧縮したものを台湾に運んで再利用すると説明をしております。それで今問題なのは、配付資料の1枚目裏側とそれと2枚目表の写真を見ていただくとわかるとおり、大量のビニールが持ち込まれて野積みになっていることでもあります。農家の方に聞くと、工場は動いているようだが、どんどん回っているような状況ではないということです。ですから、持ち込まれるビニールはたまる一方で、今や工場の、これ1枚目裏側ですね、これ工場のゲートがあるところから写した写真ですが、ここも建物が隠れるぐらい積み上げられて、その2枚目表側、これはちょっと遠巻きから撮影したのですが、これは工場の敷地の外、ゲートの外側にまで積み上げられたような状態になっているわけです。この場所では、この企業の前も日本の企業ですけれども、同じような工場をしておりました。いずれも倒産していますが、小鶴産業とリフォーエコロジーという企業であります。これらの企業があったときもビニールが飛散して、農家の人た

ちが大変迷惑をしていたという事実があるわけですが、今の〇社のように工場の敷地外にまで大量にビニールをためることはなかったようなのです。町や県はこの状況を把握し、適切に指導をされているでしょうか。今までの動きを御報告ください。

住民課長（生田敬二君） 今、議員が言われました法人についてでございます。以前、別の会社ですけれども、そちらのほうから一部の機械や建物、原材料等を譲り受ける形で操業を始めたという形でございます。農業用の廃プラ、マルチ、天井ビニール等を仕入れる形で買い取って、そこで製品化すると。リサイクル用のペレットをつくっているという会社でございます。そのペレットについては、言われましたように外国への輸出又は国内販売ということで伺っております。現状でございます。私も数度現場のほうに行っておりますけれども、確かに農業用のビニール等が囲いや仕切りもないようなところで積み上げられているような状態ということでございます。敷地の外というか、隣接する土地を借り受けてというお話は聞いておりますが、かなり広範囲にわたって高く積み上げられているという状況は見られております。今週初め12日ですけれども、立入調査、県と県の本庁と保健所、また町とで行ってまいりまして、積み上げた状態が少しネットが張られております。今後全体にネット張りをするというので、若干のそこは改善が見られるのかなとは思っております。いずれにしましても地域住民の方というか、今議員言われたように造成組合の方々というか、畑をつくっておられるの方々については、劣化等でのビニール片の飛散や流出が心配されるところでございます。そういう状況は把握をしております。26年の当初から、年間数回にわたり県と町のほうでの立入調査、現地確認を行っております。26年3月から約20回程程度現場のほうにまいりまして、立入調査のほうを実施しております。その中で、改善指導等文書で発出もしております。また改善計画書という形で、事業所のほうから2度ほど計画書のほうをいただいているというところでございます。確かに度重なる指導をしており、指導書の発出もしておりますけれども、今日に見えるようなちょっと適正な改善が認められないということが現状としてございます。

以上、報告いたします。

5番（児玉智博君） やはり町も県も指導をしてもその効果がなければ、やっぱり私はそれは駄目だというふうに思います。写真で2017年6月12日という写真、これは町や県が行かれたあとに私が行って写真を撮ったものなのですが、確かに下の5月3日のものと見比べてもらうと、確かに青いネットが被さっているのですけれども、これは被さっていないところのほうが面積が広いと思いますよ。これは改善というにはほど遠い、不十分だと言わなければならないと思います。それで26年から立入検査・指導をしていると言われてはいますが、野積みされているビニールは確実に増えて続けています。だから良くはなっていないわけですよ。しかも、もしかしたら立入検査や指導をしなければ、今よりもっとひどい状況だったかもしれません。それは確かに。しかし、指導をしたからには改善をさせなければならない。行政にはその責任があると思

います。それで農家の方にお話を聞いてみたら、ちょっとやっぱり農家の皆さん釈然としないのです。だって農家の皆さんもマルチを使うけれども、それを処分するときにはお金を払って引き取ってもらっているわけですよ。そこにやっぱり資金を投入して、やっぱり農地を守っていらっしやるわけです。悪くならないように。なのにその目の前に大量のビニールが積み上げられたら、これはやっぱりたまらないと思います。やっぱり改善されなくてこのまま悪くなるのであれば、いずれかの段階で強制力を持った行政代執行が一番重い処分だと思いますけれども、そういう行政処分も考えるべきだと思いますが、県と協議すべきだとは思いませんか。

議長（渡邊誠次君） 5番議員に申し上げます。残り時間があと3分少々ですので、簡潔に願います。

住民課長（生田敬二君） 今のお話ですけれども、廃棄物処理、ひとつはまずこの事業者ですけれども、県のほうの所管部署の見解としましては、そこに登記簿もあって業務内容もありますけれども、廃棄物の処理業ではなくて製造業、リサイクル業として認められるというような位置づけになります。ですので、あそこに置いてある物は廃棄物というか産業廃棄物ではなくて、原材料というような取り扱いになるということで聞いております。ただ原材料の中にいろいろ不純物というか、違う産廃物も混じっておりますので、まずはその区分けをしてきちっと原料は原料として適正に管理をしてくださいというような指導もしております。そういった指導をしております。そういうことです。いずれにしましても、そこらあたりの許可、検査改善指導、命令等は熊本県の業務権限となります。もちろん町のほうも一緒になって立入調査等を行って立会い等を行っているところではございます。実際、改善の計画が先月末に県のほうに出されて、今ちょっと調整中ということですので、そちらのほうを見せた形でまた対応をしていきたいというふうに思っております。行政代執行については、今はそこまで話はまだ進んでおりません。

5番（児玉智博君） 前の2社がいなくなったときに、工場の敷地内や周辺には集められたビニールやプラスチックが残されたままの状態でありました。最初にこの場所に工場がつくられてからこの間、周囲の環境は確実に悪化をしております。やはりそれは住宅から離れた公衆の目にさらされない場所ということもあり、行政の適切な指導・助言が十分行われていなかったからだと言わなければならないと思います。こうした環境汚染の問題において、新たな被害を生まないための最大の予防は、やはりこの町は指導が厳しいぞと。それを社会に知らしめていくことだと思います。県などの関係機関とも密に協力をして、厳格に対応をしていただくことを求めまして、質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

（午前11時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

8番（松崎俊一君） 8番、松崎です。

一般質問に入ります前に、梅雨に入りましたがこんないい天気が続いて、天気がいいのはいいのですけれども、このあとまた前線が上がってきてかなり雨が降ったりとか、そういうことには備えたいと思いますし、雨が降らないことによりまして関係各位にはお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、まず今回の一般質問では観光の振興につきましてお尋ねをしたいというふうに思っております。これまでにホームページの活用、それからインターネットを利用した観光振興、こういったことについては一般質問でお聞きしたり、また意見を述べたり、尋ねたりしてきたというふうに思っております。現実には小国町のホームページ、これもそれなりに見やすくなったと思いますし、関係各位の努力、そういうのもあったというふうには思っておりますが、ただ各市町村がかなりしっかり取り組んでおまして、やっぱり日進月歩で進んでいると思います。だからこれまでは良かった、見やすかったというのが、もっともっとほかの町村でも見やすい、わかりやすい、あるいはそのこと自体が観光客の誘致につながったとか、そういうこともあるのではないかと思っております。

ここでひとつの例といたしまして、グループであるとか、家族であるとか、そういった場合、旅行する場合、まず目的地の情報あたりをインターネットで検索する。調べる。そのあとに交通手段、それから宿泊、レンタカー、こういったものをやはりネット上で調べてみたり、又は旅行会社に頼んだりとか、そんな方法でそういった旅行あたりを行っていくというふうになると思います。以前と比べましたら、旅行会社に飛行機にしても宿泊にしてもポンと頼んでいたのが、手元のほうでできるというような、そういった環境になっております。それから最近ではタブレットを持ち歩いて、W i - F i 環境があるところではいろんな情報を無料で検索できると。そういったことがあります。そういった観光客の方も今多くなっているということが、まず認識しているでしょうか。そこをお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 観光の事柄についてでございます。ただいまの議員の御意見もありました大きく小国を訪れていただく方々は、東京や大阪から、関西方面や関東地方から旅行会社を通じて観光バス、空港に降りてそれから団体で来るというケースもありますけれども、最近ではレンタカーを借りて、個人旅行のように来られるケースも非常に多ございます。またインバウンドといたしまして、台湾や少し最近では韓国の方が少ないのですが、台湾の方も個人旅行をするような時代になって、その方々もいろいろなそういうインターネット関係の部分を使っての旅行が増えております。そこで、認識といたしましては、今話をさせていただきましたように、非常にそういう方々が個人旅行であったり、グループ旅行であったり、そういうインターネットやナビ情報、スマートフォンやタブレットを持って、そういう情報をいろいろな角度からSNSやホームページやそういう部分を見られて実際に来て、そして地元の方もあまりわからないようなそういうすご

い詳細な情報もどちらからか、口コミサイトとかそういう部分も仕入れながら来られるケースも多くなっております。ですので、そういう部分があるというのは大変重くというか、多く認識をさせていただいております。ありがとうございます。そういうふうに答弁させていただきます。

8番（松崎俊一君） 観光客が集まるところとか、情報を得るところ、例えば役場であつてみたり、木魂館であつてみたり、ゆうステーションであつてみたり、そういったところでのW i - F iの活用、若しくはエリアの拡大は簡単にできるのでしょうか。

町長（北里耕亮君） 町といたしましても、その分野は力を入れさせていただいております、ちょっと補足をまた担当課長からしていただきたいのですが、役場周辺でも無料のW i - F iスポットを時間には限りがありますけれども、そういうのを提供させていただいたり、今御意見がありましたような公共施設を含む4施設など、個別にまたちょっと言っていただけですか。それから個人の旅館も杖立温泉やわいた温泉で数件あります。それも数字を言っていたきたいと思います。担当課長から答弁いただきます。

情報課長（佐々木忠生君） 小国町内のW i - F i環境ということで、公共施設につきましては、ゆうステーション、それから木魂館、ゆけむり茶屋、それから先ほど申されました役場と4箇所の方は設置されております。あとは杖立温泉のほうでは、5軒ほど旅館のほうに整備されております。それからわいた温泉郷につきましては、8軒ほどW i - F i環境が整備されているというふうな状況でございます。今後につきましても、国のほうもインバウンド対策というような方向でW i - F i整備に対する事業等を整備されておりますので、それにもし乗れるようであれば、前向きに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

8番（松崎俊一君） 次にある観光地の情報をちょっとネットのほうで調べてみたのですが、10箇所ほどのポイントが画面上に出てきまして、ひとつのポイントをクリックすると、そのスポットの情報が流れてくると。電話番号とかそういったものが来る。写真や丁寧な説明が出てきました。それからポイントとポイントの間には、そこに行くための交通手段とかそういうやつがありまして、その10箇所を回っていきますと、大体5時間ぐらいかかりますよというふうに書かれてありました。ある観光エリアに5時間滞在するとすれば、当然昼食、トイレ休憩もそうですけれども昼食あたりを食べてみたりとか、それから宿泊を伴うですね、時間的に。それからまさに観光の振興のほうにはつながるといふふうに思っておりますし、また夜の仕掛け、こういうのも幾つかそういった情報の中で見ることができました。夜景がいいところであつてみたり、それから観光スポットのほうをライトアップをしたりとか、それから夜のほうの飲食店の情報とか、そういったところとリンクしていたということ。小国町のほうをちょっと想像していただきますと、移動には大体車で移動するというケースが多いと思いますが、現在のところ小国町で5時間滞在をするというのがかなり厳しいかなというふうに思います。そこで考えられるのが、近隣の町村との連携だろうと思います。杖立のほかには有名な温泉地が熊本県側にも、それから大

分県側にもあると思いますし、九重町の大橋も結構お客さんが寄っていると。それらを結ぶということも大切なことではないかというふうに思っております。そういったことを進めていく上におきましては、観光協会の設置や小国郷の観光や地域の分県側も含めた連携や、そういったものが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 観光については宿泊者数を増やすということであったり、また小国に経済的なお金を落とさせていただいたりという、ちょっと直接的な言葉で申し訳ないのですが、やはりそういう部分をしていただくには、いかに魅力づくりが大事かという部分があります。それとあとは素材、今御意見がありましたように、例えば北里柴三郎記念館であったり、善三美術館であったり、鍋ヶ滝であったり、下城滝であったりという素材をそれぞれ強調をさせていただいて、あとはどういうルートで回るかとか、どういう点と点を結ぶかという部分もいろいろな形で御紹介ができればいいかと、今後についてはそういうふうにさらに努めてまいっていきたいと思っております。また御意見があるように、確かに小国町だけではそういう長い滞在時間というのは難しい部分もあるかと思いますが、ただできるだけ小国町の中で今後そういう滞在時間を長くしていくように努力はしなければいけないですが、現在のところは小国郷観光振興会議という南小国町と小国町の合同のそういう会議する場所がありますので、連携できるところはしっかりさせていただいてというふうにもあります。これちょっとまた担当課長から補足をさせていただきたいのですが、そういう組織であったり、あとは今現在、湯布院、大分県側の観光エリアと熊本県側の観光エリアと合同でやまなみハイウェイというか、以前のやまなみの沿線町村と連携をして動きをするというような動きもあるかと思っております。ただ繰り返しになりますが、やはり小国町は私は小国町長の立場でありますので、できるだけ小国の中でそういう素材をまた新たに見い出して長く居ていただく。アクティビティというか、そういう活動ができるというか、そういう場所を見出していきたいというふうに思っております。

少し長くなりますが、過去においては土田滝であったり、国鉄線路跡の日本でも珍しい長い橋梁があるところが北里堀田地域にあるのですが、そういったところも観光発掘という部分のチャレンジした経緯もあるので、なかなかちょっと山の合間の中で山林を切るというまでには至っておりませんが、幾つかずっと探していくと、非常に景観がいい牧野であったりそういう部分もありますので、そういった部分を何らかの形で紹介をしていければというふうに思っております。すべて話をできておりませんので、補足できる部分はちょっと補足を担当課長からいたさせます。

情報課長（佐々木忠生君） 補足という部分ではございませんけれども、先ほど観光協会の設置という部分で御質問があったかなというふうに思っております。観光協会の設立に向けては、町の総合計画の中でも小国町の観光施策強化窓口の一本化に向けて、小国町観光協会設立及び自立運営のための支援を行うということを示させていただいております。これにつきましては各団体、

各関係団体の意思が重要という認識のもと、町も一緒になって取り組んでいきたいなというふうに思っております。それからやはり現在鍋ヶ滝という27年度で23万人、28年度で15万人という客が訪れる観光地がございますので、そこから先ほど町長が申しましたように、小国町に滞在できるような今後商品づくりを開発して、進めていきたいなというふうに思っております。

8番（松崎俊一君） 観光協会設立ですね、これも確か我々同僚議員も幾つか質問があったと思いますし、何年も前からその状況が続いているのではないですか。何かつくる、つくると言いながら、できていないというのではないのでしょうか。何かそんな感じがしますけれども。それから今も観光協会の設立についても、それから広域の観光、あるいは町の観光についても以前町長は、それから今も言いましたね、「観光振興会議に投げ掛ける」と。そういったような話がありました。であるならば、どのように投げ掛けてきたか。若しくはその結果、どのような取り組みを行うようになったか。若しくは、そういうことは取り組みは行わないと決めたとか、そういった過程をちょっと教えてもらいたいというふうに思っております。

それからイベントの開催、これにつきましても私何度か提案はしたと思いますし、何かこれまでに町外に向けてアピールしたようなものがあったのか、我々には伝わっていない、したのかもできませんけれども、その辺についてちょっとお答えください。

町長（北里耕亮君） まず観光協会設立については、確かに数年前から話題にはしております。該当する既存の団体の方のお考えもありますものですから、町行政が強制的にというわけには、一定の方針は協議をしながら示しているのですけれども、やはりまずは既存の団体の方がほぼどういう形づくりが一番良いのかというのを御自分たちでまず深く考えていただいて、行政もそれと連携をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。話は進んでおりますので、まだその設立までは至ってはおりませんが、継続的に協議中であります。そして観光振興会議の話ですが、非常に回数も多く協議をしております。その中では、例えば小国のキャラクター、そういうゆるキャラというのがその場所で制作をされて、今までかなりの地元の祭りであったり、町外においてもPRにそのおぐたんというキャラクターを連れて行ってPRをしております。また、フォトコンテストというような部分でそういうのを行ってございまして、かなり地元にいる人からの見る角度からの写真というのではなくて、地元の方も撮影される方は多いのですが、東京や福岡から来られて非常にきれいな写真を撮っていただいて、そのコンテストをするというようなことにも発展をしております。すべてまた私も漏れがあるといけませんけれども、いろいろな活動を行って、スタンプラリーとかモニターツアーとか、いろいろ行ってございますので、そういった部分をちょっと補足をまたしていただきたいと思っております。

情報課長（佐々木忠生君） 協会設立という部分で、小国町の観光振興会議、平成22年に立ち上げております。やはりそれぞれに各々の団体が観光情報の受発信を行ってはなかなか難しいというような認識がありまして、振興会議を立ち上げて活動を行っております。まずははじめに各団

体が各々に取り組んでおりました各地域でのイベントとか、そういうものをまず一緒にやるという部分から始めさせていただいております。その後、平成27年から協会設立に向けた組織づくりはどのようなものがあるのかとか、そういう会議を重ねているところでございます。また町につきましても、本年度の予算で300万円ほど予算を計上させていただきまして、観光関連の専門事業者にアドバイザー契約を結びまして、各観光関係団体にいろんなアドバイスや組織づくりのための施策を進めるというようなところで考えております。

あと先ほど町長が申した中で、郷GOスタンプラリーとそれから小国郷バスモニターツアーというところで、郷GOスタンプラリーにつきましては、町内の温泉とか食べるところとか観光地とかをめぐるスタンプラリーを昨年実施しております。参加者といたしましては、537名の方に参加をさせていただいております。町内の参加店舗といたしましては、65店舗ほど協力をいただいております。それからバスモニターツアーということで、ひとつの商品づくりというモデル的な商品づくりというようなところで、博多駅から小国のほうに行きまして、旧国鉄宮原線の幸野川橋梁、それから北里柴三郎記念館、それから北里バラで食事、それから鍋ヶ滝、それからゆうステーション、豊作市場、杖立温泉の背戸屋めぐり、それからひぜんやで入浴と夕食を取って帰っていただくというような、日帰りの商品を提案させていただいて実施をしております。当初、バス1台ぐらいで25名ぐらいを予定したのですが、やはり急に応募のほうが多くて、バス2台の50名ほどになったというようなことでございます。

8番（松崎俊一君） 幾つか取り組みはあるように今聞きましたが、観光協会の設立とかそういう進め方について、民間主導がいいのか、若しくは行政主導がいいのかという議論はあるかもしれませんが、町がある程度しっかり関与していくということも大切ではないかというふうに思っております。それから先ほどちょっと言いましたイベントとしては、以前熊本市内の放送局と組んでツーデーマーチが行われていました。その観点からゆうステーションを起点とすれば、毎日でも健康ウォークができるのではないかとということで、少ない投資で多くの方に来てもらうことができるということ。これにつきましては、平成25年3月前の議会のときに提案をちょっとしたこともあります。それから、例えば鍋ヶ滝まで歩くというのも楽しいでしょうし、町中のほうに向かって、両神社のほうに向かって歩いていくとも楽しいというか、楽しくなるような仕掛けをすれば、国内のみならず海外の方も来てもらえるというふうに思いますし、そうなればその意味でのまたビジネスチャンスというのが出てきます。最近何か外国の方が和服を着ているいろいろするという言い方が適切かわかりませんが、町を歩く。それから日本の例えば女性がちょっとコスプレとか言って、そういった格好をして写真を撮るとか、そういったものとある観光地のほうでは仕事になっているというふうに聞いております。町中は割とフラットでウォーキングという意味ではいいのではないかと。自転車ではちょっと短いという気はしますけれども、それも工夫があれば何か幾つかのことができそうな気はしております。

これは町長にちょっと苦言になるかもしれませんが、聞いてもらいたい。ある町民の方から、「今の町長は観光についてはあまり積極的な姿勢が見えない」というふうに言われました。それはその方がそういった情報をしっかり耳に入っていないからというものもあるのかもしれませんが、私も農業や林業、こういった基幹産業の振興が大切なことは言うまでもありません。ただこの御時世、観光でなりわいを求めていくということも大切なことではないかというふうに思っております。先ほど町長おっしゃいました、政府のほうから海外からの観光客、いわゆるインバウンドの人数が2015年度で2千万人弱、1千900万人台と思いますけど、目標が2020年で4千万、2030年で6千万とそういうことを掲げております。その対策というか、ビジネスチャンスを生かすか否かは、いろんな課題はあるとしても地方にとっての大きなチャンスであり、問題であるというふうに考えております。近隣と協力を持ちながら、そのチャンスをもものにできるのか、ただ黙って見ているかは大きな差が出てくるというふうに思っております。観光の仕掛けやそれからおすすめスポットの情報の発信や町の情報発信の方法を考えれば、もっと違った魅力を引き出せるというふうに思いますし、また訪れたい旅館であったり食べ物、若しくは行列ができるような飲食店、そういった情報が見れる状況にあれば、観光客にとってもありがたいことではないかというふうに思います。

次にちょっと幾つか紹介したいということで、ここにある航空会社の月刊誌ですね、こういうのがありまして、ある資料によりますと、ひと月に250万人利用があるということ。仮にその半分の方が見たとしても125万人の方が見られたということで、町当局のほうは御存じだったかどうか。これは飛行機かなんかの前に置いてあるのですかね。掲載されているのは杖立プリン、これを見て問い合わせがあった場合、町の担当者は適切かつ丁寧な説明ができていいのか、ぜひ訪ねてみたいというような気持ちになるような対応ができていいのかをちょっと聞きたいと思います。

情報課長（佐々木忠生君） 航空会社の月刊誌ということですね、多分JALの月刊誌だと思えますけれども、昨年11月に鍋ヶ滝のほうに「JALキャンペーンどこかにマイル」の動画スチール撮影ということで来られておりますので、小国町の情報が紹介されるということは認識というか承知をいたしておりましたが、これほどの読者がいるというような部分につきましては、ちょっと把握をしておりませんでした。

8番（松崎俊一君） 問い合わせが確か5月ですかね、だから見た人が今後あるかもしれません。そういったところはしっかり共有してもらいたいというふうに思っております。それから今の月刊誌の最後のページの近くには、その航空会社の宣伝とともに鍋ヶ滝がちゃんと写っております。観光の振興について現実的にできること、それから実動部隊でやること。それはもちろん民間の協会の皆さんともやることでしょうけれども。それから観光協会などの組織を充実して取り組むべきこと。それからイベントを打って強烈なインパクトを与えることなど、そのような総合的な

観光振興の取り組みが人口の減少に一定の歯止めを掛け、子どもたちが帰ってくることができる郷土づくりにつながるというふうにも考えられます。

ちょっとまだ時間のほうがありますね。次、ちょっと追加のほうで、殿町の火災跡につきまして質問したいと思っております。殿町では有志の方々による花いっぱい運動ですか、こういうのが行われております。これは月に1回会議がありまして、現状をちょっと述べますと、3軒の方が再建又は再建をとというふうに考えておられる。それからそのほかの方は再建がちょっと難しいのではないかとというふうに考えておられる。それから会議の中では、地域の方々の御意見といたしまして、宮原5部地区の公民館が欲しいなど。公民館か集会所みたいなをつくりたいとか。それから議会内部でもちょっと話題になりましたが、町が公共施設をつくってもらえたらいいとか。それから現役場の方向から沈み橋、若しくは橋でつないで、駐車場兼公園のスペースとか、そういったものにはできないかなというような意見が出ております。これはいずれも地元の資金の問題であり、若しくは町の財政の問題、こういうのがありますから簡単ではないけれども、そういった意見があるということは御承知おきいただきたい。それから地権者のレベルでは買ってくれるなら売りたいという方もいらっしゃるし、相続の関係で売れないけれども貸すことは可能だとか、そういった御意見をいただいております。すべての方ではありません。地域振興とか、それからまち歩きなどの観光振興、それから商工業の振興の観点から、今後の復興について町はどのように考えておられるかをお願いします。

町長（北里耕亮君） 前段の最後の観光についての答弁を少ししてから、今の殿町跡地の話題に入っていきたいと思いますが、観光についてはやはり行政の内部の観光担当の職員の人数にも限りがございますが、町の経済循環の中では、その観光に占めるなりわいに携わっている方々、非常に多うございます。そういう中ではやはり自らそういう団体の方や、その携わっている方々が自分たちのなりわいを今後どうしていくかという部分を自分たちでもう少し真剣に考えていただき、そこに行政が携わるという、いかに深く連携していくかと。それが改めて大事ではないかなというのをここでちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思っております。すべてが行政でできるわけではありませんし、もちろんすべてが民間でできるわけではありませんので、そこをいかに連携をしていきながら、観光振興をすることが町が良くなることにもあるのもまた事実でありますので、そこはさらに行政も努力をしていきたいというふうにも思っております。いろいろなイベントや先ほど答弁のありました素材、そういった部分も見いだしながら頑張っていきたいと思っております。

さて、後段の殿町火災跡地でございますが、以前一般質問でも少し話題にもなりました。火災があつて数カ月たつわけでございますけれども、まだまだ火災に遭われた皆さま方の心情はいかばかりかというふうにも思いますけれども、少しずつ地元のほうで先ほど議員言われたような、花を少し植栽をするような動きがあったり、今後どうしていくかというような動きも少しあると

いうのは伺ってはおります。私、町といたしましても、そういういろんな相談業務の中からいろいろな話題ができるような、それぞれの方々を話をしたこともございます。ただ町がどうするという部分が明確には話題のときには答えてはおりません。というのも、土地はそれぞれの土地所有者の方が持たれておりますし、今言われるようにあとの方向性、それぞれの方々のですね。そういった部分も悩まれている方もまだ多いようでございます。ここはじっくり行政もその方々のお考えを拝聴しながら、今後慎重に考えていきたいとは思っております。このあたりは大きな話にプロジェクトといいたいでしょうかそういうふうになりますので、ぜひ議会の皆さま方のそれぞれの御意見を拝聴させていただきながら、もちろん住民の方が主役でありますので、住民の方の御意見も拝聴させていただきながら、執行部としても慎重に考えていきたいと思っております。議員おっしゃいましたように、公共的に何か展開をするのであれば、非常に強い目的が必要であろうというふうにも思っておりますので、そういった分野について様々な角度から慎重に考えていきたいと思っております。

8番（松崎俊一君）　そういった地域の振興、特に私は殿町出身でそのように思ったこともあります。ひとつ民間の活力を導入するなどという方法もあるかと思っております。以前、地熱開発の時、夢のような話があったのが、岳の湯にスキー場をつくるとかありました。雪を出してみても、そういった話があつて、現実的には実現しませんでしたけれども。今の関係でいきますと地熱地帯、西里なり若しくは上田とか北里、そのあたりから木魂館あたりがあるところあたりまでは傾斜でいくと温水なのか熱なのか。引っ張ってくるのは可能であると。そうなれば、そういったところをひとつ起点というか、フィットネスみたいな健康づくりでもいいし、若しくは観光客がわっと来るような施設でもいいし、そういったところまで夢のような話かもしれませんけれども、可能性はある。それから民間の方がそういったことに乗ってくれば、そういった活用方法はあるのではないかというふうに思っております。

以上、積極的な政策を期待いたしまして、一般質問とします。終わります。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩といたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時53分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

4番（高村祝次君）　午後から一番眠い時間ですけれども、しっかり執行部の方、目を覚まして私の考えを聞いてもらいたいというふうに思います。

毎日好天気にも恵まれて、非常に牧草とじなんかは今年最高の年であったというふうに思います。野菜もやはり豊作ではないかなと。そのせいに値段は低迷というふうに、農業の大体順調に植えれば豊作、天気が良ければまた豊作で、雨が少なくなればまた障害が出てくると、非常に農作業については降っても悪いし照っても悪いというのが農業環境の厳しさであります。やはりそ

ういう中において、今小国町は本当に農業についても活気がないというふうに私は思います。何で活気がないのかというのは、やはり家族経営であるために規模拡大ができないというところで、今非常に牛も高騰しておりますけれども、なかなか増頭もできないし、クラスター事業で畜産経営拡大を国のほうはやろうとしておりますけれども、なかなか手を挙げる人がいないと。非常にやる気をだしたらどうかということで、昨夜も若い人たちに話したところでございます。先般は県の畜産課長と対面しまして、今まで小国のジャージー酪農の生い立ちということと私の考え、今までやってきたことを畜産課長と畜産課にて5、6名の職員と一緒に1時間半ぐらい話してきた次第でございます。またちょうど10日は、私が6月10日が誕生日で、フェイスブックに参議院の藤木君からちょうど誕生日のお祝いの言葉が来ましたが、やはり彼とも、参議院の先生ですので、彼と言うと非常に失礼に当たりますけれども、BSEのときからずっと知り合いで、全国の全国農協青年組織協議会の会長をしていたということで、そういうつながりの中で一生懸命農政については国会議員の中でピカイチではないかなというふうに私は思っているところでございます。

やはり小国町の活性化をするためには、第一次産業である農林業が私は一番大切という、これは一般質問で今回でちょうど9回目になりますけれども、再三言ってきたところでございます。先ほどから町長は観光にあまり熱がないのではないかなというような質問をされておりましたけれども、やはりまずは第一次産業が私は一番ですから、やっぱり農林業に町長は力を向けないと、今国のほうでは観光については外国から観光客を迎えると言いますが、1回来たら私たちが外国になかなか行く機会もございませんけれども、観光といたら行政が方向を向けるのではなくて、やはり個人個人が努力して、今の建屋で料理をよそよりも優れたおいしい、観光客が来ていかに満足して帰ってもらうかが私は一番、そういう人が1軒でもできたらそこに観光客が集まってくるし、周りも潤うと。それを行政が何かしないから観光客が来ないとか、あるいはいろいろ組織をつくったら観光客が来るとか、行政頼りの人集めは私はなかなか続かないと。やはり個人個人がいかに自分の特徴を出して活性化していくか、これが町の活性化につながっていくということで、やはり農業の若い人たちも誰かが投資をして、今の頭数から拡大して、今の経営規模から拡大してやって儲かって、そしたらみんながああいうふうにやれば儲かるのかということで、ほかについてくる人が段々増えてくると。やはり儲からない人には人はついてこないわけですから、儲かる人をどうして育てていくかということが私は大切ではないかなというふうに思います。

しかし、その手段としては非常に、今銀行はゼロ金利とか言いますが、やはりそこは経営基盤がしっかりして、本当に儲かるようなところしかお金は貸してくれないのが今の現状です。毎日好天が続いておりますので、太陽光は儲かっております。先月、先々月から雨が少ないのですから、儲かってくるのは当たり前の話です。逆に今度は長雨が1カ月続けば売り上げが半減すると。そういうことは経験者しかわからない。だから今になって、「太陽光は儲かりますか」と私

に声がかかる、「儲かるから、やりなさい」と。その手段はやはり機具の値段をこぎったり、施工のやり方とかそういうことを教えてあげたら「それなら私もやろうか」というようなことになってくると。だから誰か儲かれば、その人に意見を聞いて始めるというのがこの社会の流れではないかなというふうに思っております。

やはり私は毎日町道をあっちに行ったり、こっちに行ったりします。しかし、ある部落の方から言われました。「小国町は何をしているのですか。うちの部落に来てみてください」と。私は次の日に早速行ってみました。倉本から明里、そして所尾野に行きましたところが、本当に下水道の工事をしてそのまま掘ったところは舗装がしてありますけれども、それからその上に舗装は全然していないから、マンホールは突き出て、周りには舗装が打ち立ててあるところもございました。そういう中において、今町長は環境モデル都市といいますけれども、環境どころではないですよ。あの状況を見たときには、やはりファームロードにしてもしかり。毎日通れば、つくって十数年になりますけれども、盛り土のところは下がっております。大分県側に行くと日田市になっておりますけれども、つくったのは一緒頃になると思いますけれども、舗装のやり替えをやっていると。熊本県側に入るとそのままの状態、盛り土したところは下がっていてもそのままというような状況になっております。

昨日ちょうどこの小国町総合整備計画の中を見ますと、辺地債で何本かの町村道の舗装はやっておりますけれども、これに漏れたところもございます。ですからやはり小国町でいつも町道を走っていれば、どこの道が悪いとか、どこの道はよくなったなということもわかりますけれども、通らない人は全くわかりません。57号線と212とか国道はよく舗装の修理をやっていますけれども、通らない人は全くわかりません。町としても穴を埋めたときには、穴埋めをやっていると思いますけれども、亀の子の上のように始終、割れ目が入っていると。やはり私は田舎におれば、やはり田舎で田舎らしくということではなく、田舎でいるなら逆に明るく都会らしくということで、やはり私たちは家の前の山やらみんなで切りましょうということで明るくしたら、「ああ、田原来たら変わったな」と言う人がいますけれども、やっぱりそういうことはみんなで村づくりを考えて、やっぱりそれなら切ろうかと。道路沿線については冬雪が降ってもすぐ雪が解けるわけですから、やはりそういうことを進めていかないと、やっぱり明るく田舎らしくまたつくっていかないと、私は観光客も来ないのではないかなという思いがしております。

ましてや農業においては、毎日今ちょうど牧草刈り入れ時期で大型トラックでどんどん運んだり、ロールしたのを運んだり、刈り取りでトラクターで走ったりします。今トラクターは非常に高性能にできております。エアサスということでキャビンもエアが入って、前輪もエアが入って、後輪もエアが入って、乗用車並みです。クラッチも踏まなくていいと。スピードは50キロでも出そうと思えば出るようなトラクターもございます。しかし、アタッチメントをけん引すると、そういうふうな舗装が盛り土のところ下がったりしているところがありますと、やっぱり堆肥

を積む機械なんかは10トンぐらい積み増すので、やはり下回りが開いてきたりします。やはりそういうことを経験しないと、本当に「ああ、舗装が傷んでいるな」ということがわからないと。だから私は再三道路が傷んでいるところは建設課に電話して、「あそこは穴ができているよ、橋のたもとが下がっているよ」と言うと、言われればします。言わないでおけば、いつまでも放っておくのかなと。ファームロードにしてもしかり。ちょうど鯛の田から上がったところに何年と長く10センチぐらい、それが2メートルぐらい下がっているのがそのまま。私がこの前大型ダンブに乗って通ったら走られない。役場に電話して担当に言ったら、2、3日後には舗装したと。私がいつも言うように、軽トラックで毎日通っても悪いところはよけて通るから、あまり道路が悪いとか、ここは傷んでいるなという感じはしないわけです。昔のトラクターのクッションが直ですから、腰にガタンときます。腰も痛めることもありますけれども、今はトラクターは性能がいいから、さっき言ったようにエアサスになっているから、乗用車並みです。しかし、アタッチメントは壊れる。壊れるときには誰が修理しなければいけないかという、町が修理してくださいとは言わないですよ。農家が自分でしなければいけない。そういうことが、やはり1回1回言わなければわからないのかなと。そして環境モデル都市とか観光とか言いますが、観光客も来て、今バイクが多いから事故を起こしたら町の責任ですよ。町は保険ですればいいという感覚かもしれませんが、そういう感覚で町道を管理していたら、私は町は絶対発展はしないと。やはり農機が傷まないようにするためには、傷んだということは修理することによって出費になるわけですから、所得にならないのです。儲かったお金を使わなければいけないわけですから、所得にならない。それだけ所得税は上がってこないわけです。

ですから私は今回は1本に絞って、町道についてですけれども、この辺地債の利用で舗装をするところ以外のところはどう考えているのか。あるいは年度計画、やはりファームロードなんか距離がありますから、やはりある程度傷んだところから全面的に舗装をやり替えていかないと、傷んでしまってからではできないのではないかというふうな思いがしています。できるなら答弁でできますと、いつでもしますというならそれでいいのですけれども、おそらくそういうお金は私はないというふうに思っております。今までも県境の方から法面の吹き付けを2年続けてやるかなと思ったら1年、1年。去年はやっていない、2年しかやっていないと。それも1キロいくかいかないかぐらいですね。ずっとやるということでしたけれども、まだ2年しかやっていない。何も言わないようになったら、やらない。そういうことでは、私は町の発展は絶対ないというふうに思っております。私は町長にも答弁を求めたいのですけれども、昨年の副町長のことで、町長は全然言ったことを守ってくれませんでしたので、あえて町長には質問いたしませんから、建設課長、その辺の計画があるとかないとか、町民が聞いて、ああ、なるほど。町は財源がないからできないのか、財源があってもしないのか、そのあたりをしっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。

建設課長（佐藤彰治君） 道路行政におきまして、地元の維持管理とか町道沿いの草切りであるとか、本来町がすべきところを地元でお願いしたり、していただいたりしております。感謝を申し上げるところでございます。道路の舗装について、若干ちょっとお話を。維持といいますか、舗装も含めてお話させていただきたいと思います。

私どものほうでは早急に対応をすべき維持管理と、それから中長期的に対応していくべき維持管理とか、いくべきといいますか、いかざるを得ない維持管理と、そういうちょっと大きく2通りの維持管理の時系列的な管理方法があるかと思えます。議員おっしゃいましたように、町道の目先の穴ほげであるとか、あるいは安全施設、ガードレールの欠損であるとか、そうしたものについては、早急に交通安全に影響するものですから、対応すべきことだろうと思えます。前にもお話ししましたように、管理パトロールというのが定期・不定期で実施をしているところございまして、常日頃から職員のほうには、現場に行く際も町道を通るわけですので、その際の併せて道路の状況を見ていくようにということ。それから帰りは遠回りになっても別の町道を通って帰るとか、そうした日常的な管理とそれから特にシーズンの暮れとか、あるいは大型連休前であるとか、盆前であるとかいったものについては定期的に年間パトロールをしているところでございます。

しかしながら、町道がちょっと300キロほど町が管理している道路の総延長でございます。特に主に通る路線というのは、日常的にはやはり現場サイドに行く路線であったり、あるいは集落間を結ぶ日常的な路線であったり、そういう部分については地元からの通報等もいただいているところございまして、できる限り早急に穴ほげ等の緊急性につきましても、対応しているところでございます。それから一方で、従来ですと一般財源等で舗装の打ち替え、あるいはオーバーレイというようなところで対応してきておりましたけれども、社会資本整備事業交付金、こういった交付金事業も昨今できましたので、これによります補助事業ということで、町道のほうのそうした道路改良も含めて舗装修繕であるとかいうのも対応できるようになってきております。その長寿命化計画というのを国のほうで打ち出しておきまして、道路舗装に関しましても路面正常調査と、これは路面の状態をクラックであるとかもちろん穴ほげであるとか、そうしたものをデータ化して検知していくという特殊車両がございますので、そうしたものを路面正常調査、そうしたものも実施を25年から3カ年かけまして実施をしてきているところでございます。路線はすべてではございませんけれども、主要路線ということで61路線現在調査済みのところでございます。

それから今度は表層、舗装の下の路盤ですね。そうした構造の部分ですけれども、舗装構造調査ということで併せてそのあたりの現況調査を同じ年度で3カ年実施をしているところでございます。そういった路線が27路線現在調査済みでございまして、こういった調査に基づいて今度では対策ということになります。対策につきましても、先ほど言いましたように調査ありきで交付

金が利用できるというようなこともございますので、こういう調査を2年前に行って、今年も予算で橋梁も町道に架かる町道橋、そうした橋梁の点検というような調査も委託で調査をお願いしているところがございます。そういった調査も含めて町道の路面、それから橋梁、町道橋、町道橋についてもランク付けをしまして、早急に改築が必要な橋梁、あるいは保全といたしまして修繕等に対応していければいいという橋梁とか、いろんなランク付けがございます。ですので、橋梁につきましても舗装につきましても、悪い部分については早急な対応が必要というような部分については、今後対応していきたいと思いますが、いずれにしてもちょっと数量がありますので、本年、舗装維持管理計画というものを策定をいたします。それによりまして舗装の例えば優先順位だとか早急な対応が必要であるというようなものについては早急な対応とランク付けが上位に来るといような、そういった諸々のをちょっと年次計画で策定するがために、今年度維持管理計画というものをつくりたいというふうに思っています。それに則りまして、併せて先ほどの路面正常調査の結果、それから橋梁点検の結果を加味しまして、今後中長期にわたる維持管理については、そうしたものを対応して補助金によりましていただいて、実施してまいりたいというふうに考えております。それから穴ほげであるとか、そういうものについては、町の単独費で修繕することになりますので、そのあたりはなかなかすべてを把握できない。300キロありますので、ちょっとなかなか山の奥の町道とかいうのも日常的に通らないような箇所もあります。ですので、そのあたりは通報いただければ、早急な対応をしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、舗装が昨年の地震でかなり通常よりも傷んでおります。確かに傷んでいるところがございます。災害復旧にかかる分については、公共債におきまして舗装を今現在打ち替えているところがございます。あとそういった災害復旧事業にもかからないような部分については、町のほうで当然維持管理をしていかなければならない路線ですので、そうした調査報告もいただいた上で、今後優先順位を付けてそういう計画立てをした上で実施をしていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

4番(高村祝次君) 今から調査をしていくということですが、やはり以前は簡易舗装で舗装をやっております。とにかくそのときはちょうどバラス道をざっとした舗装でということをやったところがあると。そのあとまたオーバーレイで上を舗装したということは全然下の路盤がしっかりできていないから、また舗装してもすぐ割れるわけですね。ですからその辺をよく調査をしてやはりその調査をするときに、ここは大型トラクターが通るとか、大型木材を搬出するとか、その辺をよく調べていかないと私は調査にならないというふうに思います。やはり大型が通るところは確かに路盤をしっかりしないと舗装が傷んでくると。どんなに穴ほげを修理してもまた横がほげるといふ繰り返しを今現在やっているのが実情かなと。だから穴ほげが始まった段階で、ここは舗装を全面的にやりましょうという判断をしないと、一時的に穴ほげを埋めて

もまたすぐ近くがほげてくるという繰り返しを今やっているところではないかなというふうに思います。

ですから私が言いたいのは、要するに300キロあるなら順位を付けて、今どこが一番傷んでいると。ファームロードがどこが悪いとチェックをしながら一遍にやるということが困難なら逐次悪いところからやってくださいよということです。穴埋めをしました、終わりましたで終わりではないと。そういうところはまたどこか近くがほげます。現に田原から出てきた前は、亀の甲羅のように丸が幾つもできていると。そういうところも小国に点々とあります。それは路盤が悪いとかいうところからそういうところは出てきています。路盤がしっかりしているなら、そういうのは私は出ないというふうに思いますけれども、下が悪いから舗装がすぐ傷んでくるということで、やっぱり1回舗装すると何十年と持ちますので、しっかり調査をしてやはり穴ほげが小国町からないようにやってもらいたいと。やはりやっぱり田舎は田舎らしく、田舎に帰ったら自然もいいが舗装も立派にしているねと言われるように。「何かこの町はお金があるのか」と、帰ってきた人から言われるのは「あなた議員でしょう」と言われてみたらちょっと恥ずかしくはないですか。私は恥ずかしい目を見たから、やはり今度は町道のことを言わなくてはいけないと。それは対対で言われるならいいけれども、公の場で「あなたは町会議員でしょう。あそこの道を行ってみて。小国町はどうなっているのか」とそういうことを言われると、やはり議会人として本当に恥ずかしいという思いがしました。だからこの町道を取り上げて、今回の一般質問をしましたが、やはりそういうことから本当に、「小国は帰ったら生活環境もいいが、道路もきれい、自然もいい」と言われるように、ぜひ職員の方は目配りをしっかりやってもらいたいと。建設課に限らず、やはり通った時あそこはちょっと舗装が、道路を走ったときに感じが悪かったという時には、すぐ建設課に行って対応していただくようにしたら、町民からのいろんな苦情も出てこないのではないかなというふうに思います。

先ほど去年の地震で大分道路が傷みましたけれども、それについては早急に対応をしていただきました。しかし、ファームロードについては、さっきから言うように盛り土したところ辺がかなり下がっております。特に西里、387から入っていった鯛の田の裏あたり、あそこ辺がひどく道路が傷んでおります。やはりちょっと路肩が下がっているところもあるし、全体的に走りにくい道路になっております。田原の県境のほうからも何箇所かそういうところがあります。また今後はグリーンロードがそのあとにできましたので、10年ぐらいあとにできましたので、やはりそういうところも出てきます。岳の湯から黒川、田の原間は何箇所かそういうところもございましたけれども、中尾と387の道路も穴ほげがありました。以前通ったときですね。そこは修理したかしていないかわかりませんが、そういうところがございます。やはりいつも町道を走っている我々に対しては、非常に歩くと悪いところが特にわかりますけれども、車に乗っていい車になってくるとなかなかわかりません。しっかりその辺は職員一丸となってそういう対策

をやってもらいたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。1時40分から再開をいたします。

（午後1時31分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時40分）

9番（熊谷博行君）　9番、熊谷です。

午前中5番議員も申しましたが、小学校の部活動、社会体育移行問題は前回私が言って3カ月たって、答えを聞いてみればほとんど進んでいない状態だったのですが、特に私が懸念しているのは指導者を決定するのが一番大変だと思います。指導者というものはなかなか個性豊かでございますので、その辺をしっかりと厳選して選んでほしいと思います。

では質問のほうに入ります。通告どおり町の景観について申し上げますが、景観といっても範囲が広いので、今回は宮原周辺を題材にして申し上げます。まずは梅雨に入り河川の増水が予測されますが、ヨシの群生地が今小学校の上流もあるのですが、小学校から柏田住宅辺に相当堆積しております。増水すればロールケーキを巻くみたいにヨシの群生が剥ぎ取られて橋脚に巻き付き災害になるケースが多々あります。ここ数年、河川掘削が県の工事が無いように思えますが、町は県に対してどのような要望を出しているかお教えてください。

建設課長（佐藤彰治君）　河川掘削の話題だと思います。毎年県の当初要望という形で県のほうに、それは河川に限らず道路であったり、いろんな要望を上げているところがございます。まずそれが1点、全体の要望と。県管理施設、そういったものの町との要望ということで上げているのがそういう要望書でございます。それから逐次、そのほかについて新たな要望であるとかいうのがございます。そうしたものは通常要望が出たときに、直接担当者、担当課に県のほうにお話しして、あるいはその写真を送ったりしながら情報を与えつつ、要望を逐次行っているところがございます。それから確かに県の河川掘削というのは、ここ昨年から滞っているのは承知しているところがございます。この1年、去年は震災、あるいはその後豪雨から始まって、昨年いろんなことがございまして、県関係もなかなか要望に応えられない状況が昨年から続いております。しかしながら、地元としましては地震関係ございませんので、今年もまた梅雨で増水する、そういう時期は必ず年に1回来ますので、そういうことを踏まえて、逐次県の担当者のほうには実施を要請しているところがございます。県の河川関係も今掘削をお願いしているのが、実際5河川の12箇所ほど要望しております。その中で議員おっしゃる小学校前の筑後川ですけれども、通称静川という河川の部分についても当初からの要望もしておりますし、昨今、震災以降1年を迎えて、改めてそこら辺の要望を上げて意向を聞いたところがございます。県のほうも一応一通り何となくプロパーの部分是可以になったということだと思いますが、2河川について今回ちよっ

と河川掘削の実施をするということで御返事をいただいている状況でございます。それからヨシとかアシとか、河川の中に生殖する部分の、それから護岸の除草とか、そうしたのも通常プロパーの部分でお願いしているところでございますけれども、こちらのほうは地元のほうの県のほうの委託金ということで、毎年200何万かのお金をいただいて、地元の区役といたしますか、中で県河川を清掃した分について町を通して補助金として、わずかではございますけれども県のほうもそういうことで実施をしているということでございます。いずれにしても掘削のほうにつきましては、先般担当者と話しまして、おっしゃる箇所を含めて2箇所今年度実施するというところでお話をしているところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

要望をしているという予想どおりの答えだったのですが、やっぱり完全に約束を取り付けていただいて、町長でも県議でも一緒に行っていただいても、「ああ、今度の7月、8月でやっぱり水害になりました」ではなくて、「ああ、言っていたけれども、ならなかった」そのくらいの状態に持っていけるように毎年要望を出していただきたいと思います。

次に同じ静川周辺、もちろん町道の道路敷や空き地、町有地の敷地に植栽している樹木もあれば自然に生えたものもありますが、どう見ても景観的によろしくないような木が小学校の下の桜もてんぐ巢病に侵されて、咲くのは咲いていますが周りのほうをもう少しきれいに整備し、柏田住宅までのあの間、植えるところがあれば桜とかモミジとかいろいろ植えて、もう少しきれいな川にできればいいかと思っておりますが、そういった考えはございますか。

町長（北里耕亮君） 河川のまずは現在の状況といたしまして、すみません、答弁が正確でないかもしれませんが、小学校の下の桜の木の所有者、管理者、そういう部分を少し明確にさせていただきたいというふうに思います。私が答弁して、この答えでちょっと正確ではありませんので、まずそのあたりを一つひとつですね。その下流には植わってないですね。河川ですと、やっぱり小学校の下の桜の木ですかね。そこについては少し明確にさせていただいて、町管理の部分であればそういう樹木の病気を治すようなという部分もありますけれども、まず地元管理なのか河川の範疇なのかというのを、まずは明確にしないといけないのかなと思っております。

建設課長（佐藤彰治君） 今、町長が答弁しました、特に議員おっしゃるのが静川付近のお話だというふうに思います。小学校の下、体育館、宮向線ですね。昔は桜並木があつて春になるとあの沿道に路肩で花見をするような光景も昔あったかと思えます。しかしながら、伐採とあと桜の木自身の維持管理、生命力といたしますか、そうしたもので一部枯れたりして、なかなかそういった昔のイメージが今現在春になっても薄れたかなというような思いをしております。桜の木の所有者が誰なのかというようなことも先ほどありました。当課としましては、河川にそういったものをですね、あそこは県河川になりますし、町道との境とかいうような分になりますので、ケース

ケースによって、場所場所によりまして、いろんな植栽であったりとかいうようなものも考えられないことはございませんが、後々の維持管理とか新たに植えるところは維持管理とかそういったものも必要になってまいりますので、今後全体としてそういう景観整備については、また内部で協議をさせていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 今は宮原の話題でございますけれども、各大字見渡せば、河川沿いであったり道路沿いであったり、当初は地元の方が木が育てば美しいだろうというような思いからされた部分もあるかと思っておりますが、樹木は育って枝が張ったりいろいろな部分があります。そういった部分はよくよく育ってから、「じゃあ、町が剪定をしてください」とか、そういう要望もありますものですから、そこは明確に地元とよく協議をして景観整備で植えられるのはよろしいですけれども、「しっかり後々までお願いをいたします」というような話が、将来にわたって行政と地元でできればいいかなというふうに思っております。ただ樹木、ちょうど10年以降育ったぐらいに枝が始まるものですから、やっぱり最初が肝心だと思っておりますので、今日はいい機会でありますので、私としてはそういう思いがありますので、植栽してきれいになることはいいことですが、その反面、維持管理というのが出てきますので、地元の方に更なる御協力をお願いをしたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） はい、わかりました。それと私も割と町中うろうろするのですが、近頃小国ドーム付近もちょっとちらちら行って、この間中学校奉仕作業というのがあって、柔道部の保護者にドームの下の駐車場の側溝をさらっとしてくれないかと言ったけれども、草は切ってもらったのですが、側溝までされていませんでした。側溝に土が堆積すれば水もたまって蚊も発生するし衛生的にもものすごく悪いので、ドームの災害復旧、内部ばかり見るのではなくて、たまには外も見て、丘にはきれいなシャクナゲとかツツジとかいっぱい咲きますが、駐車場の中に植わっている樹木も枯れているものもあれば、枯れていないのもほとんど維持管理ができていないというような状態でございます。まずできるだけ側溝さらいはしたのですが、全部できていませんので、もう1回パトロールをしていただき、ものすごく客の来るドームでございますので、側溝の清掃ぐらいはやっていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいまの質問の中にございましたとおり、学校自体に限らず、そういったボランティア的な活動で学校施設等の整備等に取り組んでいただいている方々に対して、本当感謝申し上げます。ただいま質問の中にございましたドームの駐車場周辺の側溝等の清掃でございますけれども、まだ多分管理をしていないと思っておりますので、再度現地のほうをほかの周辺も一緒に確認しまして、できるだけ早急に対応したいと思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

これは通告していなかったのですが、年に2回ボランティア協議会のほうで、下町・殿町公園

の清掃作業、ほとんど草刈りなのですが行っているのですが、ただ草を切るだけであって何か有効活用ができないかといつも思いながら草を切っていますが、町は何か職員がほとんど参加していますので職員の方も考えていると思いますが、何か考えることがあれば申し上げます。

総務課長（松岡勝也君） 下町・殿町公園の草刈りボランティアのことだと思っております。かなり年数はかかっておりますけれども、以前は有効活用でかなり公園も遊んでいたわけですが、なかなか草を切るのが目的みたいな格好になって利用する方が減ったということで、老人会の方にはちょっと声を掛けて、けやき広場でされている方にもちょっと声を掛けて、あそこで草を刈っていますので利用はいかがでしょうかという声を掛けたことはございますが、やはり実際あそこに行ってしまう方はなかなかいないということで、今後草刈りだけを目的とすることも今後検討をしていかないと、草刈りが目的だけではちょっと将来がそれだけではどうかなというふうに思っておりますので、いろんな意見等をこういった活用がいいのではないかとか、あるいはその辺も考えていく必要があるかなというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 殿町のほうの公園の場合は、殿町を語る会という会がありますので、そこで提案させていただきたいと思っておりますので、下町公園のほうはまた下町の方をお願いして、有効活用ができますように頑張っていきたいと思っております。

次に移りますが、通告どおり学校給食についての質問ですが、おぐチャンで放送された中で給食の時間がちょうど放映された中で、パンを出されていたことについてちょっと質問したいのですが、新しい給食センターは米飯給食に完全移行するというふうに聞いて私は認識しておりましたが、実際は子どもたちに聞いてみれば、週に3回ほどパンが出ているというのを聞き、センターが今年の4月に供用を開始されたのなら、まだ慣れないというところでパン給食でも問題ないと思っておりますが、相当なりますし、何かパンでなければいけない理由があるのですか。

教育長（麻生廣文君） 給食について、特に米飯給食、パン給食についてお答えします。まず給食は安心・安全でおいしい給食を供給したいと。子どもたちの志向も考えなくてはいけないと思っておりますのでございます。現況でございますが、先ほど議員のほうから御質問の中にもありましたように、昨年平成28年1月に給食センターが建設され給食の供給を始めた時点では、パン給食を週に3回行っております。それは1カ月間続けまして、2月からは米飯を3回、それからパン給食を2回というふうに進めておりました。これはなぜ米3、パン2かといったところは、県下全体がもちろんそういった形で動いているということもございましたが、調理員たちも御飯を炊くということにつきましては初めての経験ということで、そういうひと月の猶予期間を取ったというふうに聞いております。その後、昨年夏に野菜が大変高騰した時期がございましたので、いかに現在の給食費を高く取らずに済むかというようなことも起きまして、隔週においてパン給食を1回ということで、今単純に申し上げますと週に3.5回が米飯、週に1.5回がパンというような状況でございます。ちょっと去年の平成28年の6月の献立を確認しましたら、6月

だけで9回パンがございましたが、今年度は先ほどの状況で2週間に1回パンをとということで、6月においては7回というようなことで一応そういった状況で、隔週パン2回と1回の週を設けるといったようなところで現在進めております。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

今、教育長の話聞けば、お金がかかるからパンに替えたとしか私は聞き取らなかったのですが、そういう捉え方でいいのですか。

教育長（麻生廣文君） すみません、説明が不十分であったかと思えます。もともと小国町は米を週5回持参するというようなところで、これは補食給食と申しますけれども、そういう歴史のある町でございますので、私自身としては給食費うんぬんの前に米飯給食につきましては、しっかり回数を増やしていきたいなというふうなところで思っております。そうしたところで昨年度からの給食センターの新しいセンターの運営等も絡んで、先ほど申し上げたような状況で米飯の給食の回数が次第に増えてきているという状況だということでございますので、よろしくお願いたします。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。

家から米を持ってくるのは別に自慢できるような伝統でも何でもございません。日本全国探しても何校しかなかったような、それを完全にそういうのを持ってくるのではなくて、前の教育長の話では完全に米飯給食にするというのが一番の目的だったと思えますが、だから何でパンを食べさせるのかなと思って。ほかの町村がしているからするのか、米とパン、パンのほうが安いわけないし、せっかく立派な炊飯施設が私、調理に精通している方があそこでちょっと米を炊くのは狭すぎるし、使い方も悪いのではないかという話は聞きましたが、そういうのが問題なのかなとも思いましたが、完全米飯になるということはないわけですね。

教育長（麻生廣文君） これまでの経緯がございます。それから保護者や一番大事にしているのは子どもたちの嗜好もございますので、子どもたちの意見もしっかり聞きながら。それから学校給食委員会や学校運営委員会もございますので、そこらあたりの協議をしながら私としては少しでも米飯給食を増やしたいという思いを伝えながら、そうしたところで協議を深めていきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。

それと地産地消を目指すというのが謳われていたと思えますが、100%の地産地消なんかございませんので、パンを食べれば地産地消の何割かは落ちるし、今の時点で地産地消率が何%なのか教えてください。

教育長（麻生廣文君） 現在における地産地消のパーセントは具体的に本日データを持っておりませんが、地産地消につきましては、もちろん県教委の勧めももちろんありまして、今取

り組んでいるところでございます。例えば19日が「ふるさとくまさんデー」というようなことで、これは県内の郷土料理を月1回ぐるぐる回したりするところでございますけれども、7月は小国の夏野菜カレーというのを予定しているようでございます。お尋ねの件のデータにつきましては、本日ちょっと持ち合わせがございませんけれども、地産地消につきましては今後とも取り組んでいく方向でございます。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。

食材はどこで買っているのか。センター長が指示して、小国のどこで買いなさい、買いなさいというような買い方をしているのか、業者任せなのか教えてください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 学校給食等の食材につきましては、学校給食センター以外にもほかに寄宿舎、それから保育園の施設がございますので、毎年会合の中でこれまで納入していただいた業者の方にお集まりいただいて、その中で町のほうと契約を結びまして、納入業者、それに納入食材を決定しているというような状況でございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

ということは、地産の野菜なんかまず食べていないということですね。米はどこから買うかわからないのですが、やっぱり業者あたりは小国の野菜はそう簡単には買えませんので、市場に行って買いますので、どうしてもやっぱりよその野菜を食べるのが現状だと思います。肉も野菜も。完全にJAとタイアップしているとか、薬味野菜とタイアップしているとか、そういうのを僕は本当は聞きたかったのですが、そういうことは今全然ないわけですね。

教育委員会事務局長（横井 誠君） できるだけ小国の食材を使用するというので、取り組んでございますけれども、決められた材料を、決められた量を間違いなく確保するというので、どうしても量が多いときにはほかのところからの食材も確保しなければなりませんので、一概に小国産だけの食材ではございませんけれども、できるだけ小国産の食材をお願いしているというところでございまして、先ほどございましたJAでありますとか、薬味野菜の里でございまして、そちらの施設からの賄い材料の納入もお願いしているところでございます。

9番（熊谷博行君） こんな小さい町ですので、段取りする人は大変かと思いますが、できるだけ地産地消を目標にして、よりおいしい給食を作っていただきたいと思います。

すみませんが、通告をしてなかったひとつ、教育長にですが、小国町も不登校の子どもが数名去年いるということでしたが、国は不登校専門の先生を採用していくという文面がありました、小国町はどうお考えですか。

教育長（麻生廣文君） 不登校の問題につきましては、本当に現実として小国小中学校でも現在に起きております。この対策でございます。専門の教職員を雇うかどうかというような状況をお聞きかと思っております。現在のところ、来たり来れなかつたりというような状況の児童・生徒、小中合わせて3名ほどおりますけれども、そうした場合に一応学校の担任、あるいは通級の担当の先生

などを通じて、しっかりした対応を進めようということで進めております。ただ学校だけで対応できることではございませんので、そこは県教委あたりと相談をしながらスクールカウンセラーなどの相談をしながら進めているところでございます。

9番（熊谷博行君） 国が、文科省が不登校専用の先生を置くということを言っていますので、もし担任の先生に負担がないようにそういうのは早めにして、近所に不登校の子が一人いるものだから、何をやっているのかなといつも思っているのですが、そういうことでございますので今後よろしく願いいたします。これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時20分から再開をいたします。

（午後2時13分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時20分）

3番（北里勝義君） 3番、北里です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

今回は今取り組んでおります小国町の行政改革についてお尋ねをしていきたいというふうに思っております。皆さん御存じのとおり、小国町の行政改革の取り組みにつきましては、平成8年度に小国町行政改革大綱を策定をいたしまして、次年度の平成9年から実施計画のもとに行財政改革に取り組んできております。またその後、平成17年に第二次の小国町行政改革大綱を策定をいたしまして、効果的な行政運営また行政サービスの向上などを目的に、行政改革を集中改革プランとして掲げて進めてまいっております。主要項目としましては、職員の意識改革それから組織団体事務事業の見直し、それから定員適正化計画、それから公共施設の管理運営の合理化、また5番目として懸案事項の段階的実施ということで、主な事項を掲げて行政改革に取り組んできております。この策定から10年以上経過しておりますけれども、この基本方針というのはそんなに変わってなく、その取り組みはまだ続いているというふうに思っております。ここで町長にお尋ねをいたしたいのですが、職員の意識改革についてお尋ねをいたしたいと思います。今、町長が思っていることでいいのですが、町長の考える職員像といいますか、職員に期待すること、そういったものが何か町長の思いがあれば、まずお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 職員の意識改革ということでありまして、まず基本といたしましては、よく言われることが公務員としては全体の奉仕者というふうによく言われます。その部分において、やっぱり守るべきものはそういう決まりを守りながらということで、職務専念義務であったり、守秘義務であったり、信用失墜行為の禁止であったり、そういう部分を法に照らしながら、法を守るしっかりした人間像という部分を重きを置いていただきたいという思いはありますが、反面、それにあんまり捉われると型にはまっているといいたまいますか、臨機応変がありませんので。以前、小国町の総合計画ではないのですが、シナリオというのがございました。そのシナリオはニューシナリオであったり、21世紀シナリオというのが以前ありましたが、その中にも動的役

場を目指すというのがありましたけれども、いろんな部分に果敢にチャレンジする部分も大事ではないかなと思います。よくこれは例え話ですが、蒲島知事あたりが県職員に「皿を割ることを恐れないように」というようなことをよく話されます。皿を割るというのは、失敗を恐れないで頑張ってもらいたいというのを知事は知事の観点から言うわけですが、私もいろんな幅広い業務が大変多くなっております。その中で限られた課、その職員、人数の中では、ある程度チャレンジ精神といたしましうか、そういう部分で果敢にチャレンジしていかないと業務がこなせないというか、乗り越えられない部分もあると思いますので、決まりとかはもちろん守らなければいけないのですが、ある程度事柄を自分で見つける。また企画立案をして新しいことにチャレンジしてこういう事柄をやろうとか、町民は今度こういうことに困っていないだろうかとか、先ほどパトロールとかの話題もありましたけれども、果敢にいろいろ自分から動いてという部分が大事ではないかなというふうに思っています。

少し長くなりますが、職員課長会を週に1回、政策課長会はその月曜の夕方行っておりますけれども、それぞれの担当課では担当課の課内会議というのも行っておりますが、目の前の業務に追われて何か幅が少なくなっている部分もあるかなと思いますので、よく事務事業評価、事務整理をしながら幅を持ってやらせてあげたいという言葉はちょっとあれなのですが、職員の業務をしていただきたいなと思っております。あとは研修とか職員の意識改革について、やはりほかの他団体の他町村の職員やいろいろな組織と触れ合うことが、小国町の職員は小国町の職員がこれが当たり前になってしまうのはいけませんので、いろんな自治体研修制度で他町村の職員と触れ合ったときに、いろいろこうやっているああやっているという部分を身につけていただければいいかなと、そういうふうな思いをしております。町民目線で、民間目線で行動する職員を育成していきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 今の職員数が120人あまりいるかと思えます。なかなか個性豊かといえますか、個性を生かしていくというのも大事なことはないかなと思っておりますし、また今町長の答弁にありましたとおり、動的な役場職員また町民と寄り添う職員、そういった自立する意識向上に取り組んできたのではないかなと思っております。これはその人材育成と活用、この観点から今後どういった職員改革に取り組んでいきたいか、町長の思いをちょっと再度お尋ねしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 業務量の多さというのがなかなか比較ができないものですから少し難しいかと思えますけれども、私が見ていても非常に業務に追われていると、業務が多いというふうに。それは時代の流れというか、書類はつくらなければいけないし、起案も上げてという事務作業も多いですし、外に出ることもしていかなければいけないから外に出る。外に出ると、あとまた県庁などに行って担当者会議というのが頻繁にありますし、出張が多くなると内部での作業が今度は夜の残業に回るとか、そういう部分をちょっと業務が多い部分はあるのはあるのですが、そう

いう部分を自分なりに業務の効率化というのをしっかり何か身につけさせるというか、そういう部分で課長から審議員に、審議員から係長にという部分で、そういう協議がいつもできるとよろしいのではないかなと思っております。

それについて少し繰り返しになりますが、いかに効率的に業務をするかということで研修などを受けていただいて、専門性も大事でありますけれども、その部分で例えば人事異動などで動いたときにも、ある程度は業務がストップするのではなくて、いろんな業務がほかに柔軟にできるように、そういう基本的なスキルというのは学んでいただければかなと思っております。求める部分は少しはちょっと多くなるかと思えますけれども、やっぱり業務の区切りをつけるというか、そういうのは非常に大事かなというのは思います。今まで専門性がある課長補佐とか、その課という部分から、チームリーダー制を敷いた時代もありました。でも幅が広すぎて業務に溝ができたりと。また戻したという状況もありますので、組織の在り方を考えるという部分も、職員一人ひとりのスキルを伸ばすのに大いに関係はあるかなと思っておりますが、当面はこの組織体でやっていきたいというふうに思っております。ちょっと答えがすべてに答弁できていないのを申し訳なく思いますが、また質問の中から答えていきたいと思えます。

3番（北里勝義君） 町長のそういった思いもやはり機会があるごとに職員に伝えながら、また人材育成に努めていっていただきたいというふうに思っております。先ほど町長の答弁の中で、職員からの企画立案もあるということの答弁がございました。ボトムアップという手法もあるわけですね。こういった中で以前は職員提案制度、そういったのもございました。今はちょっとそれがなくなっているのではないかなと思えますが、やはりこういった制度をまた活用して、今行われている人事評価だとかそういったのにまたつなげていく、そのことも私は人材育成において大事なことでないかなと考えますが、そういったところを職員からの企画立案というような観点から、町長の考えをお尋ねしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 企画立案について、御意見のとおり思いは同じでございます。なかなか私のほうも担当課や職員の方に何か新しいアイディがあればどんどん言ってくださいと言う機会もあるのですが、なかなか日々の業務に追われて上がってこないという部分もありますけれども、こういったことを機会に、議員からの一般質問の話題もありましたということも機会に、例えば担当課の課長が部下の方に促すというような部分もぜひ持っていきたく思いますので、私は本当にそれをぜひやりたいのですよ。そういう思いがありますので、今行っている業務で一つ二つでもちょっとまたさらに仕事が忙しくなるかもしれませんが、できる・できないは抜きにして、こういうことを思いがありますという、若い方の意見があればどんどんおっしゃっていただきたいなという思いはあります。

3番（北里勝義君） 職員提案制度も漠然とするのではなくて、今後こういったことに行政は取り組んでいきたいと。その中で職員に意見を出してくれないかという形で、少し目的といいますか

方向性を定めながら職員に投げ掛けていくと、職員も提案しやすいのではないかなと考えます。

それから次に適正な定員管理の推進についてお尋ねをいたしたいと思います。厳しい財政状況の中で町民に支えられた行政を進めていくためには、やはり適正な定員管理に取り組むことが大事ではないかなというふうに思っております。このことについて町長のお考え、職員採用等についてお考えをお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君）　ここあたりももろ刃の剣というわけではないのですけれども、どれかを進めれば財源的にという部分もあります。定数の管理ということでは、今現在小国町の職員定数は131でございますが、昨今は退職をされる方の補充はやっていこうという思いをしております。そういう中で業務の業態、例えば保育士さんとかでは募集をしてもなかなか来ない、若しくは一次試験の部分でその点数に満たないという少し残念な部分もあるのですけれども、採用しようと思ってもできないというような、結果としてできなかったという状況も最近ではあっております。そういった部分で定数管理の計画は定めておりますので、その計画に基づいて現在行っているところであります。改めての機会でありますので少しお伝えしますが、数年後に同年の方が多数いらっしゃる年代があります。そこで同じ時期に多数の退職者が同時期に一遍に出るという状況もありますものですから、それを考えながら採用の計画も一応計画として定めてはおります。ですので、当面はその計画に基づいて採用していくということでございます。

3番（北里勝義君）　前の集中改革プランにおいては、財政が厳しい中で8%の数値目標を掲げて、定員の適正化計画を進めております。今後やっぱり人口減少、また収税減、こういった社会情勢を考えますと、やはりICT化の推進だとか、それから任期付職員採用制度、こういったのも活用しながら職員の適正配置に努めていかねばならないのではないかなと思っております。職員一人採用すれば、そこに30年から40年の債務の負担が出てくるわけです。だからそういった中で新たなやっぱり定員適正化計画、これは何パーセント、前の集中改革のときは3減2増というような言い方もされておりましたけれども、こういった中で何パーセントぐらい削減をされているのか、そういったのも少し適正化計画を策定して示していかねばならないのではないかなと思っております。退職者が一気に出るということで、数年前条例改正あたりもちょっと行いましたけれども、実際長い目を見たときに、やっぱりそういうところももう少し考えていかねばならないし、また私は定年退職これも見直されて、一般企業では65歳というのが当たり前になってきておりますし、公務員もこういった定年制度の見直しも出てくるのではないかなというふうに思っておりますし、そういったところを踏まえてのまた新たな適正化計画というのを取り組む考えはないかお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君）　現在の定員適正化の定数計画は、総務課長から少し今後の部分で、確か何減何増とかいうのは今現在のこの131を維持するような計画だった、減らすですかね。ちょっと補足で答弁をいたさせますが、昨今の動きを少しお知らせいたしますと、御意見同じでありまし

て再任用制度、経験者をこれからは相手の御理解が得られないと退職された方の、また役場においてお願いいたしますというのは話をするようにしております。業務的にもやはり仕事経験者でありますので、退職したあとというか定年したあとも、数年努めていただく場合にも慣れておりますので、非常によろしいかと思えますし、そういう部分についてはぜひ進めていきたいと思っております。計画についての部分、少し補足をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 定員管理につきましては、議員がおっしゃるとおり集中改革プランの中では8.4%の5カ年間で職員を削減するというので、平成17年から平成21年までの間に13名ということで、職員のほうを削減していった経緯がございます。平成11年度でございますと、一般職では実際144名の教育その他、特別会計入れますと164名という職員がいた時代もございました。今現在、一般職すべて入れましても119名ということで、特に人口も減っておりますけれども、職員もそれに合わせて減っております。そうした中、平成28年度におきましては、大量の退職等を含めまして10名の職員が退職されたということで、それを鑑みまして、平成28年度から一般職とまた保育士や栄養士含めまして10名の職員採用で現状を維持したという状況でございます。また今町長がおっしゃったように、あと5年先を見通しますと大量にまた退職者が出るわけです。そういったところを踏まえまして、平成25年度に定数を改正して131となっております。それを維持しながら今後どうするかということで、長期的なあと10年度を見据えたところでは、やはりもとの定数ぐらいに戻すべきではないかなと考えているところでございます。そうした中で10年後は131から120程度ぐらいに元の定数に戻すような形になるのではないかなと思っておりますので、そうしたところも計画をきちっと立てた上で職員採用と合わせて進めていきたいと思っております。また併せて任期職員付、また再雇用の職員制度もでございます。再雇用も退職の職員には一応声はお掛けしますが、なかなか再雇用もスムーズには進まないという現状でございます。そういったところも踏まえまして、職員のある程度年配の職員が一遍に退職されますと、いろんな職務上にもいろんな影響が出てくると思っておりますので、そういったところも鑑みまして定数管理に努めていきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 組織の再編により職員の定数というか、職員現数が減っている部分も過去にはありました。この放送を見られている方で該当する方が、少し断腸の思いで聞かれるかもしれませんが、小国学園の組織であったり木野里荘の組織であったり、そういう部分での定数という職員数の減というのも、かなり行政といたしましては考えさせていただいております。それで今後についても今課長が答弁しましたが、そういう状況ではありますけれども、毎年毎年その状況を吟味というか考えながら、その計画にこだわることなく1人でも減らせるとか、そういう部分であればそこも考えていきたいと思えますが、代わりにやはり非常勤の職員であったり、再任用・再雇用であったりという部分をなかなかやっついていかないと、業務がずっと減るという状況でもありませんので、そこはその見合いを考えながらやっついていきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 今まで退職した方々を見てみますと、やはりまだそれぞれ働いているのです。だからせっかくそういうまだ60代というのは、まだ元気といいますかバリバリ働ける世代ですから、いろんな再任用というような形でぜひしていただきたいということと、やはり町内の事業者あたりを見ますと、公募しても職員が集まらないところもあるのです。そんな中で一生懸命、残っている人たちで一生懸命頑張っている福祉施設や建設業あたりもそうだろうと思いますが、そういったところも一生懸命頑張っているわけです。だから私は採用するなどは言いませんけれども、その中でやっぱり限られた人数で頑張るということも、やっぱり職員もそういう意識を持っていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、公共施設の管理運営の合理化についてお尋ねをいたしたいと思います。この取り組みについては皆さん方も御存じのとおり小国学園の民営化、それから小学校の統廃合を含めて、この改革の中で進めてまいっております。課題として保育園の統廃合、また小学校跡地の活用というふうな課題があるかと思いますが、この辺の町長の現在のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 公共施設がそれぞれありますけれども、町直営で行っている分、それから指定管理をお願いをしている部分、それぞれあると思いますけれども、この施政方針の中でも土地の部分については、昨日の本会議のときにも少し話題にさせていただきましたが、やはり町としてずっと持つておかなければいけないところ。既に他団体がその土地を使われているところ、いろいろあると思います。そして上物の建物についても他団体が使っている部分については、指定管理制度に持っていくのか、事業というかそのものを譲渡するとか、そういう部分まで踏み込んで考えていく時代に入ってきているのかなというふうにも思っております。施設についてはそういう部分でありますけれども、あと組織の統合という部分で公共施設、建物が影響する部分もありますので、そこも同時に組織というのは保育園の統合という話題も少し今議論は止まっております。ただこのあたりのところは議会の意見もそれぞれまたあると思いますので、また積極的に話題提供しながら方針を定めていきたいというふうに思います。公共施設のそれぞれを見て、またぜひ議会の皆さま方、土地の話題と併せて建物についても議論をして、そういうもうここは渡したほうが良いというような部分が、もしそういうところであれば、そういうのを方針として定めていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 今こういった公共施設の中でよく議論されるのが、PFI方式だとかアウトソーシング、そういった活用方法も今議論をされるようになっております。小国町においても、以前に学校給食センターのアウトソーシングの検討もしてきた時期もあったかと思いますが、こういったPFIとかアウトソーシングあたりに対する町長の将来の考えで結構なのですが、どのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） その組織だったり建物に所属する組織それぞれに応じて、そのアウトソーシ

ングというか外部委託がしているところと、なかなかこれはやっぱり今までのようにしっかり地元の、町管理の下でやらなければいけないところとそれぞれあるかと思います。外部委託がほとんど今現状としてはありませんので、そこも例えば先ほどの土地や建物の話題と同じように、ここは外部委託でというようなところが、もしまた個別の案件として議員からも御意見などがあつたり、執行部からの自らの提案というか、そういう部分があつたりしたら、今後ぜひ積極的に議論させていただきたいというふうに思っております。確かに過去給食センター、前の反対にある給食センター時代にも外部委託の話題がありましたけれども、なかなか就業の形態というか夏休みがあつたりどうしたりというそういう部分で、少し課題もあつたように聞いておりますけれども、引き続き継続的にそういう部分は話題にしながら検討していきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） ちょっと時間も過ぎてきていますので、次に財政健全化についてお尋ねをいたしたいと思います。小国町が今進めております財政健全化計画においては、財政の健全化を図るため、事務事業の見直しや行政評価等を導入しながら実施し、効果的な行政運営、行政サービスの向上などの行政改革を進めなければならないとされております。これも平成22年からのもので、一応5カ年間ということ定めてあつたかと思いますが、新たな財政健全化計画を進めていかねばならないというふうに思いますが、その辺の町長のお考えをお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 当然財政健全化という部分で、財政と事業は表裏一体というか、財源的に安定していないといろいろな事業もできません。そこで当該健全化比率4指標というのがありまして、実質赤字比率であつたり、連結赤字比率、実質公債費率、将来負担比率というのが決算議会でも、いつも監査意見にも冊子の中にもあつておりましたが、危機的な状況は脱した部分だと、現在についてはそういう思いはありますが、依然厳しい状態は続いております。わかりやすい言い方をしますと、財政調整基金についても決して他町村と比べるといとなかなか言いつらい部分はありますが、多く持っているほうがいいという部分ではないかもしれませんが、でも事業が安定的に進めるにあたって、やはり一定の額は必要であると思います。そういう中では大変表現が難しいのですが、非常に県内でも大変厳しい順位になっております。そういった部分を蓄えは蓄えて、借入れは減らしてという部分に今後も努めてまいりたいというふうに思います。総務課長から何か発言があれば、補足をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 町長が申しましたように、財政健全化につきましては、議会のほうに健全化の要旨を公表して、また報告するというふうになって毎年してきております。現在お示した中でも、財政調整基金につきましては、平成28年度におきましては5億1千万円程度という状況でございます。数字的には郡内でも一番最下位ということで、金額的にはまだまだ標準財政規模の理想としますれば2倍程度とも言われております。そういったところを見ながら財政健全化の中では、やはり起債償還と。またいつも言われます有利な起債、今回ありましたように辺地

債、過疎債、そういったところ。今回は熊本地震によりまず一般災害単独債というのをいろいろ財務省との協議の中でも、そういった財政の状況を今回いろんな裏付をきちっと整理できまして、開発センター解体から建て替えにつきましても一般単独債のほうが認められたということでございますので、そういった起債等につきましても十分有利な起債を使いながら進めていく必要があるというふうに考えております。またこれから先、先日も説明いたしましてちょっと不足な点もあったかと思いますが、公共施設の老朽化、長期計画、長寿命化、そういったところと財政の長期的な償還と新たな起債との関係を計画的に進めながら、財政健全化に努めていくということが大事ではないかなというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 私、この財政健全化についてはあまりちゃんとした通告をしていなかったのではなかなかあれかと思いますが、私の思いとしてはひとつは基金についてでございます。先の町長施政方針の中で、町の財調基金が平成24年度が7億8千万円、それから平成28年度末で4億4千万円というようなことで少し減ってきていると。今5億1千万円あるということですか。これは前の行財政改革方針の中でも掲げているのが、一般会計予算の10%以上というのが大体目標ということで、確か掲げてあったかと思いますが、私、なぜこの質問をさせていただくかというと、先だって新聞報道で国の経済財政諮問会議において、基金が増えていると。地方自治体の。地方交付税の削減論が意見としてあったというような形の中で熊本県知事が、これも新聞報道ですけれども、一律の交付税削減論には反対だとして、また熊本地震の対応は基金がなければ迅速にできなかった。また基金が少なければ大変であると。大災害への一番の備えは財政の健全化だと感じたというふうに振り返っております。

私はやはり財政を健全にしていくことがやっぱり大事ではないかなというふうに思っております。私、今までこういう行革について質問をさせていただきましたけれども、このことをまた新たな改革プランとして、やはり町民や職員に示していかなければ伝わらないのではないかなというふうに思っております。集中改革プランの進行を管理する意味からおいても、新たな改革プランをつくって進めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。普通交付税の基準財政需要額の算定においても、やはり行革などの経営努力が今反映されるような仕組みになっております。だからそういった取り組んでいったお金が需要額として出てくるわけですから、それが交付税として跳ね返ってくるというふうに思っております。これは総務課長が一番御存じかと思いますが、そういう仕組みとなっておりますので、やはり第三次の行政改革プランを策定をして、やはり町民と職員と一体となって、こういう改革に取り組んでいかねばならないのではないかなと思っております。そこのところ、町長のお考えをお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） 今日の御意見をよく拝聴させていただきました。内部でもまた十分話題にしながら、新たな行政改革プランを集中改革プランのときのように非常に厳しいそういう部分、私もちょうど入れ替わりのときに町長赴いた部分も、入れ替わりというかまさにその平成16年、

7年8年という時に赴かさせていただきましたものですから、それをどのぐらいのレベルでやっていくかあるとは思いますが、それが新たな行政改革プランを策定するかどうかも含めまして、ちょっと内部で協議をさせていただきたい。この場で本日でいたしますとか、そういう部分は今後少し内部で協議させていただきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 厳しくつくってくださいということではなくて、やっぱりそういった改革に取り組んでいく今の町長の思いをびしっとプランとして策定をしていただきたいというふうに思います。これは集中改革プランの時もそうだったのですが、委託費とかそういう予算はいらなくて職員自らできる計画なので、ぜひ各課協力しながら進めれば、手づくりの改革プランができるのではないかなというふうに思っております。

それでは次に通告をしてあります人事評価制度の取り組みと結果について、お尋ねをいたしたいと思えます。この人事評価制度については、昨年、地公法の改正に伴いまして小国町の条例も改正をされまして、昨年度から取り組んできているかと思えます。昨年、平成28年度も評価されたかと思えますが、評価の方法、それから評価基準等が設けてあればお尋ねいたしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 昨年からこれは国のほうが平成28年度から導入しなければならないということで、昨年から取り組んだところでございます。あいにく昨年は熊本地震ということで、当初の基本的に人事評価に伴いましては、大きく業績評価と能力評価と分かれます。そういった中でまず担当課長が自分の課の目標を立てるわけですが、その課の目標を立てたのを各課職員に周知をいたしまして、それを基に各審議員、係長、担当がそれぞれそれに向かって、また個人の目標も立ち上げていくわけです。そういったところを課長が審議員、審議員が係長、係長が担当職員という形でそれぞれ面談をいたしまして、目標が妥当であるかということ初期に面談いたします。年に中間ということで、9月頃に中間のまた面談をしまして、進捗しているか、うまくいっていないのかとか、そういったところを面談をそれぞれ課長、審議員、係長という形で進めてきていたところでございます。

業績評価につきましては、そういった目標を明確にある程度数字的に出てきますので、ある程度達成度とかいうのがわかりやすいわけです。その中でもいろんな課によって目標を立てやすい課、建設課であればある程度目標を立てやすい部分があります。住民課、税務課となりますと、業務的にある程度法に決まった業務に限られてきますので、数字的に今年は何件やりますとか、何名出しますとかいう、なかなか難しい部分もあります。しかし、それぞれの課で目標を定めまして進んで、それをまた今度は2月から3月にかけては、その目標に対して達成しているか、中間の達成度であるかとか。そういったところを面談して、自己評価を埋めまして点数をつけていきます。これは持ち分の点数で自分で配分した100%に対しての配分率と。またそれぞれの達成度に対するSが最高でSからA B C DのDまで点数をつけていきまして、それについてそれ

ぞれ課長が審議員、審議員が係長といった形で点数をつけて評価していくと。最終的には町長が全部決定をして、妥当であるかというような流れになってきます。

それと併せてまた能力評価につきましても、個人個人の能力でありますので、それぞれの能力があるのか、意思の決定能力があるか、企画力があるかとか、マネジメント能力とかチームワークの能力とか責任感、いろいろ能力の状況をこれもまた点数を12項目のそういったところを能力評価をSからDまで評価しまして、併せまして業績と能力評価を合わせたところで総合点数が出るというふうな流れになっております。そういったところで最終的には公表をいたしまして、本年度はまだ途中で、平成28年度は途中からということで、個人にちょっと公表するような状況に至りませんでしたので、相対的な点数を公表したいと思っておりますけれども、個人個人はまだちょっと地震の影響でちょっと一定にそろわなかったということで、平成28年度はちょっとうまく公表がうまくいきませんでした。

しかし、平成29年度につきましては、新たな形が出来上がった評価が進んでいるところでございます。そういったところで評価につきましては、個人個人の自己評価と併せて、それぞれの上司が評価をして面談をしてコミュニケーションをとっていきますので、これまでになかった課内のある程度会話ができたとか、そういったところも評価の中では新たないい面が出てきたのではないかなというふうに思っております。どちらにしても最終的には評価ですので、人事につながるような形にしていく必要があると思っております。全体的にはそういった評価を二つに分けて基準の点数をあげて進めていくというのが、ひとつの大きな人事評価のシステムの流れとなっております。

3番（北里勝義君） この人事評価制度というのは、目的といいますか理念、そういったあたりを明確にして、それを職員に伝えていかないと逆効果になる場合もあると言われております。やはりこの評価を職員のモチベーションアップといいますか、やり甲斐といいますか、そういったものにつなげていかねばならないのではないかなと思っております。この評価制度、職員は総務課長がわかるかどうかわかりませんが、この制度自体を職員はどのようにとらえているか、何か職員から意見を聞かれたことがございますか。

総務課長（松岡勝也君） 今どちらかといえば、上司から部下を評価するということでございますので、部下から上司を評価する制度にはなっておりません。ですので、被評価者がある程度学習しておかないと評価によって、人間によって、評価者によってそれが変わるということがあってはならないということでその辺が心配されて、高く評価する方、中間で普通に評価する方、極端に評価を下す性格というところが出てきたらいけないということで、あくまでも評価は業績と能力ということですので、個人の性格とかそういったところは評価に入りがちですけれども、それはあくまでも業績と能力を評価しなければならないということで、その辺を心配するという方。また途中で異動があったりとか、そうしたときの目標設定、そういったところをどうするかとか

ですね。また結構評価項目も多ございますので、業務の中で時間内にきちっと整理もなかなかうまくいかないから、業務的にちょっと増えたというのはもちろんなことです。そういったところが今取り組んでいる中で、お互いの評価する側とされる側の信頼関係とまた公平性、これがきちっと保たれていないと、なかなか素直な上下関係が崩れてもいけませんので、まずは公平な環境づくりからしていかないと、あくまでも人事的なことだけを目的としてしまうと、人事評価が変な方向にとられがちということが若干心配する職員もおられました。どちらにしても今年2年目ですので大分内容的には慣れてきましたので、2年目がある程度は形が出てくるのかなと思っております。

3番（北里勝義君） やはりこの評価制度を職員の方々にしっかり目的、また理念あたりを理解をしていただいて、進めていただきたいと思えます。

最後に町長にこの人事評価制度を生かしてといいますか、この人事評価制度、予算も組んでおりますし、町長の職員育成という観点からどのようにとらえているか、お尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 私も最終的に評価をさせていただく部分で少し感じた部分でありますけれども、やはりなかなか私はそれぞれの課長を評価をさせていただくのですが、人を評価をするというのは非常に難しい部分であります。ですので、今言ったようにかなりエクセルの表計算の中でページ数がたくさんありまして、業績評価と言うことでその課長が1年の中でどういう課題が、昨年は地震もありましたので、地震に対応してどういうことがあったかとか。ですので、事業課と事務系の課でルーティンワークというか、税務とか住民とか福祉とかいう部分と事業課の産業課とか建設課で少しやっぱり戸惑う部分もあります。でもやらなければいけないので、何が言いたいかという、これがあるきっかけで例えば課長と部下の方が、若しくは総務課長がその担当課や方々と面談や対談をしてどうであるかであるかという、そのきっかけづくりにはなるかな。深い部分で思い起こせばこの事業どうだったというような部分の、そういう協議の場にはなるかな。あとは感じたところでは、やっぱり御自分でその評価を謙遜されて、少し遠慮されて自分を自分で評価する一番最初の段階があるのですが、そういう方もいらっしゃいますので、そこはそこを見抜いて公平に公正にやっぱり評価をしてあげるのが大事であるかなというふうに思えます。人材育成という観点では、これをそのもので評価というのも大事ですが、これをきっかけに深く相手と話をするツールにはなるかなと思っております。

3番（北里勝義君） これで私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。3時25分から再開をいたします。

（午後3時14分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時25分）

2番（大塚英博君） 2番、大塚でございます。今回も三つのテーマに分けて質問をしていきたいと思ひます。

まずひとつは、観光の振興。それから地域おこし協力隊の制度の町の取り組みについて、それから里道の復旧について。この3点について質問してまいりたいと思ひます。

まず1点目の観光の振興でございます。町内には観光施設や観光資源というものが点々と散在をしております。この件についてこの観光施設のPRと同時に道路整備、それから周辺整備というのはどうなっているのか。そしてまたこの施設を線に結んで、観光客が長い時間滞在できる仕組みというものをどのように考えているかどうか、この件についてまず質問をしていきたいと思ひます。

町長（北里耕亮君） 観光についての御質問でございます。8番議員の一般質問の部分に少し答弁が重なる部分もありますけれども、観光について素材といひましようか、そういうポイントとエリア、小国町にも幾つかございます。御意見のようにその回り方であったりルートであったり、そういうのを紹介するのは非常に大事な部分であろうというふうにも思ひます。ホームページ等、小国町のホームページだけでなく、協会や団体のホームページでも紹介はさせていただいてるのでありますけれども、特に最近では先ほどの質問の中でも触れましたSNSであったり、そういう民間の紹介をするような話題の提供のそういう部分でも、ここに行って次はここというような部分も話題にされているかと思ひますが、そういう部分、非常に大事な部分であります。しっかりPRをしていくながら、素材はそれぞれ小国町の中にありますので、協会と連携をしながらやっていきたいと思っております。

2番（大塚英博君） 観光の案内のことでございますけれども、今鍋ヶ滝という中で、非常に観光地として人気があるスポットでございます。いまだ国道212号線から鍋ヶ滝方面にあそこの黒淵方面に行く看板、要するに道路標識看板においては、いまだ鍋ヶ滝という形が入っておりません。まだ坂本善三美術館という形になっておりまして、これと同時にゆうステーションの中においても鍋ヶ滝という施設の看板はまだありませんし、まだ大分と熊本県の合同でできた連携の大きな看板にはもちろん鍋ヶ滝も入っておりません。今鍋ヶ滝というものが、非常に町外からたくさん観光客を集めている中で、道路標識さえもそういうふうにしてそのままになっている状況においては、早急に国・県いろんな面に働きかけてでも変えていただきたい。特に阿蘇方面の阿蘇の噴火の阿蘇山の絵柄というのは、あの道路標識に入っております。小国町にある道路標識においては、なるだけそういうふうなものを早急にしていただきたいと考えていますし、ゆうステーションの一度見られるとわかるように、昔ながらの地図というものが入っております。こういふ中で、ぜひ観光施設をめぐるという中では、この案内板の共通した案内板というものがそれぞれの施設にあってもおかしくはないのではないかと。それが強いて言えば、非常に町が観光客を道案内をするひとつの取り組みになるのではないかなとそういうふうと考えておりますので、そ

のところをできるだけ上のほうに働き掛けるかどうか、その見解のほうを聞かせていただけますか。

町長（北里耕亮君） まず看板の組織に準ずる形態といいましょうか、そういうのを少しお話させて、それぞれの担当からあとは答えさせていただきたいと思います。道路の上に青看板がありますが、これは3桁国道は県の管轄でありますから、県の阿蘇地域振興局であるそういう部分との協議になります。それで担当課は建設課でありますので、少しちょっと答弁をお願いしたいと思います。その組織というか仕組みというか、成り立ちですね。通常の観光案内版についてはもちろん町で整備する部分、そういう部分がありますので情報課から答弁をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 今町長のほうからお話あったとおり、青い看板につきましては振興局の管理、土木の管理ということになります。維持管理課のほうで設置をするものですが、果たしてそういう地元のを青看板に入れられるかどうかというのが、ちょっとまだ確認をしてみないとわかりませんが、できるのであれば、そうした要望も町の観光PRにつながるわけですので、そうした要望を今後また県のほうと協議しながら上げていきたいと思っています。

町長（北里耕亮君） 青い看板の部分には、おそらく町の観光施設であったりエリアであったりというのを入れるのは、非常に厳しい部分であるというふうに思います。以前、柴三郎記念館とかそういう部分をお願いした経緯もありますが、非常にハードルが厳しかったのを記憶しております。そういう部分から青看板については、杖立温泉とかそういう部分の広いエリアの部分の方向ということであれば可能かもしれませんが、そういうピンポイントの観光施設というか、滝とかそういう部分を青い国道の上の看板には難しいと思います。それから情報課のほうまだ答えていませんけれども、その通常の案内看板、それについてはちょっと私も現状がどういうふうになっているかというのを正確には把握しておりませんので、わかる範囲でちょっと答弁をいたさせます。

情報課長（佐々木忠生君） 観光案内看板ということで、観光関係であれば県の総務振興課のほうで担当をして、本年度も幾つか道の駅の案内とかそういう部分の看板の要望はしております。今現在を見ますと、銚納宮の前あたり緑の看板があると思います。鍋ヶ滝という矢印が入っていると思います。美術館から鍋ヶ滝までは、以前小国郷法人会のほうから青い小さい看板をいただいておりますので、道が狭いものですから、そういう小さい看板で鍋ヶ滝を誘導させていただいております。先ほど言った緑の看板につきましては、わいた温泉郷にも道路沿いにあげさせていただいております。

もう1点ゆうステーションのほうに看板がないかということで御質問があったのですが、現在のところゆうステーションのほうには看板はございません。あそこが観光案内のインフォメーション機能がありますので、中で直接人にお尋ねになるとか、事務員の方に誘導をしていただいておりますし、今車のナビのほうもかなり普及しておりますので、町のほうに問い合わせがあ

ったときは、ナビのほうで美術館のほうを御案内して、そこから鍋ヶ滝に行ってもらおうというような方向でいっております。

2番（大塚英博君） 何しろ国道から入り口のところのバイパス、あそこから入り口がやっぱり鍋ヶ滝はどこですかというふうにして迷っている方がおられます。だからやっぱりそれができなければ、早急にあの近辺でも鍋ヶ滝方面というふうな看板というのは必要ではないかなと考えますが、坂本善三美術館というのは青看板の中にはきれいに書いております。坂本善三美術館は鍋ヶ滝行く途中でございます。あの時点においては、まだ坂本善三美術館のほうが大きなターゲットでございましたけれども、今は鍋ヶ滝というものがいかに集客しているかということから考えれば、私はそのところは若干横でもいいから、私は付け加えてでも鍋ヶ滝を表に出していただきたいと考えます。それは何とかお願いをしているわけですが、そのところをもう一度確認をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 大塚議員がおっしゃられるのは、とにかく鍋ヶ滝という部分の位置が何らかの形でわかるように、ゆうステーションの前であったり、212号と387号の交差点の部分のいずれかにという部分であろうというふうに思いますので、そこを少し内部で協議をしまして、本当言うと町内に茶色の看板が、こちらわいた温泉とか北里記念館とかいうのが幾つかある。ああいうのがあの交差点のところにあれば、こちらというふうにあるといいのですけれども、何らかの形で、そういう鍋ヶ滝というのが方面がわかるような部分を御意見ということで承って、検討していきたいと思っております。

2番（大塚英博君） じゃあ、お願いしまして、もうひとつは平成27年度の九州経済調査協会が小国町町内における観光資源というのを調査しまして、報告があったと思いますが、このことについて情報課のほうでどういうふうになったのか、もした単なる調査というものが目的だったのか、それともあくまで調査は手段だったのか。手段ならば、今後それをどのような開発をしていく、どのような方向に持っていくという考え方があるかどうか、この点について質問したいと思います。

情報課長（佐々木忠生君） 確かに平成27年度に地方創生の地方先行型の交付金を活用いたしまして、五つの滝と旧国鉄宮原線の菅迫橋梁の調査を行っております。これはやはり先ほど議員からもありましたけれども、周遊させるような観光資源を鍋ヶ滝以外にも今後見つけていこうと、整備していこうというようところで調査をさせていただいております。その中でやはりどのポイントもなかなかいくまでの道筋がちょっと厳しいということで、ハード整備、そこまで行く道をつくるとか、車を止める場所をつくるとか、そういう課題もございました。それからそのポイントがわかりづらいということで、やはり今度観光ガイドたるものを養成しなくてはいけないのではないかなというような課題もございました。観光関連につきましては人材不足というのも言われている中で、ガイドの育成が難しいということであれば、やはり今度はスマートフォンなど

でいけるような、そういうアプリの開発等というのも一緒に考えたらどうだというような調査結果も出ております。そういう中で、やっぱり財政上の理由等もございませけれども、今現在のところ町としては、重要な観光資源という認識はありますけれども、今のところまだ具体的に進んではないというふうな状況でございます。今後につきましても、何とか点ではなくて線でとらえられるように、そういう資源を有効に生かせるような計画を今後も進めていきたいと考えております。

2番（大塚英博君） 今情報課長が交付金と言いましたけれども、その中に地域住民の生活緊急支援金というものが含まれたと思います。そのことは今から先観光開発を、資源開発をする中で絶対地域住民の協力がなければ観光開発というのは非常に難しいのではないかと。そういう面においての交付金という中に、要するにそこで生活している人たちの緊急支援金、私はこれが本当にただ調査だけでそれに投入されたとすれば、私は本来ならばこの調査の中に鍋ヶ滝がございました。この鍋ヶ滝において、地域住民がどれだけ交通の渋滞において迷惑を掛けたかということに対する支援金と同じではないかと。本当にその使い方においては正当性があったのかどうか。ここで決算をしたあとのこととでございますので、私はこのところは十分に考えていただきたいし、またこれからそういう観光開発をする場合においては、いかに地域住民の方に恩恵がある仕組みをつくってあげられるか、これも十分検討しなければ、私は観光開発というものは資源開発はできないのではないかと考えております。その件について、意見を伺いたいと思います。

町長（北里耕亮君） すみません、大変御意見の部分で私どもの把握不足でありますけれども、よければもう一度お願いを申し上げたいと思います。

2番（大塚英博君） 地域の住民の生活のための緊急支援金です。情報課長の資料の中に入っていると思います。

議長（渡邊誠次君） それでは、暫時休憩をいたします。

（午後3時43分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時46分）

政策課長（清高泰広君） ただいまの地方創生の交付金、地方創生先行型と言われるものですが、これはちょうど経済対策も含めての交付金でございました。そういった意味で地域活性化と点が打ってあって、地域住民生活等緊急支援交付金というようになっています。この前半の地域活性化の部分がいわゆる地方創生の総合戦略と先行型の事業を行う。後半の地域住民生活緊急支援事業というのは、いわゆるプレミアム商品券を当時出しましたが、その部分を指しているものでございますので、今回情報課で使った交付金はあくまでも観光資源の開発のための交付金として使わせてもらっております。

2番（大塚英博君） なるほど、わかりました。しかし、ともあれ今さっき言ったようなやっぱり

鍋ヶ滝で収入を得て、そしてそれが何らかの形で地域住民のほうに恩典があることは、私は絶対必要なことではなかろうか。これから観光開発をする中でも、これは協力している団体に対して、またその地域に対して、やっぱりその分をお返しするという事になれば、私は地域の方たちに本当にこれを開発してよかったという、本当に道路の整備にしてもいろんな面で協力が得られるのではなかろうかと私は考えております。

それでは次の質問に移りたいと思います。二つ目は地域おこし協力隊制度の町の取り組みについてでございます。町は地域協力隊制度というものを何の目的で取り上げるのか、またそれと同時にもしそれに対してどのような町にしていきたいのかということ、そしてそのためにどのような人材が必要なのか。そして採用した人材をどの地域に、どの場所に、どのタイミングで、どのような活用を担わせるか。私はこれは大変なマネジメントだったと思いますが、このことについて見解をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） まず地域おこし協力隊という仕組みを、御案内のとおりであるとは思いますが、改めて。これは総務省が行う事業を小国町は取り入れているわけですが、今の現状とか人数とか、わかる範囲でお伝えしたいと思います。もちろん目的を持って、この事業を取り入れているわけですが、財源的にも一定の有利さがありまして、その人件費の裏財源というのは特別交付税で入ってきます。財源だけの話ではありませんけれども、様々な目的のためにこの事業に取り組んでおりますが、まずはその仕組みを改めてでございますが、政策課長から答弁をいたさせます。

政策課長（清高泰広君） 地域おこし協力隊について、ちょっと説明させていただきます。先ほど町長が言いましたように、これは平成21年度から総務省が支援している事業でございます。定義としましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱、隊員は一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みということでございます。

総務省の支援としましては、先ほど言いましたように特別交付税によりまして一人当たり年間上限400万円まで特別交付税の対象にするということになっております。その経費は地域おこし協力隊の生活から活動に関するいろんな経費に充てることができます。小国町も平成26年からこれまでに6の方に地域おこし協力隊として委嘱をしました。そのうちお二人はちょっと個人的な都合がありまして、任期途中で辞められて町外に転出されております。現在4名の方が政策課のほうに所属しまして、そこからいろんな地域活動をしていただいております。

目的としましては、最終目的は先ほど総務省にあるように、その地域への定住・定着を図るということで、地域おこし協力隊は概ね3年の任期期間がございます。それ以降はそのまま小国で

仕事を見つけ、仕事をつくり、そして定着してもらうことを目的として働いておりますが、期間中はいわゆる地方創生の総合戦略に基づいたいろいろな仕事をやっていただきたいということで、現在今いる4人のうち二人は移住定住の相談窓口のサポーターとして、もう一人は観光地でいろいろな観光地とか、観光PRのためのいろいろな活動をしております。もう一人は地域の産品づくりということで、いろいろなデザイン的な能力も高い人ですので、そういったデザイン的なことをお願いして活動してもらっているところでございます。

以上でございます。

2番（大塚英博君） 地域協力隊制度というのは、人口減少とか高齢化等の振興が非常に著しい地域において地域外から積極的に人材を投入し、そしてその地域の協力活動や経済活動に参加をしていただき、そして定住・定着をしていただいて、それから都会のそういった住民に対するニーズに応えることが、地域のこれからの維持と強化のためになるという制度だと私は考えております。それはそういう中で今近年その制度を利用して、いろいろな市町村がどんどん地域おこし協力隊制度を利用して人数を増やしておりますが、ひとつ心配なのは、本来は行政の中でやるべき仕事を、そういう人に臨時の雇いみたいな形でお願いをして、期限が来たら「はい、さようなら」という、本来の目的である定住という目的で採用したそれから遠く離れてしまっているような地方自治体があるということをよく聞きます。その中でその素晴らしい人材が自分の能力というものを発揮し、そして専門的な技術がその中で投入されたかどうかは、私はそれがなければ全く地域おこし協力隊を入れた意味がないし、またその方が自立して3年後に小国町に定住して、自分の生活というものを築いていこうという思いをそこで切ってしまうことになって、私は一番心配なのは、その方々が小国に定着したあとのフォロー、どういうふうな生活をしていくのかというフォローも大事な点ではなかろうかと考えます。その点において、今までこれからも入りますけれども、その点において本当に町に根づいて、そしてその技術というものが町に生かされて、そして町が活性化に役に立つと。ただ単なるその人の考え方を上の行政のほうから「これは駄目ですよ。これはしてはならないですよ」というふうに上から押さえつけではなく、その意思が本当に尊重される仕組みというものを、そちらのほうに行政がつくっているかどうかをお尋ねしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 確かに現在の地域おこし協力隊の中では、そういった行政が委嘱したけれども、なかなかうまく行政と協力隊の間での意思疎通ができずに、単なる行政の下働きではないかというふうなことを感じて、失意を持って協力隊を離れていく人の話をよく聞きます。小国の場合ですが、まずは春先、1月や2月に特にネットを通じてですが、募集を掛けます。募集を掛けて応募された方の中から面接をやります。やはりそのときの一番重要なことは、やっぱりこのあと小国にそのまま移住して頑張る気があるかどうかというところは、一番まず最初の面接の重要な事項です。その次はやはりせっかく来ていただける人材ですので、その人材の方が役場

の中で実力が発揮できるような、そういったポジションもこちらから提示しますし、そういったスキルがあるかということも十分に吟味させていただいて、それまでの経歴とかそういったことまで含めて、今後もずっと小国で活躍できるような人材かどうかということのも一応判断の材料とさせていただきます。それとあとできれば3年間で自分で仕事を見つける。あるいは自分で仕事をつくりあげていくようないろんな体験を、3年間の中で体験できるような部署にぜひ座っていただいて、活躍していただきたいなと思っております。

以上です。

2番(大塚英博君) これは先ほど言いましたけれども、これは本当言うとマネジメントなのです。私は町長にお尋ねですけれども、明確なビジョンというものを持っているかどうか、私はそこを聞きたいと思います。

町長(北里耕亮君) 先ほどの課長からの答弁のように、移住定住の業務に赴かせるために専門性を持った、またそういう業務に長けている人をその業務に赴かせております。結果も非常に出しております、年間で20数名というそういう部分で、木魂館と役場との両方の連携において、移住定住の業務に赴いていただいております。またデザインをされている方も一人いるということでお伝えしましたが、その方においてもジャージーのデザインなども、ジャージーパックのデザインなどもしていただくような業務もありまして、ほか映像関係とかそういう部分のいろんなデザイン、そういう部分も業務していただいております。また観光という部分にも一人赴いていただきまして、両温泉地、観光地それぞれありますが、その現場に赴いてその方々との触れ合いの中から、いろんなイベントや行事の中から新しいアイデアを出していただいて、そういう部分でもあります。そういう明確な観光、移住定住、デザイン、そういう部分もあります。非常に結果が出ておりますので、また推移を見守っていただければありがたいというふうに思っております。

2番(大塚英博君) 名のとおり地域おこし、それこそ地域おこし協力隊なのです。そういうふうな思いで、これからはその人たちが十分小国町で自分の力というものを発揮して、その地域が変わっていくような、そういうふうな取り組みをしていただきたいと思います。

それでは3点目の道の復旧についてでございます。この里道というものが、私はちょっとわからないのですけれども、町道はわかります。しかし、足元道路というものもわかりますけれども、この里道というものでございます。この里道というものが、例えば災害で壊れた場合においては、道は残っても持ち主が違う土地の上にあるにおいて、生活道路としてその道が頻繁にやっぱり活用されている中で、私はこういうふうな足元道路であったりそういうふうな道は、私は町内の中には多分あると思います。そういう中で、そのままの状態では復旧ができないままになっているところもたくさんあるのではなかろうかと思っております。それは何が原因なのかと。

足元道路というのは、条例規集の中にありますけれども、足元道路の補修の材料費支給要綱と

このを見れば、それに対してその負担はわかりますけれども、この里道というものの負担というものは書いておりません。そういう中で、やっぱり補助金ありきで復旧ができる場合と、そうでない補助金がなければ復旧ができない場合というのがあります。私は町は本当にその道路がそのために、それがなければ安全な生活ができない。それほど脅かしているものだったら、私はそういうふうな規定というものは外してでも、いろんな中に町長がその限りではないという条項が必ず入っております。これは町長に言うのは、町民から選ばれた町長でございますので、町長がその限りではないということをひとつ入れればそれはできる話でございます。できるだけそういうことはしたくないというのはわかる。しかし、それが何十年もそういう状況で放置された場所で、その生活に不安、そういうふうなものに支障を来す。道路であれば私は特例ではないけれども、そういうものを上げていただいて、それに対しては町が地震災害と一緒に考えのよう、やっぱりそれに対しては対応をしてもいいのではないかなと考えますが、どういふ見解をお聞きいたします。

総務課長（松岡勝也君） 里道についてということでございます。里道というふうに書きますけれども、通常行政用語でいきますと法定外公共物というふうな形になりまして、通常は道路・河川などを道路法・河川法等で管理いたしております。それ以外に準用を受けていないものを法定外公共物ということで、里道又は水路がそれに該当いたしております。以前は国の管理で国の所有でございましたけれども、平成17年に県のほうから市町村のほうに無償譲渡を受けております。そういった中で、維持管理につきましては、財産管理と一応機能管理というような管理の方法が分かれておまして、通常は境界の確定・確認の作業と、用途がなくなったら用途の廃止とか払い下げとか、そういったのが県から無償譲渡で引き継がれた業務となっております。

今回御質問は、その里道が壊れているというところで、どういふふうな対応があるかということであろうと思います。通常は里道と農道がかぶったところが大半であろうかと思っております。そういった場合は、受益者からの申請で農道の災害という形で復旧は進められますが、そういった受益が不透明、大多数の方がおられる慣習的な道路ということの足元道路、里道であろうと思います。先ほど言われましたように、そういったところをカバーするために、小国町の足元道路維持補修原材料支給要綱というのがございまして、材料につきましては上限を定めておまして、その部分につきましては材料を支給して、地元の使われている方、利用されている方で補修等を行っているというのが現状であります。あくまでも申請の方が明確にやった上で、そういった利用者の中でそういった維持管理、補修を行うということが、今の現状の里道の管理状況であります。

2番（大塚英博君） 先ほど言いましたように、足元道路でもない、里道でもない、それは生活道路であると同時に、それは不特定多数が利用する道路として位置づけた場合は、私はその限りではないと思うのでございますが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 不特定の方が利用しているところが里道であり、足元道路というのが現

状で、集落内でも里道でありながら集落の中を通っている道ですね、町道ではなく、しかし字図に載っている里道というのが足元道路というところで、何か支援の策がないかということで、町がつくったのが足元道路の補修、原材料の支給という形が、これは建設課のほうで取り扱っておりますけれども、それが一番現在そういった足元舗装関係についての対応になっていきますので、これを町のほうで何かするという、補助をつけてするというような形は対応は今ございません。ですので、どうしても利用している方がそれを申請していただいて、利用している方で復旧をしていくというのが現状の今の対応・支援策といたしますか、それが今あるところでございます。ですので、先ほども申しましたように、里道が農道であった場合、受益者がある程度災害復旧等の要綱に合えば農道の災害復旧という形になりますけれども、そういった受益者がいない場合の通常の集落の中の里道であれば、材料支給というのが一番該当する支援策ではないかなと思っております。

2番（大塚英博君） 今、場所ということで私が言いますと、昔の産交バスの営業所があったところからちょっとしばらく行きますと、バイパスに抜ける細い道がございます。そのバイパスのところには住宅がたくさん出まして、そこから学生たちは通学路としてそこを通るわけです。これは8年前ぐらいからそのままの状態になっていまして、最近の地震の影響で少し崩れた状況でございますけれども、その土地は要するに人の土地が半分入っているもので、道の部分については里道になりますけれども、横の越えた部分については人の土地ということで難しいのではないかと。しかし、そういうところというのは、その人が自分で復旧工事をするかといったら多分できないでしょう。また地元住民がそれに対して、周りの人たちが協力してそれをつくってしまおうと言っても、これは自分のところで関係ないことに対してどれだけの住民を集めていいかわからない。それよりかむしろ利用者の方たちがたくさんそこを利用するわけですから、それはもちろんその住宅の人たちだけではなくて利用者の方たちのための権利の道として考えれば、これはほとんど言うに公道に等しいのではないかと。町道に払い下げてもらって、町道にするということに対しては幅員が足りない。そういう非常に難しい場面があります。この点については現場を確認して、そしてそれに対応してどういうふうにしてやればいいのかということについては私は大事な点ではないかなと思う。ただ形だけで「駄目ですよ、駄目ですよ」ということになってしまうと、それは結局は地域住民の安心・安全の生活というものが私は定住という中から崩れてしまったら何にもならないし、移住定住を呼び掛けている中で、地元のほうがそういう中から恩恵というか、そうすることがあれば私はいいのではなかろうかと考えますけれども、もちろん里道ではなく、農道としても、農道という考え方もございます。しかし、農道は災害復旧というものがあつたときにはできるのだけれども、要するに災害がなければそのままの状態ですということになれば、これはこのままずっといくと思います。ここのところの非常に難しい見解においては、私は先ほど言ったように町長が判断するその限りではないという条項を私は受けてもいいのではないかと考えます

けれども、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 私は現場のほうも見まして、地域の行政部長とも話をしております。ちょっと里道がありまして、その横が個人の土地があって、その個人土地が実際は少し下がっているというような現状です。ですから道路自体は極端には歩いていけないような状況ではないですが、舗装の横の個人の法面が少し下がっているというような状況で、法面に木が生えてその下には水路があるということで、歩く人がすぐ落ちるというような状況ではありませんで、今はカラーコーンがちょっとしてあるというような状況ですので、舗装の現在の支給をする形と一緒に土羽を復旧するという工事を材料支給という形がありますので、そこをうまく使って足元道路の原材料支給と併せて、何か土羽の復旧をしたらどうかなというふうに思っております。ですので、これを補助ですというのは足元道路及び里道としては、補助の形はちょっと農災の受益者戸数とかその要件を満たせば別ですけども。それを足元道路要項からどうにかできないのかなと。これは建設課のほうにまた御相談していったらどうかなと。今現在、考えられるのは。

2番（大塚英博君） その点においては十分検討して、いい方向に持って行っていただきたいと思えます。これですべての三つの質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） それでは、予定していた6人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日16日金曜日は5名、時松唯一議員、穴見まち子議員、時松昭弘議員、穴井帝史議員、松本明雄議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

（午後4時14分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（10番）

第 3 日

平成29年第2回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 平成28年 6月16日(金)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 6月16日 午前10時00分

1. 閉 会 平成29年 6月16日 午後 2時51分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐 々 木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 6. 16)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、6月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問2日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、時松唯一議員、穴見まち子議員、時松昭弘議員、穴井帝史議員、松本明雄議員となっております。よろしくお願ひ申し上げます。

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。通告に従い、一般質問をいたします。

まず平成29年4月10日の国立社会保障・人口問題研究所が新たな人口推計を公表いたしました。前回からややペースは穏やかになったものの、日本が急激な人口減少と超高齢社会を迎えることに変わりはない。市場が縮小し担い手が減少していく中で、自治体はどう持続可能な循環型の地域経済をつくっていくかが問われるというものが掲載されておりました。そこで当小国町でまずは人口統計からお伺いいたしますが、まず世帯数が昭和29年の1月1日付けで3千96世帯、男性が3千511人、女性が3千909人、合計の7千420人とあります。それで5月の小国の広報を見ますと、男性が3千488人、女性が3千863人、世帯が3千101戸というふうになっております。人口としては、この3カ月間で69人減っております。世帯数は20戸増えております。ここでお尋ねいたします。この3カ月間に人口が減り、世帯数が増えた理由は何であるかお伺いいたします。

政策課長（清高泰広君） 詳しくチェックはしておりませんので推測になりますけれども、多分3月、4月が入っておりますものですから、子どもたちの中で就職とか進学とかで小国町から住民票が出ていった子がかなりいるのではないかと思います。それと逆に異動の時期でございますので、転勤とかそういったもので世帯数が増えたことも考えられますし、家族の分離あたりも考えられます。

6番（時松唯一君） 今の説明に付け加えれば、自然動態それから社会動態とあります。自然動態の中で、やはりお年寄りが多いというところでお亡くなりになる方もたくさんおります。今おっしゃったように、高校を卒業し小国を離れていくという生徒がいるのかなと。あるいは大学を卒業し、小国から離れていくお子さんたちがいるのかなと。これを併せた中で69人の減と、3カ月間で。これは来年度も言えることかと思っておりますけれども、統計的からいきますと、やはり自然動態からいけば出生が51人と。平均ここ数年で平均すれば50人程度を維持しているのかなと。

死亡が120人ほどいらっしゃいます。これも団塊の世代等々がありますけれども、死亡それから転出があります。

出生についてちょっとお伺いしますが、この51人出生しております。この中で出生比率は1.9人前後かとお伺いしますが、そこら付近を計算しますと、一家族でやっぱり2人なのかなと。そうすれば、この大字小国町ですね。大字が5部ありますから、宮原を除いて25世帯程度の方々が子どもさんが生まれていると。こういう状況にあります。こういう状況を打破するために、町長はどのように考えをお持ちですか。お伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 人口減少の事柄であろうというふうに思います。非常に地方創生と言われている中で、国の施策でこういう過疎地域、中山間地域の課題が議員おっしゃるようなやはり人口減少の問題であろうというふうに思います。それを打破するためにということで、何かひとつのポイントだけをすればその課題がクリアできるというものではなくて、いろいろなことを施策をしていかなないとなかなか難しいのではないかなというふうにも思います。その中でさっき政策課長が答弁したような推測の中ではありますけれども、そういう高校を卒業された方がやはり就職のためであったり、進学のためであったり町外に出るという部分から。今度はその方々がいつ人生の選択によって戻ってくるかというそういう部分で、働き場所の確保であったり、又は従来から住んでいる小国町民だけではなくて、小国の魅力を感じ取っていただいて、よそから移ってくると。そういう移ってくる中で、家族の方がまたそのお子さんを生むというような部分のまた努力もしなければなりません。そういうところで、町の中では従来から小国に住んでいらっしゃる方の、3年前でありますけれども、若手農業後継者の中での婚活事業をチャレンジさせていただいたり、平成28年昨年、今年の予定では農業以外の方もそういう出会いの場の提供。また農業経験やいろんな職業の体験の中からそういう婚活というか、その出会いの場からお付き合いの、一緒にやると。そういうことの展開もさせていただいております。ですので、繰り返しになりますが、何かひとつのポイントの事柄を施策をすることで、出生率解消という部分ではなくて、様々ないろいろな部分を幅広く展開することが、人口減少に歯止めを掛けることにはないかなと思っておりますので、小国町はそういう展開を今現在させていただいておりますので、御理解をいただければと思っております。

6番（時松唯一君） まず人口減少に歯止めというのは、歯止めがきければいいのですが、非常に厳しいかなという状況はあります。まずは人口増を考えるとともに、人材の増を考えほうがいいのではなからうかなと。人材の増が、人材資質が今農家、第一次産業もそうですけれども、一生懸命やられている方のノウハウを入れて、人材を育成する。人材の増加も併せてやっていくのが得策ではなからうかなと私は思っております。それから7千420人今いらっしゃる中で、世帯が3千96戸ということは、一世帯がまず2人から3人ということは、多分田舎の都会化しているのかなと。核家族化しているということが言えるのではなからうかなと思います。そういう状

況も担当課のほうはやはりしっかりと調べて、この世帯数は増えて人口は減るところもひとつの問題点があるのかなというふうに思います。

それから社会動態等を見てみますと、転入転出増減を見ますとやはり100人ほどが毎年減っていっていると。これは現状を踏まえますと、自然動態、社会動態どちらも減のほうにいています。歯止めということは、少しでも緩やかにプラスに転じるのはとても厳しいかなと思いますので、先ほど申し上げましたように、人材の増加、質の増加を行って、今一次産業で頑張っている、あるいは観光業界で頑張っている方のノウハウをしっかりと入れて、人材を育成していくとすれば、自ずとその人口減に歯止めが少しはかかるのかなというふうに思っております。その点、町長いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君）　そういう施策をぜひ町としても展開をしていきたいと思っておりますので、議員おっしゃる人材の育成、人材の確保という御意見、非常に参考にさせていただきたいので、これは決して反問権ではありませんけれども、どういう人材の部分かという、少し具体的に御意見を拝聴できれば、そういう施策にまた展開をしていきたいと思っておりますが、少し深掘りをさせていただきたいと思っておりますが、もしよろしければお聞かせいただきたいと思います。

6番（時松唯一君）　現在、上田地区では集約農業ということで、今年から発足してやろうとして頑張っております。ただ集約ということになりますと、そこにはいわゆる機械を動かすオペレーターもいますし、40町歩という草を切る方々の確保もいます。そういう方々の育成、だからそういう育成ができるような人材をやはり確保していくと。確保した中で、そういう新しい人材に教育していくという、そういう方法かなというふうに思います。ですから、これはあくまでも上田の3、4、5部ということで5年計画となっておりますけれども、他の地区もございまして、5年、5年、5年といけば、20年もいたら多分こちらにいらっしゃる方々も次の世代になっているかなというふうな気がしますので、しっかりとそこら付近を今の3、4、5部がやっているようなことをよく考えて、もう1回練り直して小国町として対応していただきたいということで、町長、そういうことで見解をお願いします。

町長（北里耕亮君）　具体的におっしゃっていただいて、ありがとうございます。まさに同じ意見でありまして、その農業の部分の上田3、4、5部の話で、やはり機械に乗っていただくいわゆるオペレーターという人材ではありますが、3、4、5部の組合の方ともお話をさせていただく機会がありますけれども、やっぱり今後の課題といいたまいますか、そういう部分で集積をしても、作り手の部分の育成、それが大変大事であるということも伺っております。若手で親元就農されている方もいらっしゃいますけれども、やはりオペレーターの方の高齢化の問題もありますものですから、あれだけ広い3、4、5部のところでも、そこに実際従事をされる予定者の方の人数が少し少ない、先ほどの話ですが少ないという心配も把握をしております。議員おっしゃるように上田の地域だけでなく、西里であったり、下城であったり、黒淵であったり、やっぱ

り担い手の部分が次の集積に取り組もうというところで、じゃあ大規模によそ様の田を集積してつくる。そういう部分の人財もどういうふうにして今後確保していくかというのも、農業分野でのひとつの町の施策の課題であろうというふうに思います。

町といたしましては新規就農者の親元就農という施策を展開しておりますけれども、農機具の問題であったり、そういう部分がまだこれからの課題かなとも思いますので、このあたりはまた今後の検討課題といいたいまいしょうか、全体的な話にはなりますけれども、そういうふうに次の課題にもなるのかなというふうにも思っております。

6番（時松唯一君） 非常に厳しいのは事実であります。後継者もない中に60代の方がたくさんいらっしゃいます。その中でやっぱり集約営農ということになれば、やはり米のブランド化とか有機栽培とかそういうものが必要になってくるかなというふうに思います。それは私の意見として申し上げておきます。

それでは次に移りますが、まずは観光関係の入込客数これを町長の施政方針、あるいは基本目標、あるいは今度の「まち・ひと・しごと」のビジョンの中で、年間100万人を超すように頑張るのだと。今回は80万人ほどは入込客数はあると聞いております。今後どのようにして、このような100万人達成するように持っていくのか、お伺いです。

町長（北里耕亮君） 昨日も観光関係の質問も出ましたときに答弁をさせていただきましたが、やはりいかにひとは魅力づくりを行っていくかと。今、昨日も申し上げましたとおり、鍋ヶ滝が大変評判もいいというか、皆さん方に気に入っていただいておりますが、その場所だけではやはりいけないというふうに思います。そこを回って、ほかに次にどこ行って、次にどこ行って、そして食事をして、もちろん小国町に泊まっていただいて、翌日はどこに行つてというような部分があれば、非常に町内で経済循環もお金も落とさせていただいてという部分で、経済循環もできるのではないかなというふうにも思います。

その中で入込客数というのは、宿泊者数も含めた入込客数でありますので、いかにPRをしていくか。町の情報課の当初予算の中でも、限られた予算の中ではありますけれども、そういう広告、PR、そういう部分でもさせていただいておりますし、阿蘇においては阿蘇地域振興デザインセンターという組織がありまして、その場所がかなり町村のPRの手助けもさせていただいております。

また県の補助金でありますけれども、ゆめチャレンジというようなところの補助金もあつたり、果敢にチャレンジをさせていただきながら、民間が申請をされる場合もありますけれども、小国町がこんなにいろんなことをやっています、こういうところがありますというのは、やっぱり発信をすることが大事であろうというふうにも思います。

またインバウンド、外国人旅行者、これについては一たび災害があれば、直接数字に響くので、インバウンドだけを頼りにするというのはいささかどうかとも思いますけれども、ただ即効性が

あるにはインバウンド対策をすると。大型観光バスで何台も連なって入ってくるという状況が現実的にありますものですから、そのあたりに対してもホームページの多言語化とか、外国に対しての発信と。そういう部分が大事であろうというふうにも思っております。まだ足りない部分がありますので、また御意見を聞きながら答弁させていただきたいと思っております。

6番(時松唯一君) 同僚議員からも観光については質問がございましたので省略しますが、観光消費額ということで、平成27年度では25億7千万円等の消費額が上がっております。この消費額の積算のやり方、平成27年度までは出ていますけれども、直近の現状がわかれば御報告願います。

情報課長(佐々木忠生君) 観光消費額についてお答えいたします。観光消費額につきましては、宿泊客、日帰り客が1日当たりどれだけその地域内でお金を落としかつというものでございます。平成28年度につきましては、観光統計上では30億2千800万円ほどの観光消費額というような数字になっております。

6番(時松唯一君) 地震もあり、景気が回復しているのかな。観光業界には喜ばしいことではなかろうかなと思います。今後も邁進して一生懸命やっていただきたいと思っております。

次に移ります。町長の「まち・ひと・しごと」の中に、1人当たりの町民年間所得を200万円にするというようなことで掲げております。この町民1人当たりというのは、子どもから大人まで入ったものの計算の仕方なのか、あるいは成人された方々のその人口に関する200万円ということで目標を上げているのか。その200万円を年間計算すればどのくらいになるのか、報告願います。

政策課長(清高泰広君) この町民1人当たりの所得というのは、熊本県の市町村所得推計に出てくる数字でございます。これは熊本県それぞれの町村の町内総生産ということで生産額を計算します。それとまた別にこの数字は直接は関係ないんですけども、今の所得のためには市町村の村民の所得ということで、これは給与とあとは個人の事業者とか企業の利益。あるいは農林課の農林業、商工課とか、個人経営者の収益。それとあとは預金利子とかそういった配当とか、そういったものすべてを合計したものでございます。それを1人当たりということで、赤ちゃんからお年寄りまで全員の人口で割ったものがこの数字として出てきておまして、例えば「まち・ひと・しごと」の総合戦略を立てた年は、これは熊本県の所得推計は3年遅れて出てきます。ですから平成27年のときは平成24年のデータしかございませんので、平成24年のデータでいきますと、総所得額が144億4千500万。これ当時の人口が7千500ぐらいだったと思いますので、それで割りますと1人当たりが189万円、これが一応総合戦略を立てた時の1人当たりの所得額でございます。これを何とか経済の循環とか、あるいは経費を落とすことによって、平均すると200万円まで引き上げていくことはできないだろうかということで、この数字を目標にしているわけでございます。

6 番（時松唯一君） いわゆる数値的の説明はわかるのですが、小国町として現状を考えてみたときに、皆さん御存じのように自主財源が非常に少なくなっていると。5億から6億というそういう中において、何で自主財源が少ないかということになりますと、いわゆる団塊世代が多い、年金生活者が多い、若者が減ったと、そういう中で説明の中の200万円と私が考えている小国町の1人当たりの所得が200万円というのは、かなりのボタンの掛け違いがあるのかなと。ここら付近はしっかり執行部として、私たちも含めてしっかり考えていかなければいけないところではなかろうかと思っております。できることなら200万円以上稼げるような小国町の家計がなれば一番いいのかなというふうに思っていますけれども、なかなか厳しいところはあると思いますので、そこら付近は共同で皆さんと小国町、それから今やっている企業の方々の考えの中で、ぜひ実現してもらいたいと思います。

それでは次に移ります。最後に特別会計の件でお伺いしますけれども、特別会計というものは何で一般会計から独立しているのか。特別会計は特別会計できちんと運営されて当たり前のことだと思うのですが、当たり前のことを聞きますけれども、いかがですか。

町長（北里耕亮君） その資金の流れというか、行政用語でいうと歳入と歳出でありますけれども、それをより明確化するために特別会計があるというふうに思っております。ですので、小国町においては特別会計は農集排の特別会計であったり、国保であったり、介護保険であったり、それぞれ特別会計ございますけれども、坂本善三美術館も特別会計でございますが、そういう部分でより明確化するものというふうに思っております。明確化になったもので、その中での課題が出てきますので、それを今後どうしていくかというのは、また議会の中での議論の話題にもなっていくのかなと思っております。

6 番（時松唯一君） そもそも一般会計から特別会計に赤字を埋めるために特別会計があるわけではないのです。やっぱり特別会計はその中で採算を取れるように特別会計があると私は認識しておりますので、いろんな繰出金が一般会計から出る場合には、そこら付近はきちんと踏まえて予算も組んでいただきたいと思います。原則的に特別会計もありきなのですが、補助金の見直しもやはりやるべきときにきているのかなと思います。補助金というものの認識をどのように思われているか伺います。

町長（北里耕亮君） 補助金という言葉で、補助ということですので、ある団体があればその団体がやっていただいている事業に対して、行政があらゆる公平性であったり、町の産業のここを支援したいとか、ここはやっぱり行政が手助けというような部分での検討の結果、その団体に金額の部分をする。これについては条例というか要綱であって、そういういろいろな決まり事がある中で、審議の上においてそういうことをやっております。その見直しをという御意見がありますが、これは本当に毎年毎年やっている部分でありまして、当初予算を策定する折に、各それぞれの団体の補助金を事業評価であったり、その存在であったり、効果であったり、そうい

う部分を考えながらどうしていくかを決めております。

6 番（時松唯一君） 平たく言えば、多分公益上に必要な場合、いわゆる自治法の 232 条の 2 に出ておりますけれども、公益上に必要な場合に補助金を出すと。今、町長のおっしゃられた中でもその中に入るかと思うのですが、あくまでも公益上に必要なものだと。ただ公益上に必要なものではないものも精査しながらやっぱりやっていると、財政上厳しいのではなかろうかなというふうに思います。それから町長が施政方針の中で、今後小国町の公共施設の老朽化に対する改善等が非常に多いと。その多い中において、財政も厳しいと。財政も厳しい上に公共施設も古くなっている。相対的に考えていかなければいけないような年になっているというふうなことが累々書いてあります。どのように対応していくかという、詳しい建設的な意見をお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） これは今年度の私の狙いというか、目標にひとつさせていただいているのが、やはり小国町は公共施設が多い町でもあります。でもその分類というわけではない。これは私の分類でありますけれども、よく使う部分で生活に密着した、よくそういう利用される部分と特定の観光目的の施設というか、そういう部分であったり、今指定管理を出しているいろいろな施設もあるわけでございますけれども、そういった部分を少し考えさせていただきながら、土地と町有地にあつて他団体が使っている場所もあります。そういう部分について、一覧表にでもさせていただきながら、これを今後どうしていきたいという部分を議会とも相談をしながら、その中には町民の生活に、町民の関わりが深い場所もありますので、そういった部分に影響があるのかなのか、その他団体に移してしまった場合のその維持がしっかりできるかとか、そういう協議や検討をしながら行っていきたいと思っております。ただ場所も多いですし、これは 1 年で全部ができるわけではありませんので、主なところを 2、3 箇所、今年は今年目標として、来年ということで、これは継続的にやっていくべきではないかなというふうにも思っております。そういう今後計画も立てさせていただきながら、そして議会とも相談させていただき、例えば議会運営委員会とか産業委員会とか総務委員会とか、そういうところに相談をさせていただきながらやっていきたいと。今現在はそういうふう考えております。

6 番（時松唯一君） やはり公共機関の老朽化になりますと、1 件当たりが何十億となるかと思えます。何億から何十億とですね。そういうものが目の前に来ているということであれば、こういう計画があれば、速やかにやはり計画プラン等を立てる必要性があるのかなと私は思います。それからそれに伴って小国町の基金は少なくなつて、地方債が多くなつていっていると。こういうことも踏まえて、やはり老朽化施設をやるにはやっぱり地方債、単独債も必要かなと思えます。ただし、その基金の残高が 45 市町村の中で 44 番目ということで、非常に基金が少なくなつていっているのは事実であります。だからその基金あたりは年度末の余った分をまた入れるかと思うのですが、その付近の基金に対する考え方を伺います。

町長（北里耕亮君） 昨日も少し話題になりましたけれども、一定の小国町ぐらの規模になりますと、その指標としては例えば当初予算の金額、その部分、やり繰りの予算の10分の1という部分で、例えば50億円であれば5億円程度のというのはありますけれども、やはり今回の地震、地震は災害の補助金というかそういう部分もありますけれども、単独で緊急的に供用しなければいけない案件が出てくる場合もあります。大きな建築案件とか大きな土木案件とかそういう部分の裏の財源、これを確保するためにはもちろん過疎債とか有利な部分でも取り組んでいきたいと思います、さらにその残りの部分を充てるためにも、ある程度の基金を積んでおかないとなかなか計画も立てられないし、基金がないから事業ができないというような状況にも陥らざるを得ません。ですので、一定の基金額はこれは必ず必要だというのが私の考えであります。

6番（時松唯一君） 今、町長がおっしゃったように、基金が少なくなっているということは、この財政調整基金というのは使い勝手のいい基金でありますから、使用方法というかいわゆる取り扱いについては、非常に便利のいいものだと私も認識しております。だからその基金に対してだからといって取り崩すのではなくて、取り崩す必要性のあるときは取り崩し、また個々の基金は基金としてまた積み立てていくという方法も必要かなというふうに感じております。私はそういうふうに考えておりますが、町長はいかがですか。

町長（北里耕亮君） この財政のやり繰りという部分が、非常に町の施策にとっても大変大事であります。できるだけ蓄えは多いほうがいいし、借入れは少ないほうがいいのではありますけれども、やはりうちの施策として議員が冒頭言いましたような中山間地の課題がたくさんございます。そういう中で、当初予算で議会の承認をいただいて、例えば今年であれば平成29年度スタート。ただ途中においてもやはりこの事業が必要だとか、この場所にこういう課題があるからこれを解消するためにこれが必要だという補正予算の部分も大変多ございます。そういう部分について、必要に応じて取り崩させていただいてと。ただこういう部分についても議会の皆さま方のチェックをいただきながら進めてまいりたいと思いますので、乱暴にあるから法外に取り崩すという考えは持っていませんが、最低限の部分で基本は貯めていきたいと思いますが、事業が必要な部分については、それを利用させていただくという考えのもとでやっていきたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） ぜひそういうふうに、必要なところには必要な財源を充てるというところで、町民のために共同でやっていただければと思います。最後に人口減少には歯止めは非常に厳しいかなと当初申し上げましたが、まずは人口が減った中で共同でやっていくという、執行部も地域も住民もそういう時期に来ているかなと思います。その主導になるのは執行部かと思っておりますので、まず人口減と歯止めが掛からなければ、共同でやっていく方法を見つけ出すべき時に来ているかと思っております。

以上で、質問を終わります。

町長（北里耕亮君） まさにそのとおりであろうというふうに思いますが、やっぱり行政といっても人数にも限りがありますし、先ほどから話題の財政にも限りがございます。住民の方のこの小国に住んでよかった、生まれてよかったと感じていただく中での日頃の生活の中では、集落の絆であったり、そして町を愛していただく、そういう思いがおそらくあるでしょうから、そういう部分で住民の民間活力も十分御支援をいただいて、役場と住民と協力してこの町を良くしていこうという部分を、人口がなかなか少なくなっているという現状の中において、この町の活力であったり、住みやすさであったり、幸せ感という大げさですが、そういうのを維持していくためには、両方でよくなるためにそれぞれで支え合って努力していこうという、そういう思いが必要になるのではないかなというふうにも思っておりますので、御意見としてまた拝聴させていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。10時50分から再開をいたします。

（午前10時41分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

7番（穴見まち子君） 7番です。よろしく願いいたします。

通告に上げてありますふるさと納税返戻品についてということで、質問していきたいと思えます。話によっては、昨日からの観光につなげている部分が多く、先ほど町長も言われましたように鍋ヶ滝だったりいろんなところが出てきて、やっぱり同じような話かなと思うところがありますけれども、よろしく願いしたいと思えます。ふるさと納税の御協力をいただいている方の利用状況といいますか、それは政策課の方にお伺いしたいのですけれども、どうなっているでしょうか。

政策課長（清高泰広君） ふるさと納税額につきましては、直近の3年間をちょっと御報告いたします。平成26年が498件で629万8千555円でございます。平成27年が1千789件で5千706万5千円です。平成28年度が1千594件で5千312万2千円でございます。

7番（穴見まち子君） そのような状況の中で日本全国ありますけれども、どこからの利用の方が多いでしょうか。

政策課長（清高泰広君） 一番多いのは関東甲信越で、これは平成28年度のデータですが、関東甲信越で626件のということで、全体の45%を関東甲信越のほうからいただいております。次に多いのが九州内でございます。

7番（穴見まち子君） その利用してもらっている地域の方のメニュー的には多いのはどのようなものが挙げられるでしょうか。

政策課長（清高泰広君） 小国町の場合、インターネットを通じて、あるいは銀行とか郵便振込とかで、すべて寄附の額に応じてポイントを本人の方にお支払いしております。ポイントをこう

いう返礼品のカタログをつくっておりますものですから、これから選んでいただく形ですべての方がインターネット、若しくはカタログを見ながら商品を選んでいただいております。そういった意味で一番返礼品の内容としては、一番多いのは肉類です。牛肉・豚肉、あるいはハム・ソーセージで、これが平成28年度の場合は1千596件ということで、金額にして1千400万円あまりでございます。2番目が菓子・デザートということで、これは乳製品が多いです。3番目が総菜とか調味料、こういったものがかなりの額を占めております。

7番（穴見まち子君） 多くの方が熊本のこの阿蘇地域の小国に興味を持たれていろいろなことで寄附をいただいていると思いますけれども、私たち返礼する側として今年から1万円に対して5千円が3割というふうになりましたけれども、それに対してこれから先、町としてはどのような感じで送っていこうかなと考えておられますか。

政策課長（清高泰広君） 返礼品に関しましては、送料とか諸経費まで含めると大体寄附額の半分ぐらいの相当になっております。ただ実際の品物としてを計算しますと、寄附額の3割から4割の間ということでございますので、当面のところは今までの水準で返礼品を返すということで考えております。

7番（穴見まち子君） このカタログが小国町のふるさと納税の寄附金のカタログというのが、JTB旅行会社に関わっておりますけれども、その中で旅行をされる割合というのはどのくらいおられますか。

政策課長（清高泰広君） 申し訳ございません。先ほどの返礼品の内容で3番目は味噌・調味料と言いましたが、数的にはそちらが多いのですけれども、もうひとつ旅行クーポン、杖立温泉とかわいた温泉郷が温泉組合・協会が旅行クーポン券も商品として出しております、これが平成28年の場合が123件ということで、金額にして240万円あまりということで、全体の返礼品の中では3番目の位置を占めております。

7番（穴見まち子君） この旅行のクーポン券、利用されてから小国に来られる方というのはやっぱり先ほど町長も言われましたけれども、小国の観光がもしそのクーポン券の中にツアー的なものを組まれて、今は一番有名なのは鍋ヶ滝だったりするのですけれども、やはりほかの美術館だったり北里記念館、そういったところもですね。それから今は町が取り組んでいるバイオマスとか、その体験型のクーポン券的なものを何種類かそこだけではなくて、やっぱりどこに行きたいかというのは、アンケートとか幾つか種類を取って、そんなふうなところを設けてみたらどうかと思いますけれども、町長はその辺に対してどうでしょうかということですので。

町長（北里耕亮君） 現在のところ、先ほど御質問いただいた部分の答弁でのクーポンの内容については、旅館の宿泊代のクーポンということで、ツアーというまでには至っておりません。今後該当する旅行会社、提携している部分との協議にもよりますけれども、先ほど昨日からもありましたが、もちろん杖立温泉やわいた温泉のその旅館だけと、そこからじゃあどこに行って、ここ

にも遊びに行つて、食事をしてというような線をつなぐ、そういう部分をこれかも行政も推進していきたいというふうに思っておりますので、該当する旅行会社のクーポンの中身をツアーというようなことが今後できるかどうかも協議をしてみたいというふうに思っております。

話は少し変わりますがけれども、地震後の観光的な復興というのを狙いに、デザインセンターの助成金を利用して、別の旅行会社ではありますけれども、小国町にモニターツアーをしていただきました。これは福岡の方が地震で疲弊しているという風評被害がこの小国町もありましたものですから、実際に来ていただいて地震の影響はほとんど旅館も全く壊れていないものですから、大丈夫ですね。鍋ヶ滝も見れますね。そういうところに来て、非常に好評を得ております。そういった部分もありますので、ツアーということがそういうのを組めば、非常に評判もおそらくよくなるであろうと思いますので、該当するそういうクーポンを発行している旅行会社と可能であれば協議、相手がいる話でありますから、できるかどうかはあれですけれども、協議をしてみたいというふうに思っております。補足があれば言っていただきたいと思います。よろしいですか。

7番（穴見まち子君） 小国町といえば鍋ヶ滝ですけれども、ほかの北里記念館だったり美術館、いつも町がいろんな面で投資をしておりますけれども、ふるさと納税の活用方法というのがこのカタログの後ろのほうに掲げてあります。それによると1番で、環境モデル都市として地熱とバイオマスを生かした農林業タウンの実現のために活用します。2番目として、未来をつくる子どもたちが健やかにたくましく育つよう、子育てや教育のために役立てます。それから北里柴三郎記念館、坂本善三美術館の運営をはじめ、広く文化の振興のために生かします。それから小国町の自然や風土に根差した農林業や観光業など産業の持続可能な発展に使います。いろいろな面で、町はこれに対してこの順序に沿って、いろんなところをしていると思います。

ごく最近ですけれども、小学3年生が小国探検というのをバス2台で行きました。その行ったところが、木魂館、それから大イチョウ、遊水峡、美術館とか鍋ヶ滝といろんなところに行った、牛乳処理場も多分あったと思います。その中に、うちにも孫がいますけれども、どこが一番よかったねと聞いたら「鍋ヶ滝」と言いました。それを聞いて、「北里柴三郎記念館に行っていなかったね」と聞いたら、全然記憶にないと言うのです。子どもがですね。北里記念館は柴三郎博士が生まれて、偉大な先生を生んだ地域であります。そういうところに対して子どもたちが興味を持ってもらうために、やっぱり町としても何かしてもらえないだろうかというところですね。

それと子どもが先ほど言われました、今年の3月までの出生率が51人、その中の1人にうちもおります。言わなくてもいいのですけれども、必ず生まれたら私たちの子育てのときは半年たって生ワクの投与から始まっていました。最近は子どもが生まれて2カ月の間に最初にヒブワクチン、それから6カ月前後に、前は2種混合から始まり3種混合、今は4種混合で百日咳、破傷風、ポリオ、ジフテリアとあります。その中にこの破傷風、北里先生が生んだこれがしっかりと

生かされております。これに関して北里柴三郎記念館の前年度に100周年記念に参加しましたが、リニューアル的なものはどのようなところが変わったかなというところをお伺いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） ふるさと納税の話題から観光的な話題、それからその中の北里柴三郎記念館の御意見であります。議会の皆さま方も御記憶があるかと思っておりますけれども、北里柴三郎記念館が大リニューアルをさせていただいております。3年前でありましたけれども、3年前のこのリニューアルをしたきっかけが、東京にあります学校法人北里研究所は北里大学と北里研究所を両方併せ持つ組織であります。そちらが東京にあります北里研究所が100周年、それから北里大学が50周年というものの周年事業の一環として、生誕地であります小国町のその記念館をその法人がリニューアルをするのに協力をしようという話題がありました。大変多額の寄附をいただきましてリニューアルができました。当然もともとの北里研究所の監修によってというか、チェックというか中身の大きなリニューアルということで展示品もかなり変えて、小さいお子さまから年配の方までわかりやすいような、そしてスペースは限られておりますので拡張はしておりませんが、見る動線といたしまして非常に見やすくなっております。そしてわかりやすくなっております。また柴三郎博士の生い立ちの中で、いろんな出会いの中から偉業を成し遂げられましたが、コッホ研究所のコッホさんの事柄なんかかなり充実して展示をされているものと思っています。

また北里文庫の中に展示品があるわけがございますけれども、まず北里記念館は3つありまして、北里文庫と貴賓室と生家というのが三つありますが、貴賓室も大変老朽化をして根太あたりが少し腐りというか、そういうのもあつたりしておりました。生家もそういうふうに変老朽化がありました。文庫もそういう老朽化がありましたが、外面的な補強と、そういう部分の維持管理が今後しやすくなるような、そういうハード整備と中身の展示室の一掃という部分で、かなり協力をいただきながらリニューアルをさせていただいたものであります。今後はぜひ町民の皆さんもまだおいでになっていない方は、ぜひおいでいただきたいというふうにも思っています。

小学校3年生のお話ですが、せっかくであればそういう中を見ていただいて、何らかの形で感じ取っていただければと思っておりましたが、従来から例えば人権フェスティバルなんかの寸劇とかお芝居の題材に博士を取り上げていただいたり、いろんな形で学校関係はされているものとは思っておりましたが、教育長のほうからもし補足があればお願いしたいというふうにも思います。

教育長（麻生廣文君） 失礼します。柴三郎先生につきましては、ちょっと年度を忘れましたが、数年前に小国町の様子や自然、それから先人の業績等を取り上げた読み物資料集もできております。ただ少し時間が経過したかなとは思っております。ただこれは使えるかなというふうにも私も赴任して思っていたところがございます。また学校のほうではふるさと学、小国学というのが文

科省の特例で認められておりますので、その中に位置づけて学んで、中学校につながっている状況でございます。ですが、こうした部分が子どもたちの心にもっと残るように、そうした観点から取組の充実というのをさらに図っていくことが必要なと思っております。そのためにはまずは担当する先生方の意識も、これをしっかりまず考えていくこと。それから教材、地域素材をもう一度見直し、あるいはしっかりした取組の推進ということで、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

7番（穴見まち子君） 小国町といえば、必ず最初に北里柴三郎と名前が出てくるように、鍋ケ滝も大事ですけれども、お客としてたくさんの方がおられます。だけどやはり鍋ケ滝、美術館、北里柴三郎記念館とつなげていく観光をやっぱりそれが小国町に行ったらある。小さい子どもさんと町長も言われましたけれども、もう少し子どもたちに現代版風に何かできたらいいかなとは思っておりますけれども、子どもたちのためにやっぱり小さいときからずっと柴三郎博士のことを思っていたらなと思っております。

次に返礼品の中に上げております米が今年から主に上がってきておりますけれども、その薬味のほうにちょっと昨日問い合わせたら、月に大体5万円程度のお米が動いているようで、少ない今だったらちょっと3万前後だと聞きます。やっぱり小国の米を知ってもらうためには、先ほど言いましたふるさとの返礼品のツアーの中に、小国には森林があり木があり、癒しの水だったり自然があり、特に私が住んでいる上のほうの田原地区のほうから高いところからずっと見ると、とても気持ちが癒されるところがたくさんあります。そういうところから小国のおいしい米ができたりしていると思って、小国の宣伝というためにもやっぱりお米は必要だし、そのツアーの中にもお米をしっかりと宣伝をしていただくための策。それから小国は60年前にできたジャージー牛乳と、小国といえば必ず大根等いろいろありますけれども、薬味のほうでもお野菜セットとお米が必ずついて、その値段に応じてされていますけれども、やっぱり今は交通の手段が、やっぱり道がよくなったり、バイパスも良くなったり、基盤整備だったりですね。今は減反整備があって減反の跡地にいろんな野菜ができています。それを今は地域の自分で売ったりという方が、多くの方がおられます。そして新しく椎茸だったり大根の六次産業の加工品として、しっかりと販売しておられる方もおられます。やっぱり自分だけでは資金の面でうまくいかないところはしっかり産業課もお手伝いをしていただいて、その方も特に私の知っておられる方は、その加工品をデパートや婦人会のいろんな出したりと、いろんなところで製品を売って、しっかりと生活をされている方もおられます。やっぱりそれをしていない薬味の方が、返礼品には必ずいろんな野菜を入れておられます。それを買った方はやっぱりおいしいと言っただけ、その言葉だけで作る側は気持ちとして、ああよかったと思うのが一番だと思います。

それで、今年の地方創生の中に薬味が大きくなると聞いておりますけれども、どのようなふう

なことを考えておられますか。ひとつ町長に聞いてみたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず前段のほうの御意見の中で、返礼品の話題が御発言ありまして、この返礼品というものの大きな目的・ねらいが2つあると思います。その返礼品をお返しすることによって、さらに小国町を好きになっていただく、いわゆるPRの効果、小国町はこんなにいい食べ物があったり、商品があったりという部分で知っていただいて、お金だけの御支援がきっかけに「じゃあ、今度は小国に行ってみよう」というようなところになればというふうな部分の狙いもひとつあると思います。またもうひとつの狙いには、その商品をつくるお米だったり肉だったり、調味料だったり、小国の方々がそれぞれかかわっております。そのなりわいをさらにお支えるために、その商品が出ればその事業・産業が活性化するわけでございますので、そういう2つの大きな目的がありますので、今御意見があったようにもっと幅広く何か返礼品でこういうものがないかというのを模索しつつ、またこの放送を見ていただいた方で「私、こういうのをつくっているのだけれど」という部分がまたあれば、問い合わせいただくと。今公募をずっと年度当初にもしておりますので、おっしゃっていただければというふうに思っています。

後段のあとのほうの部分でありますけれども、薬味野菜のほうは今回の議会においても、ゆうステーション周辺整備特別委員会、こういう名称でありますけれども、実は薬味野菜の改築についてもその部分が入っております。これについては3月議会の施政方針の中でも少し述べさせていただきましたが、まだどういう形になるかというのはこれからでございます。手順といたしましては、これから基本構想といたしまして、どういう配置でどれぐらいの大きさで、どういう場所という部分で協議をする。その中で議員の意見を聞いてハード整備はやっていきたいというふうに思います。

あと中身の部分については、今現在、薬味野菜の里出荷協議会という組織がございますので、そういったところとも相談をしながら、当然広くなればものをより多く置かなければなりません。そういうことが出荷協議会の御協力を得て、どういう品物が今後はまたできるのか、野菜だけなのかどうなのかという部分も今後深めていきたいと思っております。ただこれは地方創生関係の事業、拠点整備交付金というのをいただきますので、年度事業でございます。かなりスピードアップをしないと、年度末内には仕上がりできません。ぜひ議会の皆さま方も積極的な御意見をいただいて、あとに反映していきたいというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） 拠点のところというところで、やっぱり小国は農業だったり観光資源です。農業が主体で町は潤っていますけれども、やっぱり観光というのはかなりの重いところがあると思うのです。やっぱり杖立地区、それから岳の湯地区というのはやっぱりどなたが行ってもお湯はとてもいいのです。そう思ったところに、やっぱりその施設の中に観光協会というのはどうだろうかというのをですね。なかなか観光協会が拠点というところがないので、その中にしたらどうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

町長（北里耕亮君） その判断の中の大きな決定するような要因のひとつとしては、まずその団体の方の思いであったり、考えが一番であろうというふうに思います。例えば、観光協会の事務所をどこに置くかというところで、行政がここにしなさいというようなスタイルではなくて、やはり観光協会の事務所としてどこが一番効果があるかとか、そういう部分も考えながら、その団体の方の主旨というか思いを尊重させていただきながら、考えていくべきではないかなというふうに思っておりますので、今後そういう団体の方との協議にもなるかと思えます。この部分については、昨日から質問にもありました観光協会を一本化するという部分の話題にも関係がありますものですから、こういう発言をさせていただきました。

7番（穴見まち子君） 小国をPRする上でも必ず拠点というのが要りますので、それからやっぱりそこに観光協会だけでなく、小国に来たらこれがあるというのを聞きたいですよ。今はメディアがあるからそんなにはないと思いますけれども、やっぱり小国に来てから実際小国の職員の方とか役場の方もそうなんですけれども、声掛け具合と相手の対応の仕方です。小国町の印象というのは大きく変わると思うのです。その辺のそういうところを考えたときに、やっぱりその事務の方だったりいろんな方ですよ。今ゆうステーションが道の駅の全国版の1番です。それは全国に誇れるところだと思うし、やっぱりその辺をつなげて町がどのようなことがアピールできるかというところを商工会の方とかいろんな方と考えたり、男性の意見もそうなんですけれども、どこのところもそうなんですけれども、やはり女性の意見というのは、きめ細かなところがあるので聞いていただきたいと思えます。これで終わります。

町長（北里耕亮君） 観光協会などの拠点という部分でございますが、現在はゆうステーションの2階に案内をするところが、ツーリズム協会の事務局も兼ねているところがございます。これは過去の議会でも話題があっておりまして、階段を上がっていかねばいけません。そこでなかなか上がる方が少ないという部分もありますけれども、私も少し長時間2階にいた、どのぐらい上がってこられるかなど。結構上がってこられるのです。そして深い話をして、地図や冊子を持って帰って、次どこに行こうというようなところである方もおります。現状そういう部分を見ながら、また今後どういうふうにしていくかというのは、繰り返しになりますが団体の方と協議をしていきながらとなるかなと思えます。そういう中でいろいろな御意見を拝聴する男性・女性といろいろとありますけれども、そういう部分いろんな角度から御意見を聞いていきたいと思えますが、まずは特別委員会ができますので、議会の皆さん方の御意見も大事でありますので、いろんな意見をすべて聞くことはできないかもしれませんが、方針の参考にさせていただきたいと思えますので、お願いをしたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をします。11時30分から再開をいたします。

（午前11時25分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

10番(時松昭弘君) 10番、時松昭弘です。今回2項目通告をしてあります。町長に当初申し上げておきますが、この一般質問のことについて一般質問が、これはあくまでも皆さん方一般質問をそれぞれされておりますけれども、この中身について早急に対応していくというような課題も幾つかあるかというふうに思います。そういう中に真摯に受け止めていただいて、前向きな答弁をしていただきたいというふうにまずお願いを申し上げます。最近の答弁等を見ますと、なかなか町長の答弁というのは語尾もはっきりして非常にわかりやすいような答弁もありますけれども、その中身につきましてはこれはまた別問題でありますので、しっかりとそのことを受け止めていただいて、真摯に対応していただきたいというふうに思います。

まず自治体非常勤職員の処遇改善についてということで、質問をさせていただきます。今回地方自治法の改正がなされております。その中において小国町のこの前も質問の中でもありましたけれども、職員の定数が一番多い時で平成12年が169名、これは定数に対して169名という職員数があります。これはまたその後に段々と定数の見直しが行なわれておりますが、平成22年の当初の議会の中で総務省の通達によりまして、議会で議決をしたことがあると思いますが、自治体職員の減ということで、当時定員数が155から125、30名の定員を減らしております。その後に平成23年からまた今現在が131で、職員数が119名ということですが、これに対して非常勤の職員数が総務課で調査をさせていただきましたが、これが46名おられます。プラスパート職員が39名ということで、合計85名の職員が今現在いるということであり、この場合でもパート職員といえども、言うなればフルタイム8時半から5時までの勤務時間という方もおられますし、その前の1時間とか7時間勤務とかいろんな方もおられるわけです。こういったことを受けまして、国も通達と申しますか、今回の法改正にあたりましていろんな試行錯誤をしながら自治法改正を今回なされたわけです。これが今年の5月11日に衆議院の本会議で可決成立をしております。これは賛成多数ということですが、これが3月7日に内閣のほうから法案のこの改正地方自治法公務員法並びに地方自治法の一部改正の法律案ということで、提出番号51番という形で提出をしております。そしてその後に衆議院のほうで4月14日に本院の先議と申しますけれども、言うなれば先に議案を審議するということです。そして参議院の本会議のほうでそれを受けて賛成多数と。そのことを受けまして、衆議院の総務委員会の中で可決成立をしております。そしてなおそれを持ち帰ったのが5月11日が衆議院の本会議で法案成立ということですが、この法律が言うなれば、2020年の4月から施行するということになっています。ということになりますと今から約数年しかありませんが、これは数年来の施行に対する実施日というのが即座にするということではなく、これは自治体に対する当然のことながら財政の絡みが出てまいります。この内容を見てみますと、この法案、地方自治体における臨時・非常勤職員の任用実態が地方公務員法の規定と全然違ふと。その要件を厳格化して、増大した非

常勤職員の受皿として、新たに期限付任用である会計年度任用制度を申請し、地方自治法改正において非常勤職員への給与・手当の給付を可能とするものであるということで、この法案の趣旨説明がっております。

まず第一に、今現在職員の定数は小国町が131で実際は119名ですけれども、この職員数からパート・非常勤を合わせますと、比率が何と71%になっています。それだけ職員の仕事の量も増えてきたのではないかというふうに思います。この要因というのは、いわゆる地方分権改革、いわゆる機関委任事務とか、あるいは県が仕事をしていた分が町村に回ってくるというような形で、実際の職員の仕事の多様化といいますが、非常に幾つもの問題が抱えてきております。そういう中に人口がだんだん減ってくる。また職員数の定数を増やして正職員とすることになりますと、財源措置の問題等も絡みがあってまいります。今回こういったことを、まずはこの法律に沿った形で処遇改善の見直しを町長に執り行う気持ちがあるのか。また通達等のマニュアル等が自治体の所掌に対応してもらうために、夏までにマニュアルを総務省のほうは作成して助言をするということを一応決定をしております。このことについて町長の考え方をまずお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず現状をお話しさせていただきながら、今後の方針といいたまいますか、私の考えを述べさせていただきたいというふうに思います。現状といたしましては、議員本当におっしゃるとおりでありまして、集中改革プラン時代から、平成12年、13年ぐらいから小国町職員の定数も段階的に減ってきておりますが、定数というのがアッパーというその最大の部分です。条例で職員定数と定めたら、その定数を超えてはならないわけございまして、169人の時代がありましたら169人という時代もありました。今現在は先ほどからお話があるように、現在131であります。実数は119人でございます。これについてはなぜ減ってきたかというのは、行政改革等の質問も昨日ありましたけれども、いろいろな角度から見直しをしまして、こうなっております。ただ仕事は少しわかりやすい言葉で言うと、仕事は増えております。そういう中で多様化する業務をするために正職員だけでは足りない部分もございまして、非常勤職員の先ほど言った人数、それから臨時職員の人数、そういう部分で運営をさせていただいております。こういう実態がある中で、国が言うのは非常勤職員であったり、臨時職員であったり、常態化しているのではないかと。毎年毎年、2年も3年もお勤めいただいている臨時職員も実際いらっしゃいます。そういう職員は業務に慣れておりますので、責任はもちろん正職員にありますけれども、お手伝いという部分でその方がいなくなると非常に、例えば税の関係とか確定申告のお手伝いとか、様々いろいろあるわけございまして、実際的にはその方がいないとなかなか業務が達成できない、そういう現実もあります。そういう中で、じゃあその方を正職員に、待遇を良くしてという、その部分が定数にカウントされるかどうかというのが、ちょっとすみません、私がまだ把握ができておりませんのでわかりませんが、そういう部分でこの非常勤とか臨時を国

の地方自治法の改正の部分で変化があるのは、非常に私としては戸惑いがちょっとあります。ただそういう部分の上で法律で決まっていく部分に対しては、やはり合わせていかなければなりませんので、相当検討が必要かと思っております。答弁といたしましては、まだこれからということとでちょっと考えがまとまっておりませんので、ちょっと総務課長に答弁をよろしいでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今、町長からお話がありましたように、定数につきましては一番多い時期で平成12年ということで169名、今現在が職員数ですね、169から119名ということで17年で50名の職員が減っているというような実態数でございます。そうした中に非常勤がやはり働くことによって、正職員の業務をカバーしているのは実態でございます。こうした中で、今後御質問がありましたように自治法が改正されて、平成32年4月以降にはそういったボーナスの手当をするという方向が示されたということでございます。そういったことによって、今後定数ももちろんですが、非常勤のこれから先の人数又は取り扱いについてどうしていくか。特に一番非常勤のウエイトが多いのはやはり保育園又は学校関係ということでございます。そうしたところで今後生徒数も減ってくる、そういったところとも関連してくるかと思えますけれども、やはりそれは職務の改善という形では国の支援に基づいて方針を固めていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

町長（北里耕亮君） すみません、正確に課長は把握していると思いますが、私の部分の自治法の改正の部分の詳細にちょっと把握ができていなかったことでありますけれども、非常勤職員の賃金のプラスの部分とかそういった部分については、その法律に従っていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 今、町長が法に従ってというようにお話がありました。これは平成22年4月から施行するという形で法案が可決しております。その中において今後の取組というのが、非常勤職員というのが地方行政の重要な担い手という形でありまして、今回の法改正というのは改正法案をもって任用の適正化、処遇の改善に向けてやりなさいと、その趣旨を理解してください。このことはまだ通達は来ているかどうかわかりませんが、自治体に法の趣旨に沿った対応をしてもらうためにマニュアル作成をするということですから、マニュアル作成が近々来ると思います。その来たことを受けて、その中身をやっぱり熟読をしていただいて、この小国町の対応はどうしていくのかということをもっと検討する必要があるというふうに思います。それに伴いまして、このいろいろ中身の調査をしました中では、ここに処遇改善にとって一番重要なものは財源なのです。必要な財源措置に関しては自治体の対応を調査して、実態を踏まえて必要な行政サービスを提供しながら、当然今までのサービスでやるということです。安定的な財政運営を行っていくように、地方自治体が自由に使える一般財源の掌握を確保していくということになります。ということになりますと、今、毎月監査報告等をいただいております。非常に特に基金の収支状況というのが毎月いただきますが、これが非常に毎月変動があるのはこれはやむを得ない

と思いますが、今の中にこれをおきますと、これは職員の退職金の積立金というのが大体今9千300万円ほど4月の段階であります。財調基金におきましては4月の段階で5億1千800万円ということで、非常に財調基金も増やしていかなければならない。いろんな特に国保の問題、介護保険の問題、いろんな形で財源が特別会計のほうにやっぱり繰り出しをしなければならぬような状況も今現在あるわけです。

それといろいろ諸々を考えてみたときに、こういった新しい法律ができてきたとき、今の財源というものを本当に真剣に先ほどから補助金の話等も出ておりますが、本当に必要な補助金というのは必要な補助金で当然出していくべきであろうと思いますが、町民の方たちにも自分たちの財源の中身というのをしっかりと啓蒙・啓発をしていただいて、そしてやっぱり町民にも理解をしていただくということも、今後必要ではないかというふうに思います。そしてやっぱり地方自治の本旨であります地方自治法の中にある住民サービスということに徹底していくと。今回の場合でも、また次の2項目の質問等にも出てきますけれども、本当に今後町の在り方というのを考えて、暮らしを守る、そして命も守っていくというような状況をやっぱり自治体が真剣に考える時期に今来ているというふうに思います。そういう中におきまして、これが通達が来た段階ではあと年数がありませんが、この準備期間というのがあるかと思えます。そうしたときには、これは当然条例改正をしなければなりません。条例改正をして各自治体の取組を財源確保の問題とか、そして公共サービスができるような体制をするということも考えておく必要があると思えます。このことについて、今後こういうふうな通達等を受けた段階で、町長がどのような形で進め方をしていきたいのかお尋ねをしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 時松議員のほうがお詳しいというような部分も感じ取られましたけれども、先ほど計画を立てると、この非常勤の処遇改善の部分についても、この自治法改正についてはそういう計画をという話題も議員の御意見の中からありました。こちらもそういう手順というか、着地点に向かってどういうふうに進めなければいけないか、何か課題があるのかなのか、人数もあって、そういう部分ということが小国町には小国町の状況がありますので、そこをしっかりと考えながら行ってまいりたいというふうにも思っています。

総務課長（松岡勝也君） 今後国のほうからまだ通達はまいっておりませんが、来た場合にはやはり県のほう、全国的な流れになってきます。こうした中でやはり定数等も今後考えていかなければならないと思っております。一番は先ほど議員がおっしゃるように財源の問題でございます。財源をどうするか、国・県がどういった手当等があるかないかということも考えながら、またいろんな施設関係におきましては、公共施設の集約化等もあります。そういったところで、最終的には人件費を削減していく方向と平行して、財源確保に努めていくということになるかと思っておりますので、マニュアル等を作成する上ではそういったところを考慮して考えていきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。

この法律ができる前に国の現政権ですけれども、この働き方改革ということの見直し、このことがこの法律案を内閣が提出した理由になっております。この働き方改革というのを見てみますと、いわゆる同じ仕事を勤務時間が8時半からですか。そして1日やれば、これは同じ仕事を、完全に同じ仕事とはならない部分がありますけれども、補助的な仕事をしたときにはやっぱり同一労働と、また同一賃金という形で、国もこのことについて政府のほうも打ち出しております。こういった形、格差是正ということがありますが、正職員と正職員ではない方、非常勤職員の方、この待遇改善というのが今回の大きな法案の目的であるというふうに思いますが、これはどこの自治体もこの法律ができたことによって特に財源の豊かな町村の場合は、確かにいいと思いますけれども、これはこの中にありますように自治体が各自治体に適用した形ですというような内容も載っております。ですから言うなれば、中身につきましては一般の非常勤としてフルタイムで働く人、これは退職金を出さないとか、あるいは中にはボーナスを出さないとかいうことまで中身が出てきています。このことを考えたときには、非常に前もって条例改正をするなり、町としてのひとつの基本的な考え方、これを準備しておかなければ、2020年4月からに運用開始にあたっては間に合わない。そうした場合は、いわゆるそういった国からのいろんな指摘等もあろうかというふうに思います。そういうことのないようにやっぱりしていただきたいと思っております。

この問題につきまして、最後に総務省の高市総務大臣、今現在ですけれども、は任用根拠の見直しにあたって、常勤職員と同様の業務を行う職が存在するということが明らかになった場合です。臨時非常勤職員制度ではなく、常勤職員や任用付職員の活用について検討することが必要だということを言っております。正職員としての任用をすることも自治体の判断で可能であることを示して、その趣旨についてマニュアルを記載をして、各地方公共団体に助言をすると答弁をしております。総務省は勤務経験を考慮して、この中で特別選考を実施するというのもこの中には入っております。今非常勤、あるいはパート職員の話は今申し上げましたが、小国町の中でもここ数年を考えてみますと、今現在の課長方が相当退職者が出ます。そういったことを考えた時、小国町は再任用の条例もあります。このことも含めて、今60歳定年をしましてもまだまだ元気で働ける職員の方もおられると思います。本人のあくまでも希望ですけれども、こういったことも含めて、今回法改正につきまして、町長のほうからそのことも含めて検討していただきたいというふうに思います。そのことにつきまして、町長の答弁をお願いします。

町長（北里耕亮君） まず法改正に伴いまして、先ほど答弁のとおり計画を作りながら、その国や県の主導の下に着地点といたしまししょうか、その期限がありますのでそれまでに当然、先ほど御意見がありましたように条例改正もありますので、議会の皆さま方の御意見も聞かなければなりません。しっかりやっていきたいというふうにも思っておりますし、また同じ労働の話はされ

ました。その統一労働という部分についての今後の立場の見直しという部分については、すぐさまこの小さい町で、非常勤職員が同じ仕事をして同じ労働時間ですから、すぐ正職員にというのは相当検討は必要であろうとは思いますが、じゃあ業務の見直しをするのか、はたまた先ほど御意見がありましたように、昨日もありましたが退職者の方に、これは申請方式ではありますけれども御理解をいただいて、またさらに退職後も業務に仕事に小国町役場に赴いていただくという部分もぜひ進めていきたいというふうに思います。業務上もやはり長年この役場職員として培った経験をまた即座に即戦力になりますものですから、いろんな課題や業務を知っておりますので、ぜひそのあたりは私としても進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。午後は引き続き時松昭弘議員の一般質問を1時から始めます。

（午前11時56分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

10番（時松昭弘君）　じゃあ続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。今回質問の内容が梅雨時期の防災対策ということで通告をいたしております。先般、6月1日に町のほうで防災会議がありました。その中で新しいマニュアルの見直しをしております。この中の検証項目というのがありますが、被災者の生活の支援というのが第1番目、被災者の住まいの確保、3番目が自助共助による対応と、4番目が施設と設備等の耐火性と復旧対策、業務継続と再開対策ということです。またこの本年度の主な取組というのが、復興計画の策定というのがあります。そして2番目には復興基金の活用というのがここにあります。また防災マップの作成ということで、新しい防災計画の見直しの概要が示されているわけです。非常に梅雨時期を迎えまして、今空梅雨で雨があんまり降っていませんけれども、これから先突発的に大雨が降る、あるいは昨年の地震の影響で山腹崩壊等の亀裂が幾つも発生をしております。その中にもし雨が染み込んだらというようなことで、やっぱり非常に心配をする箇所も何箇所もあるわけです。今回私も実際現場にも行ってまいりましたが、小国町の中でも相当数の山腹崩壊等が今見受けられます。その中において、地震によって崩壊が起きてその近くに人家があると。人家があつて、非常に危険性が及ぶというような箇所があるわけです。

今回この質問をするにあたりまして、この宮原地区の中に城山大神宮というのがございます。ここは言うなれば、お伊勢さまとかいうことでございますが、現場の状況を見ますとブルーシートが今かぶっておりますけれども、30センチほどの亀裂が生じていると。おそらくそこには何軒かの人家があります。もちろん城山、学校通りですから通学路ということで子どもたちの通学路あたりにも災害が起きた場合に影響があるのではないかというふうなことも考えられます。

そういうことから先般来、実際この写真もございますが、このいろんな要望がありまして、私

のほうに実は手紙がまいりました。これはどういうことかといいますと、これは西帯田線が林道専用道路という形で、今回森林組合のほうで約1キロ、幅員が約4メートルということで、受益面積が約25町歩ほどあります。いわゆるちょうど帯田から城山のところまでずっと1キロの作業道を入れてまいります。これは地権者の同意も取っておりますし、国の直轄事業の中で組合のほう事業主体となってやるわけですが、このことを林道ができると、もちろんその関係者には城山大神宮の関係者がたくさん地権者の中におられますので、この林道の終点から城山までが約50メートルほどあるわけです。ですから、この1キロについては林業専用道路の国の予算で予算確保もしておりますので、これは近々警察との協議の中、あるいは町の町道の関係もありますので、そういった協議の中において許可が下りればすぐ入札と。入札していわゆる事業を工事を発注ということの段階になっています。ということは、本年度中にこの道路が林業専用道路が、この道路がいわゆる道路の3級林道か。町が管理するのは、今2級ですか。2級ですね。そして今回申請するのが3級林道なんです。3級林道になりますと、幅員とかいろいろ事業が全然変わってきますけれども、この最終点の終点から城山神宮までのいわゆる工事が今度発注しますので、別に一緒に併せた業者の中で抱き合わせて、組合の予算は専用道路の予算はありますけれども、別に町のほうがそこを考えていただいて、その城山の山腹崩壊の修理をしたらどうかというように思います。

これが今回の緊急性が非常に高いわけですが、この中のこれは実際建設課のほうにも再三すべてちょっと読み上げるわけにはいきませんが、地震関連の関係で建設課のほうにも何回となく相談に行っていたと。しかし、その後何もないと。実際これを補助金申請に手を挙げていただければ、自己負担率が50%要するというようなことを、その金額も先に払ってくれというようなことを言われております。このことについても50%、今回の防災計画の中に復興基金の活用というのがありますが、昨年の12月の段階から今年の2月までに、復興に対する特例の申請をすれば国がそれを面倒見ますということ、高森町の首長から私もそういうふうな情報を得ました。そのときには当初松本議員も同席しておりましたが、小国町にもそういったことがあれば調査をして、早急に手を挙げたらどうかというようなことを総務課長にも以前申し上げたことがあります。今回もこのような適用されるかどうかはわかりませんが、非常に緊急性の高い、今回の場合はたまたま前回は林業専用道ができていないような状況でありましたので、今回の場合はいい機会かなというふうに思います。この点について、今後こうした危険箇所についての町長の考え方、またこの城山大神宮のことについての捉え方を町長にお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 昨年の地震のあとに、私も現地まで上っていきました。本当にすぐのときでありましたので、ブルーシートを張る段取りのために私も上がっていったわけですが、その後に何もというのはあったかと思いますが、下は住宅改修、ただ敷地は神社関係のという部分もありまして、行政のなかなかという部分はありますけれども、復興基金の中で、まさ

にこういう行政としてのしにくい部分、そういった部分も今度申請の中でできるという、これは正確な答弁でないので、まず復興基金の部分からは総務課長、それと事業的な工事の部分、今御意見があるようにそういう道ができるのであれば、なおしやすいというふうな部分の御意見もありますので、そのあたりは建設課長、まず総務課長のほうから答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 城山大神宮につきまして、私は現場も行って見ておりまして、当初町のほうに話があって大きい亀裂があるということで、雨が降ったら非常に法面が崩壊する可能性があるということで、シートを町のほうから地元のほうに持って行って、それを張ったという経緯を覚えております。熊本地震におきます復興基金ということで、熊本県のほうに基金がまいてあります。これに関して公共事業で採択されない部分について、この基金をどうやって活用していくかということで、県のほうでもいろんなパターンを市町村いろんな担当会議等をいたしまして、手厚い基金の活用ということで検討した結果、先般県のほうから要綱等がやっとなりまして、それを踏まえましてうちのほうも町民の皆さまにどういった基準、また要綱、負担の状況とか、そういったのが示されましたので、ちょっと回覧で今回6月号の広報と一緒にお配りをしているところでございます。内容的に小国町で可能性があるというところを抜粋いたしまして、7項目、一応まとめたところでお配りをしてお見いただいているところです。個人的な宅地の地震による被災の支援の項目と、また住宅の耐震化の支援、それと農家の自力復旧による支援、また市道の復旧の事業と、また地域コミュニティ等の支援ということで、特に城山につきましては、地域コミュニティ施設が該当するのではないかなど。メニュー的に、この中でも神社とかお堂とか祠（ほこら）とか、そういった具体的が示されております。これが該当するのではなかろうかと思っております。

そのほか自治公民館の再建支援とか、消防団詰所の再建の支援とか、いうふうな形で一応7項目今回町民の皆さまに一応広報でお配りしておりますけれども、もうちょっと見やすいようにしたほうがいいのか、いろいろお話も聞いておりますので、ページ数がちょっとありますので、テレビで流すのもちょっと画像が大きくなるということもあって、もうちょっとわかりやすい形にしたほうがいいのかという意見も早速聞いておりますけれども、そこのところまた皆さんの周知の仕方をちょっと考えていきたいと思っております。問い合わせの担当窓口も、それぞれ項目ごと一応書いておりますので、総務課のほうでもよろしいのですが、それぞれ担当課のほうに問い合わせ、わからない点があればまた県のほうにも問い合わせていく必要があるかなと思っております。

建設課長（佐藤彰治君） 震災直後から城山のほうの亀裂というそういった情報がありましたので、私も現地のほうを確認しております。当面の対応としまして、クラックの浸水防止ということでシートを敷いて、取りあえず町のほうで水が浸水しないようにということで対応をしております。当初そういったところも含めまして、特に神社という特異な場所でございます。土地のほうも所

有者がなく、神社庁の最終的には管理になるというような話も伺っておりますし、付近の町民の皆さんで管理されているというふうな話を聞いております。当初その直後に対策は何かないかということでお見えになりました。その折に土木と建設課の所管としましては、何か土木で事業がないかということ、あるいは林務課に対してそういった対策事業はないかということでお見聞して、見にも来ていただいております。

しかし、やはり冒頭にお話しましたように、なかなか境内という部分が被災しているということで、なかなかそういった事業メニューがない、つまり対応がちょっと県としてはできないというようなことでしたので、その折にはちょっと対策としてはないという話をさせていただきました。しかし、その後またお見えになった折に、徐々に復興基金という話が年末からかけて、少しずつ情報が入ってくるようになりまして、知る限りのその時点での情報を代表者の方にお話させていただきました。その後復興基金のほうは県の要綱等々がまとまったのが年明けて3月、4月ぐらいだったと思うのですが、つい数カ月前のことでしたので、その決定した内容を改めてこういう基金がありますと。その中にメニューの中に、先ほど総務課長がお話しましたように、コミュニティ等というようないわゆる地元でイベントとかそういった施設に該当しやしないかと、祭りごとあたりも境内でされているというようなことが聞いておりましたので、そのあたりちょっと該当しないかということで、その後県に問い合わせた中では、はっきりした返事はいただけませんでした。おそらくそういった施設、そういった使い方をしてるのであれば対応になるだろうというようなことでお聞きしましたもので、そのお話を改めて代表者の方にさせていただいております。

なかなかただその復興基金という事業ですと、今回そのコミュニティ等のメニューになりますと、2分の1の負担というふうなことで、地元の2分の1の補助ということで、上限1千万円というようなことがございますので、どれほど工事費がかかるのかがひとつ対策としてクラックです。そのあたりの工事費と補助率、そのあたりとの兼ね合いのお話も現実的には何百万か掛かるのであれば、その2分の1はちょっと負担をしていただくことになりますというふうなお話を正直にさせていただいております。それはそういった事業が確定したあとのメニューのお話をさせていただいて。その折に、議員おっしゃるように作業道を入れる計画が森林組合のほうであるというようなことで、まず問題だったのがいずれ復旧をするにしても、重機が入らない状況が周辺の状況でして、かといって、人力でやるには高台ですので非常にまた重労働だと。かといって、索道とかモノレールとかそういったものはちょっと考えにくい場所なので。幸いに何かそういった林道を入れる計画があると、付近まで来るというようなことでしたので、そういった道路を利用させていただいて、そして城山の境内まで何とか重機等、資材等が運び込まれるルートが確保できれば、なおよろしいというようなことで、タイミング的にはおっしゃるようなそういう時期が一番早急に、なおかつ資材の運び込みが、重機等も含めて搬入ができるような道路が確保

できれば、非常に短期でなおかつ効率的に復旧ができるのではないかという話をさせていただいております。

ただ復興基金というのが、基本的には道対策なので、そういった意味で地元負担金という金銭的な負担もありますけれども、工事のほうも自らが事業主体となるというようなことをございます。つまり業者に発注するというようなことで、その精算として補助金という形で、先ほど申しました2分の1とかというような形で県の基金を補助するというような補助体系でございますので、そうした実情も踏まえて、お話をさせていただいているところでございます。経緯的にはそういった経緯でございます。

以上です。

10番（時松昭弘君） 今の説明の中では、復興基金等を利用して考えているというようなことを今答弁としていただきました。防災計画の中におきましても、防災のそもそもの目的というのがあります。この中に防災行政は総合的かつ計画的に推進をします。そしてまた町民の生命、身体及び財産を保護するということが書いてあります。こういったことを考えた時には、この数値が50%というのは復興基金の説明があったあとの話だろうと思いますが、これはやっぱり受益者といたしましても、工事費の50%を受益者が払ってくれと言っても、これは非常に厳しい部分があるかというふうに思います。こうした中で、いろいろないわゆる過疎債、社会資本整備事業、そういった形の抱き合わせで予算措置ができないものか。あるいは早急にこれは対応しなければならない状況ですから、この財政的な分野もしっかり踏まえてこれは取り組んでいただければというふうに思います。町長はそのあたりについて、町長の考え方をお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 議員御意見の狙いといたしましては、地元ができるだけ出費が少なくなるよいうという御意見であろうかと思えます。元来この復興基金がなければ、なかなか地元、その神社の総代とか氏子でという部分ではあるかと思えますが、こういう復興基金ということでもあります。今少し確認しますと、事業主体を地元でされて基金をこうして残りはということでもありますので、ちょっとこれからの部分かと思えますが、今御意見あった過疎債とかそういう事業主体が町であれば、それはいろいろという部分はありますが、そういった部分が可能かどうかというのもちょっと今の今日の部分では発言ができかねます。調べたいとは思っておりますが。

10番（時松昭弘君） 時松です。

事業主体がどこになるかというような話でございますけれども、いずれにいたしましても、受益者の方たちが負担の少ない形で取り組んでいただきたいというのが、この地区の方々の願いであろうというふうに思います。今回この工事の建設課長から説明がありましたように、以前と違って、今後は林道の専用道路が西帯田線、これができるわけですが、これは近々入札を発注をしていきたいというふうに思います。これができれば、今年度に工事が終わるころを見計らって一緒に町のほうも事業主体の方たちと一緒に考えて工事をすれば、単価的にも工事が

スムーズにいくのではないかというふうに思います。そのあたりも併せて検討していただきたいというふうに思います。

時間のほうもあまりないですけれども、この関連ですけれども、今回西帯田線の道路が1キロほどできてきますけれども、以前から林道の赤迫線、これは上田地区にあるわけですが、これが3級林道の分がちょうど町の管理になっています。これが名義は町道という形になって、これが約875メートルあります。この幅員が今現在が2メートルなのです。ところが、この2級林道の申請を一応赤迫線のほうに申請をしました。ところがそれは昨年ですけれども、昨年の町長も御存じだろうと思いますが、2級林道に昇格をしていくためには、残りのキロ数が約850メートルあるのです。これは林業専用道路としていくわけですが、県のほうといろいろ協議をしました結果、手前に875メートルの3級林道があると。この3級林道の開設をしなれば、2級林道の残りの850メートルという部分は、これはできないという結論が今来ているわけです。このことも建設課の前任者とも相談をしまして、なかなか町のほうがこの875メートルの実際既存の道路が2メートル幅員がありますので、これを基準に沿った形であれば、3級林道が管理をすれば、こちらはできた段階で申請をしますから、この林業専用道路の予算というのが段々削られてきています。国のほうの予算がですね。これを早くしないと専用道路の予算も出てこないような状況が考えられます。

そういったことを考えたときに、わざわざ地元の受益者からもこういった話が出ておりますし、この受益面積は約23ヘクタールほどあります。こういった間伐をすることによって、帯田線も一緒ですが、これは森林整備事業の新たな交付金等がまた一応来るわけですが、そのお金がまた間伐をすることによって景観が良くなる。町が進めている環境モデル都市の一環の中にもつながってくると。いわゆる小国杉のPRにもつながってくるといいうことになります。こういった非常に町民の所得に関係する、また景観を良くしていくということで、この町の管理の3級林道から早急に整備を考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 上田地区の赤迫線という林道がございます。1年ほど前、地元の要望でそれから先につなげる林道を森林組合のほうで要望が上がっているというようなことの御相談を確か伺ったことがあるかと思えます。その際に国費を使えば負担金がいらぬというようなことで、通常作業道で入れてしまうと負担金をいただくことになるというようなお話の中で、その手前の既にある林道の規格を幅員2メートルの規格であればその要件に達するのでということで、町のほうに何か要望に来ていただいたということです。これについてはその後ちょっと具体的な話が新設の話がちょっと聞いておりませんでしたものですから、今後そういった計画が具体化していく中ではまた協議をしながら、できるだけ地元の負担がいらぬようにということで、受益者の方のですね、というような形に沿った事業で展開をしていければとは考えているところでございます。

10番（時松昭弘君） 時間のほうがあまりありませんので、一応最後のお話をしたいと思います。
この帯田線にしても赤迫線にしても、町がこの管理をしている部分と林業専用道でやる部分とあるわけですが、この町が単独で専用道路をつくる予算も今のところは厳しいと思います。しかし、これだけやっぱり国の事業を展開しながらやっぱりやっているわけです。ですから、この3級林道について、これは早急に町長もこれは政策を判断をさせていただいてしていかないと、こちらのほうのあとの部分の専用道路の段階ができあがって、そういった査定がつくまでは約1年以上かかります。ですから、このことも含めて町長に再度要望をしたいと思います。

答弁は時間がありませんので結構ですが、道路は産業を興すという言葉があります。道路は産業を興す。道路を造るか開設することによって、産業が起きて、そこで所得が生まれる。そしてその循環型の町民の中にも税金も入ってくるということです。また国が教育委員会の教育長もおられますけれども、教育は反面、国を興すという言葉があります。ですから、このことをしっかり頭に置いて、道路整備そして教育をしっかりやるというようなことも併せて申し上げて、町長の最後の時間の中で答弁をしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 赤迫線については、大体の場所をちょっと把握はしておりますけれども、その詳細について今日御意見いただきましたものですから、再度私もまた図見ながら、内部で話題にさせていただきたいというふうに思います。御意見のとおり、道路は産業をつくるという認識はありますけれども、財源の見合いといろいろな総合的にまた考えていきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） これで質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。1時40分から再開をいたします。

（午後1時31分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時40分）

1番（穴井帝史君） 先般、小国町防災会議が行われましたが、ちょうどその時私と議長は研修と重なりまして出席できませんでした。その中で後日資料をいただいて、膨大な量の資料でしたが、ちょっと幾つか気になる点がありましたので、質問したいと思います。まず防災マップについてですが、土砂災害防止法の改正に伴い、土砂災害危険箇所のハザードマップの作成・公表が義務づけられたことを受け、今後防災マップにどのように反映していくのかをお尋ねします。

総務課長（松岡勝也君） 防災マップにつきまして、本年度平成29年度におきまして、防災マップを作成する計画を立てております。土砂災害防止法が改正になりまして、ハザードマップの周知が義務づけられております。そういったことから小国町といたしましては、平成24年度から27年度にかけて、熊本県と一緒に町内で説明会を開催いたしまして、通常いいますイエローゾーン、レッドゾーンとか、そういった土砂災害警戒区域等の説明を終わっております。今後

土砂災害の対応につきまして、先ほど言いましたように防災マップを作成いたしまして、各戸に配付、又は事業所・公民館等に備え付けてハザードマップの活用をしていくように進めていきたいと考えております。

1 番（穴井帝史君） そのマップというのは、町長室の入り口あたりに現在貼っていますよね。大きいやつですよ。

総務課長（松岡勝也君） 従来は町長室の横にもちょっと大きく貼っていますけれども、2万5千分の1ですね。非常に小さくて見づらいということで、これはもうちょっとカラー版で大きき的にはA4よりちょっと大きいサイズで開くような形で、土砂警戒区域等をいろんな災害時に対する啓発の内容とか、グッズとか、いろんな連絡体系とか、そういったのを見やすいようにつくったような形ですので、カラー版の冊子の形をつくるように考えております。

1 番（穴井帝史君） ぜひとも誰が見ても見やすいものを作成してもらいたいと思います。

次ですが、指定避難所の耐震についてなのですが、昨年の熊本地震では指定避難所で耐震化がなされなく、避難所として機能しなかったところもあると聞いておりますが、そのあたりは今後どのような対策をなされるのかをお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 今回熊本地震を受けまして、指定避難所におきましても耐震化がないということで避難所を移動した地区もございます。そういったことを踏まえまして、平成29年度復興まちづくり計画を進める予定でございます。その中におきましても基本的には耐震化を重点として、また避難所、そういったところを踏まえた計画を策定する予定でございます。そういった計画を踏まえた中で、その後優先順位等を考慮した中で耐震化を順次進めていくと考えております。

1 番（穴井帝史君） それと現在の役場、役場は耐震基準を満たしていますか。

総務課長（松岡勝也君） 役場庁舎につきましても、開発センターと同じ年度に建築された庁舎でございます。昭和47年ということで、平成26年度に耐震診断を行っております。その中でも耐震の係数を下回っている部分がございます。そういったところで、耐震が完備と言われると耐震化ではないというふうな判断になります。そういったところで、今現在開発センターを建て替えるの計画でございます。開発センター建て替えがそれと同時か、それか並行しながら、庁舎の耐震化にも努めていく必要があるかなと思っております。また、耐震化の診断の中でも概算費用が約1億5千万円から2億というふうな概算費用も積算されております。そういったところから、耐震化の工事につきましても、財源等を考慮しながら開発センターの建築が済むと同時かそれ以降に、耐震化に取り組んでいく必要があるというふうと考えております。

1 番（穴井帝史君） 昨年みたいな大きい地震はないものと私は考えておりますけれども、もし今後大きい地震等で役場庁舎が使えなくなった場合の対応はどのようにお考えですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の熊本地震を受けまして、これは県の地域防災計画の中でもこうい

った項目を計画の中で謳う理由に考えられております。その中でも本庁舎が仮に地震等で使えなくなった場合、どこを庁舎にするかというところも地域防災計画の中では謳っておりますが、具体的にどこですかというところも謳う必要があるというところでもありますので、本来であれば開発センターが耐震化であれば、開発センターが庁舎に代わる場所というふうになるかと思いますが、具体的に庁舎が地震で使えなくなった場合どこにするかというところも、新しいセンターが建つ間、位置づけを明確にしておく必要があるかなと思っておりますので、今の段階では庁舎が使えなくなった場合の、庁舎というのはまだ明確にはどこですというところまではまだ打ち出してはおりません。

1 番（穴井帝史君） その辺は大切なことだと思いますので、早めに決めてもらいたいと思います。それと防災計画書の資料 2 の中の 38 ページにあるのですけれども、職員への支援体制とここにありまして、安否確認手法、水、食料等の確保、宿泊場所の確保、子ども一時預かり、職員の心のケアも含むとありますが、これは小国町の役場職員に対しての災害の程度にもよると思うのですけれども、安全確保とか危機管理、また小国町職員は有能な職員が多いですので、自分の命を省みず対応をすることもありますが、その辺の指導はいかがなものでしょうか。なぜこれを言うかといいますと、確か平成 3、4 年頃だったと思いますけれども、津江のほうで河川を見回りに行った職員が亡くなったというような事例もございますので、あえてお尋ねします。

総務課長（松岡勝也君） 今回地域防災計画書を見直す中で、先ほど申しましたように、熊本県におきましても先ほどいいました計画書の 38 ページの中に、第 16 節の中で、防災関係機関等による業務継続計画ということで、これは 6 項目国のほうが示しておりますけれども、熊本県のほうは 8 項目、そういった大きい地震等が起きた場合の業務をどう継続していくかというところを明確に謳う必要があるというところが出ております。本町におきましては 8 項目の中、今現在 4 項目は達しておりますけれども、まだ半分の 4 項目は未達成でございます。今御質問がありましたように、職員に対する支援体制というのがまだ完全にはできておりません。中身によりますと、安否の確認の手法とか、最低でも 3 日間の水を確保する。また宿泊場所の確保とか、職員の子どもの一時預かり所とか、職員の心のケアとか、そういったところも踏まえて、整備する必要があると。また先ほど申しましたように、庁舎がなくなった場合の代替庁舎をどこに位置づけるかとか、また重要な行政のデータバックアップと非常時の優先順位の制度と、そういったところを明確にする必要があるということで、まずは職員の緊急時の招集が掛かった場合の、安全に庁舎に来る時の体制、また職員が危険にさらされていないかとか、そういったところも確認をする必要があるというところでもありますので、今回の地域防災計画の中ではそういったところを謳って、職員の安全体制というのを確保する必要があるというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） 私が思うに、職員も大事な町の財産だと考えておりますので、その辺のほうも今後円滑に行ってもらいたいと思います。

これは確か副町長がおられたときだったと思いますけれども、平成28年度熊本地震における小国町役場の対応を検証し、次の災害に備えるため検証報告書の作成をするということを議会でも報告がありました。この件はどうなっていますか。

総務課長（松岡勝也君） 御質問のとおり、前副町長のときに災害検証について求めるというところでありました。その中では職員の安全体制、地震に対する安全体制又はそういったときの行動に対して、どういうふうに動いたかというところのアンケートを2つ全職員に取っております。今現在まとめは既に終わっておりますが、アンケートはひとつの検証のデータとして十分活用していきたいと思っております。またこれに併せまして、各課に復興の担当を一応位置づけておりまして、会議を2回開催いたしまして、その中で各課における熊本地震における対処、又は問題点、その後どうするか。そういったところをちょっとまとめて提出を今していただいているところでございます。今回アンケートと各課の地震における対応・問題点をひとつにまとめて、本年度作ります小国町復興まちづくり計画と併せて、検証と併せて、復興計画を作り上げていこうかなというふうに考えております。

1番（穴井帝史君） もう1点、災害のときは一番の連絡網として携帯等を使われておりますが、地震のとき、また栄通りの大火のときにおきましても非常につながらない状態が続きましたが、そういうときの通信手段はどうお考えですか。

総務課長（松岡勝也君） 地震に限らず、火災等においても停電等による携帯電話、通常のNTTの回線が不通といったことも考えられておりますし、実際発生いたしております。そういったところから、今回庁舎の中におきましても無停電装置のシステムがございますけれども、そういったところも十分詰めていきまして、また中継所に行く電源の確保、そういったところが今後、これもいろんな反省点を踏まえまして、携帯電話の連携とまた非常用電源の確保の再認識、そういったところも検証していきたいというふうに考えております。

1番（穴井帝史君） 先ほどちょっと時松議員の意見と重なるのですけれども、復興まちづくり計画について回覧だけで周知していきまして、先ほど総務課長からもある程度答弁ありましたけれども、これはもうちょっと回覧だけではなくて、周知・徹底をお願いしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど少しお話ししましたけれども、回覧で回しておりましたけれども、早速ちょっとこれはわかりにくいというお話もいただいております。ページ数がちょっとありますので、どういった形の周知をするかというところで内部でちょっと検討しておりますので、もう少しわかりやすいような形を示すことを考えていきたいと思っております。

1番（穴井帝史君） 最後に防災というのは、自分の身は自分で守るのが基本ではなかろうかと私は思いますが、今後町としても今以上に警察・消防団はもちろん、各種団体等がございますので、そういうところと密に連携を取りながら町民における防災に対する意識の向上を図ってほしいと思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 6月議会の一般質問でありまして、梅雨時期に入っております。今少し天気もこういう晴れ間がありますが、こういったときに限って、後半にこれは分析されているわけではないのですが一般論で、後半にやっぱり集中豪雨が起る年も以前はありました。そういう中でしっかり役場といたしましても私自身も防災意識を常に心掛けながら、町民に安心して生活ができるような、そういう部分を努めていかなければいけないと思います。基本は今議員おっしゃいましたように、自分の身は自分で守るという部分がありまして、町の中では自主防災組織という組織も構成されておりますが、そういう中で行政組織、それから地元側の自主防災組織、行政組織の中には消防団組織であったり、もちろん役場の水防班とかがありますけれども、また議員がおっしゃいましたような警察・広域消防・自衛隊というような各関係機関、そういったところとも常日頃から連携をしていかなければいけないと思っております。

雨が多い時期にはこれはひとつの情報ですが、久留米にダム統管理事務所というところがありまして、その署長とのホットラインというのがかなり頻繁に行われます。福岡の気象台のほうとダム統管が連携を取りまして、気象台から直接私の携帯に入る場合もありますけれども、ダム統管の所長から夜中が多いのですが、非常に頻繁に豪雨の状況に応じて、今から1時間後、2時間後に杖立がどれぐらいの予想があるという、かなり判断の参考になるような連絡体制もいただいております。そういう中で早め早めの避難ということで、今回避難の案内が少し変わりました。避難準備情報、それから避難勧告、避難指示という3種類の中から、避難準備情報が高齢者等避難というように少し概念が変わっております。そういう部分で、せっかくですからちょっと調べて。そういう部分で高齢者の方が、今まで避難準備情報というのは読んで字のごとく準備をするという部分でありましたけれども、高齢者等においての要援護者が実際避難をするような段階という部分の位置づけもあるかと思っておりますので、今後どういう防災無線での案内の仕方、こういう部分も検討しながら早め早めに避難を促していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

正式には避難準備・高齢者等避難開始ということで、避難準備と同時に高齢者等の避難を開始するということでもあります。そういう部分で早めの避難というのが多くなると思いますけれども、よく防災用語で言われるのは、野球に例えて「見逃しと空振り」というような言葉でありますけれども、見逃して何もしなくて被害が大規模になるというのは一番良くないことで、避難を促して、それが結果として何もなくても、それはよかったなというような町民意識になっていただくとよろしいかというふうに思っています。

以上でございます。

1番（穴井帝史君） 以上をもちまして、質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

(午後2時01分)

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

11番（松本明雄君） 11番、松本です。6月の議会では最後の質問者になります。今まで十人十色、いろんな質問をされてきた方がいらっしゃいました。第一次産業の農業、林業、これが主にやっぱり小国町の基幹としては非常に大切な部分だとは思いますが、いろんな話を聞いていると今商業と観光部門、非常に近年まれに見ない苦戦をしております。そのあたりもこの前から情報課長と打ち合わせをしまして、調べて何か対応できることがあれば対応してくださいということで、お願いをしてあります。観光面では、町長、いろんな方が質問されましたけれども、インバウンドの話もされておりましたが、5月5日の連休のときに私的なことで悪いのですが、うちの家内がゆうステーションの近くで店をしております。それでうちの店に「鍋ヶ滝に行くにはどうしたらいいですか」と聞かれましたもので、鍋ヶ滝は非常に混んでいる状況だったので、ここから車で行くよりも、ゆうステーションには電動自転車がありますので、それを利用していかれたらどうですかということで言いましたら、荷物はうちのほうの店に置いてその方たちが行かれました。帰ってこられたら、非常に電動自転車は気持ちよくて並んでいる車を抜いていったもので、非常に気持ちよかったという話もしていましたもので、今後そういうこともまた考えていていただきたいと思います。

そして5月4日は、僕は福岡のほうにちょっと用事がありまして、帰るときに何も考えずに212号線を帰っていたところ、ダムを過ぎて赤橋のところから渋滞で非常に困りました。杖立の方にはこいのぼり祭りで非常に盛況でお客さんも多かったと思うのですが、やっぱり国道を通る方々にも配慮した、今後輸送機関のことを考えながらやっていただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。前々からいろんな質問をしてきました。ドローンとヘリコプターの話は、空を舞う話は僕ぐらいしかしていませんので、もう1回この前から2月3日のこの新聞は町長が見られたかどうかお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） はい、見させていただきました。

11番（松本明雄君） それならこの新聞を見て、何か感じたのか感じなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） その事柄に至るまでに、阿蘇市長や県、それがどういう仕組みでそうなったのかというのを聞いておりましたものですから、今日ちょっと発言をさせていただきますが、地震の影響によって国道57号が通れないと。その時に夜間で例えば阿蘇の市民の方などが二重の峠を通過して大津に抜ける、ミルクロードを通過していく際に、やはり渋滞であったり、大型車であったり、救急車が通る折に何か支障を来すのではないかとというようなところから、夜間もそういう医療センターなどに飛ぶような、そういう仕組みづくりをされていたのを把握はしております。

その折にも阿蘇市だけではなくて、従来から小国町自体が防災ヘリ、その急患の方々、非常に重い病気であったり、急ぐ場合に、これは昼でありますけれどもヘリコプターで患者さまを搬送するケースが多かったものですから、これを小国にもとも思ったのですが、そういう道路の状況から今回そこに至るといような位置づけもありましたものですから、私はあえて小国町からの要望というのはちょっと話題には現在のところまではしていない状況ではあります。すみません、ちょっとどう思ったかというから逸脱はしておりますけれども、そういうところでございます。

1 1 番（松本明雄君） 町民のことを考えれば、阿蘇まで救急車に乗せていくという感覚にはならないと思います。この新聞を見た以上は3月議会で本当は一般質問でしようかと思ったのですが、今まで猶予期間を置いていました。今一般質問でするにはお金のかかる話なんかいろいろ出ていると思うのですけれども、やっぱり町民の命をどう考えるかです。ですから、これは阿蘇地域で急患が出た場合、夜間ヘリを飛ばすように県ができますよと、準備できていますよという話で持ってきているのです。ですから、町はあとは夜にヘリコプターが降りる場所さえ確保すれば、町民のことを考えてきたのだなと僕はそういうふうに思っているのですけれども、町長が今までそういうことも考えなかったというのはちょっと僕は非常に、もう少し真剣に捉えてもらいたかったと思います。そして小国町は特に災害の多い場所でありますので、災害があった時でも、これは自衛隊からのヘリが飛んでくるんです。自衛隊のヘリが飛んでくるということは、県のほうに申請を出せば、災害派遣命令を出せば、県のほうからすぐ飛んできます。彼たちは命令ひとつで動かなければなりませんので、どんな危険な状態でも飛んできますので、やっぱり町民の生命、財産を守るという観念から、そういうことがあれば速やかに各部署に行き対応すべきだった事柄ではないかと思うのですけれども、どのようにお考えですか。

町長（北里耕亮君） 自衛隊の夜間の部分でございましてけれども、今まで道路が寸断をされて通れないという状況からという部分であります。今現在地震はあつてはいますけれども、その状況から小国町は変わっていないというか、夜間では救急車で小国から大津方面に向けてミルクロードを通過して、市内の病院に搬送するという部分であります。あとは今日御意見もいただいておりますので、どういう状況の中での夜間の発着所ができるかというのを、今後早急にそれを建物の何かつくらなければならないのか、今までのように木魂館に夜間も降りることができるのかとか、そういう各部署との協議、そういうのを早速でもさせていただきたいと思っています。また担当の部分での意見がまたあるかもしれませんので、あればお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 御質問の夜間の自衛隊の緊急ヘリの要請ということで、御承知のとおり熊日新聞にも載っております。これは国道57号線がミルクロードが積雪等で全面通行止めになった場合の緊急夜間の自衛隊要請ということで、阿蘇市が主導権になりまして阿蘇保健所と阿蘇医療センターと連携しまして、広域消防とまた最終的には自衛隊のほうに要請を上げるという訓練を行っております。このことを踏まえまして熊本県の危機管理防災課のほうは、基本的には

阿蘇医療センターをヘリポートの基地といたしました夜間ヘリというのを確立いたしているということで、そこで小国町に夜間の緊急ヘリをすぐお願いしますというところまではまだ至っていないという県の危機管理防災課の回答でございました。しかし、そういった今言われた話を危機管理課に話をしまして、また自衛隊のほうに小国郷北部の基地として夜間のヘリが可能であるかどうかを検証してもらって、そういったことを一歩でも前進していただくには働き掛けが必要かなと思っております。

また以前にも、平成3年の台風19号のときにも、小国町には自衛隊のヘリもきちっと着陸をしているような作業を行っておりますので、そういった実績もあるということで、そういったことを踏まえますと、十分可能性はあるのかなというふうに思っております。

11番（松本明雄君）　こういう新聞を見て阿蘇地域と書いてあれば、小国もできるかなとか、そういう意識を持たれたほうが先にいいのではないかと思います。県の防災の危機管理室には総務省の間宮君が来ていますので、間宮君ともこの前お話ししました。そしてこれを飛ばすためにはどうしたらいいかと。これは阿蘇広域のあそこの中央病院のところに降りて、高遊原に降りて、それから救急車で搬送すると。そういう仕組みを取っております。ですから、やっぱりその辺までやっぱりちゃんと調べて先に手を挙げて、こういう記事が出ていたら小国もどうかなるのかならないのかはっきり先におかないと、今僕が質問したから調べました。今からどうかしますではやっぱり遅いと思うのです。ですから、やっぱり興味のある記事は読んでいただいて、皆さん問題を共有していただいて、その辺を早急にしていただきたいと思います。これはお金のかかる話ではありませんので、するとなればどうでもなると思っていますので、早急にやっていただきたいと思います。

.....
.....
.....
.....
.....

防災ヘリ、ドクターヘリ、いろいろあります。この前から長野では訓練中に防災ヘリが落ちております。彼たちも命を懸けて飛んできてくれるわけですので、やはり小国町としても安全なところ、木があれば木を切ってやるとか、一番ヘリが嫌がるのは電線です。高压電線が一番彼たちにとっては見えないから引っかかって落ちる可能性が一番高いですので、そういうことを検証しながら、一歩でも先に進めてもらいたいと思います。57号線のトンネルもまだ3年かかります。小耳にした話で、これはうわさ話です。57号線の片側を通行できるのは、17日のトンネルの開通式が終われば少しずつ話は出てくるとは思いますけれども、今年度末にはどうにかなるかもしれないというような話も聞いておりますので、そうなればヘリも使わずに一安心という感じに

なりますけれども、小国町は災害の多いところ、雪の多いところ、凍結が多いところですので、その辺は今年の冬に向かって準備をしておくのはいいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 急患を搬送するというだけにとどまらず、災害、今から梅雨時期でありますし、大規模な災害ですと自衛隊の方々に大変お世話になることがあります。そして災害というのは夜も躊躇なくやってくる場合がございます。そういった部分でいろいろな大規模な火災とか、山林火災とかあってはならないのですが、いろんなことが考えられるのにあたって、自衛隊のお力を借りるという部分がありますので、そのあたりのところは各方面と協議をさせていただきたいと思います。またドクターヘリ・防災ヘリに関しては、小国郷の方々はこの仕組みがあるお陰で本当にたくさんの方が一命を取り留めているという状況もありますものですから、そういった部分については積極的に、今後改めまして積極的に考えさせていただきたいと思っております。

1 1 番（松本明雄君） もうひとつ付け加えて、御質問いたします。阿蘇広域で消防を持っております。今年度はいろんなところで広域も未来館とかいろんな地震の影響で災害に遭われて、相当修理もしている段階ではありますが、今後広域の北部分署のほうも建てて40年たちます。あそここの場所は川の近くにありまして、今後建て直し計画が出た場合は、高台のヘリの離着陸ができる危なくないようなところに持って行っていくように検討をしていただきたいと思います、副組合長としての考えは述べられないとは思いますが、前向きに考えていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 建物が老朽化しているのは事実でありますし、設置されての期間というのは今お話されたとおりであると思います。もともとの地元の方が問題意識を常日頃から持って、そして地元議会、小国町、南小国町町議会の日頃からの意見、それが例えば広域議会に話題が広がり、そして設置計画というか改修計画の中に次はどこのほうがよりいいですよというような話題に展開していくと思いますので、そういう話題を日頃から持つのがよろしいかというふうにも思います。土地が限られている小国町は、平地が限られている部分もありますし、中心部がいいのかちょっと離れたほうがいいのかとか、いろんな角度から話題、そういう非常に大事な話でありますので、意識的にその問題共有をするべきであるというふうにも私も認識をしております。

1 1 番（松本明雄君） 今後やっぱり夜間でもヘリが降りれるような場所に持ってきていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。平成の大合併がありまして、市町村ではピークのときから考えればもう10年ぐらいたっております。財政的に潤っている町では合併していない町もありますけれども、なかなかうちはそうではなくて南小国ともいろんな協議をしたと思います。ですけれども、合併はしておりません。それでしていないならしていないなりに、今後どういう形で南小国と連携していくのか。そういうことも考えていかなければならないと思います。今、横に公園

等もつくっております。それでも南小国も公園は持っておりませんので、よければ南小国と小国で本当は中間地点にもうちょっと大きな駐車場の確保をできるような公園をつくったほうがよかったのではないかなと心の底では今思っております。

南小国ともうちは公立病院も持っておりますし、財産組合も一緒です。ですからいろんな話はできてくると思いますので、今後具体的に言うと、教育長もそこにおられて甚だ恐縮なのではございますが、この前農業委員会の件で玖珠町に行きました。北里議員と時松議員と行きましたけれども、その折にもあそこの町でも、大きな町でももう合併するのではなくて、いろんな連携ができればしていきたいという話がありました。うちも小学校の統廃合で小学校が1校、中学校が1校、南小国は小学校が3校、中学校が1校、九重町も中学校を1校にし、まだ小学校の合併はまだできていませんけれども、玖珠町は中学校を合併、森高の跡に合併して持っていく話になっております。それで今後今協議していこうというのは、失礼な話ですが、教育長を両町で1人にしようというような話もできております。ですから、できないはこれからわかりませんが、うちは今9月に麻生教育長が来られて、そういう話はまだまだできないと思います。隣町は3月に岩切教育長が来られました。2人とも優秀な教育長ですので、今後4年後、5年後、6年後、いつそういう話になるかわかりませんが、そういう話ができることがあれば、少しずつでもしていってもらいたいなど。教育現場は非常に本当に話が出ているとおりに、不登校の問題とかいろんな問題がありますから、教育長は置くべきところではあります、両方見ていく。そして小国高校もありますので、その辺の兼ね合いも兼ねて、教育長にして強い意見を持ちながら前に進んでいくという方向も持っていけるのではないかと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 教育長のお話は少し隣に置かせていただきまして、合併の話からちょうど10年ちょっとがたちました。その中でもともと元来南小国町と小国は、公立病院でも共同での事業をしておりますし、財産組合もあるというのは御意見のとおりですが、阿蘇広域というような観点を含めれば、そういう環境衛生のそういった部分も過疎の部分も、環境衛生のそういう部分も、ごみ収集の部分もそういう一体的にやっている。連携できるようなところはまだまだたくさんありまして、例えば福祉部門であっても、同じ健診を乳幼児のいろんな部分についても南小国町の保健士が同じ場所に来られたりというケースもあるように聞いておりますし、福祉部門でもこれから共同で何かするという部分は、そういう時代が来てもよいのではないかなというふうにも思っておりますし、また観光のほうはかなり一緒になって今現在やっております。それからあとは農業と林業ですが、農業についてはJAが一緒の組織体であるし、部会がですね、ハウレンソウ部会、キュウリ部会、それぞれ南小国の方も入っておりますし、酪農振興会あたりも一部南小国の方が入っておられたり、一緒になってやる部分も多ございます。森林組合が林業の部分については少し形態が違いますので、このあたりも杉の樹種あたりの種類あたりも一緒でございま

すので、何か一緒にというような部分も、これはそれぞれの団体のお考えもあるかと思えますけれども、それも検討すべきではないかなというふうにも思います。ですので、昨年ちょうど南小国の町長と私とそれにひとつ産山の村長も加わり、そして各それぞれ3町村の総務課長が加わって合同懇談会を行いました。これはできるできないはまた考えなければいけないのですが、例えばエフエム小国で今おぐチャンをやっております。光ケーブル。南小国もちょうどまたアナログでやっておりますけれども、光を入れるようなお話もされているようで、そういった部分で、もし何か検討難しいかもしれませんが、何か番組制作とかそういう部分で共同でできるとかできないとかいう部分のことも話題になりました。ほか3町村で何かできることがあればというような話題も出ておりますので、具体的にもう少しそれがなれば、議会のほうにも相談をさせていただきながらやっていきたいと思っております。

1 1 番（松本明雄君）　そういう話があったなら、今後うちのほうも人口も相当減っておりますので、合併の話とかそういう話までは出なかったのでしょうか。

町長（北里耕亮君）　高橋町長は御経験されていないと思えますけれども、私のほうはちょうど合併協議のときには議会議員をさせていただいておりますし、その時代にはその時代の理由がいろいろあったように記憶しておりますし、様々な課題というか物質的な部分というよりも気持ち的な部分も、これは明確には言えませんがあったように記憶しております。それから10年ほどたっておりますし、今非常にいい関係で、先ほど言ったように同じようなことができるような体系であればそれはやりましょう。別は別のほうがいいなら別にしましょう。そういう部分をやっている中で、この部分を大切にしていきたい。即座に、ですから何年後に合併とかいうことは、お互い話題にはしておりませんし、今現在私もここは当面はそのつもりはないということは、少しこの場で発言をさせていただきたいというふうに思います。

1 1 番（松本明雄君）　わかりました。近々そういう話になるということはないと思うのですけれども、やっぱりその方向性を出しながら持っていかないと、もう南小国も小国もどこに行っても、どっちの町ですかと聞かれることが多いです。ですから、南小国の市原とは距離的には4キロぐらいしか変わりませんので、今後いろんなクリアしなければ問題もいろいろあると思えますけれども、その方向性を少しでも持ちながら、前に進めていただきたいなと僕のほうは思っております。これをもって一般質問を終わります。

町長（北里耕亮君）　少し繰り返しになりますが、一緒に合わせてできる部分あたりは本当に積極的に考えていきたいと思えますが、いざ合併となると日頃気づかない課題がぐっと上がってきて、例えば両町の基金の残高であったり、両町の借入金の残高、土地の状況とかいろいろな方策が過去の歴史的に牧野関係の部分もあるのですが、ちょっと違う場合がありますものですから、そこはやはりいざそのテーブルになると、また厳しいこの協議になるかと思えますけれども、今当面は、私はあと残り任期2年ではありますが、その間の協議を始めるとかいう思いは今現在思ってお

りません。重ねてちょっと発言をさせていただきました。

5番（児玉智博君） ただいまの11番議員の一般質問の中で、・・・・・・・・・・に関する発言は不適切なものだと思いますので、会議録からの削除を求めます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時45分から再開をいたします。

（午後2時37分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

11番（松本明雄君） 今、指摘がありました私の発言で・・・・と言いましたけれども、その件に関しては撤回させていただきます。

議長（渡邊誠次君） ただいま11番、松本明雄議員より申し入れがありましたとおり、その部分に関して削除したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認め、削除をいたします。

予定をしておりました5人の一般質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「発議第5号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）」についてを議題といたします。

提出者より発議第5号について提案理由の説明を求めます。

5番（児玉智博君） 発議第5号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成29年6月14日、提出者、小国町議会議員、児玉智博。

賛成者が小国町議会議員、大塚英博議員、同じく北里勝義議員、同じく高村祝次議員、同じく時松唯一議員、同じく穴見まち子議員、同じく熊谷博行議員、同じく時松昭弘議員でございます。

意見書案を朗読いたします。

熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）。

2016年4月14日と16日に熊本地震が発生し、1年が経過しました。

地震で被害に遭った住宅は、全壊約8千600棟、半壊約3万4千棟、一部損壊約1万4千7千棟、合計19万棟に及びます。

被災者は現在仮設住宅や、借り上げ仮設、あるいは雨漏りの修理もできない自宅で生活しています。

被災者の意見を聞いてみると、住宅再建が一番多い回答となっています。しかし、再建するにもお金がなく、被災者だけでの努力では限界もあり、再建はなかなか進んでいないのが現状です。

そこで災害支援法第3条の規定にある全壊300万円、半壊57万円を増額させ、一部損壊についても新たに補助を設けるなど、新たな制度を設けてください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月16日

衆議院議長 大島理森様

内閣総理大臣 安倍晋三様

国土交通大臣 石井敬一様

熊本県小国町議会議長 渡 邊 誠 次

こちらの意見書は一昨日5月19日の本会議で、請願第1号として熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書、請願者、熊本県建築労働組合阿蘇支部様より出された請願書が採択されたことにより提出を提案するものであります。

以上です

議長（渡邊誠次君） これより発議第5号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第5号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに議会活性化推進特別委員長並びにゆうステーション周辺整備特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに係る検討について」及び「議会活性化推進に係る検討について」及び「ゆうステーション周辺整備に係る検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後2時51分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（10番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3番 北 里 勝 義 君
10番 時 松 昭 弘 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月14日から 6月19日までの 6日間とする。

1.	議案第 30 号	小国町税条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 31 号	小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 32 号	小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 33 号	小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 34 号	小国町総合性計画の策定について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 35 号	平成 29 年度小国町一般会計補正予算(第 1 号)について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 36 号	平成 29 年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	同意第 4 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	同意第 5 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	同意第 6 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	同意第 7 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	同意第 8 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	同意第 9 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	同意第 10 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	同意第 11 号	小国町農業委員会の委員の任命について 平成 29 年 6 月 14 日 同 意
1.	報告第 1 号	平成 28 年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 平成 29 年 6 月 14 日 報 告

1.	発議第 3 号	議会活性化推進特別委員会設置に関する決議について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
	発議第 4 号	ゆうステーション周辺整備特別委員会設置に関する決議について 平成 29 年 6 月 14 日 原案可決
1.	発議第 5 号	熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）について 平成 29 年 6 月 16 日 原案可決
1.	請願第 1 号	熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について 平成 29 年 6 月 14 日 採 択

《議案外》

平成 29 年 6 月 14 日

1. 議員派遣の件について
1. 議員派遣報告について

平成 29 年 6 月 16 日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務文教福祉常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 開発センター建替え検討特別委員会
 - 議会活性化推進特別委員会
 - ゆうステーション周辺整備特別委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成 29 年 6 月 14 日

1. 熊本地震復興基金事業について
1. 町有地の売却等について
1. 重要文化的景観について
1. 大分交通バス車庫等の処分について

《一般質問》

(1 日目)

1.	遊具公園について	P 1~2
1.	被災者支援住宅について	P 2~6
1.	小学校部活動について	P 6~11
1.	環境汚染の問題について	P 11~13
1.	観光の振興について	P 14~20
1.	殿町火災跡について	P 20~21
1.	農林業の振興について	P 21~27
1.	町の景観について	P 28~30
1.	草刈ボランティアについて	P 30~31

1.	学校給食について	P 31～34
1.	行政改革について	P 34～40
1.	財政健全化について	P 40～44
1.	観光の振興について	P 44～48
1.	地域おこし協力隊について	P 48～51
1.	里道の復旧について	P 51～54

(2日目)

1.	人口減少について	P 1～3
1.	集約農業について	P 3～4
1.	観光振興について	P 4～6
1.	特別会計について	P 6～9
1.	ふるさと納税返礼品について	P 9～15
1.	非常勤職員の処遇改善について	P 15～21
1.	防災対策について	P 21～27
1.	防災計画について	P 27～31
1.	防災ヘリについて	P 31～35
1.	南小国町との連携について	P 35～37

小国町議会会議録
平成29年第2回定例会

平成29年6月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次
編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119